

第2期教育等の振興に関する施策の大綱（改訂版）

令和3年3月
高知県

第2期教育等の振興に関する施策の大綱（改訂版） 目次

第1章 第2期教育等の振興に関する施策の大綱の策定について	1
1 第2期大綱の位置付け	
2 第2期大綱の期間	
3 第2期大綱の進捗管理	
第2章 高知県の教育等の現状と課題	2
1 第1期大綱（H28～R元年度）に基づく取組の成果・課題	
（1）第1期大綱の概要	
（2）基本目標の達成状況	
（3）5つの取組の方向性に基づく主な施策の分析・評価	
2 子どもたちの知・徳・体の状況について	
3 社会の状況	
（1）人口減少、少子化、高齢化の進行	
（2）児童生徒数の減少に伴う学校の統廃合等について	
（3）新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響について	
（4）子どもたちを取り巻く厳しい環境について	
（5）デジタル技術の進展と超スマート社会の到来	
（6）参考：主な国の教育改革の動き	
第3章 基本理念と基本目標	24
1 基本理念 ～目指すべき人間像～	
2 基本目標（知・徳・体）	
第4章 基本方針と喫緊の課題の解決に向けた横断的取組	27
1 概要	
2 各基本方針・横断的取組の概要	
第5章 基本方針ごとの施策	35
基本方針Ⅰ チーム学校の推進	
Ⅰ－1 チーム学校の基盤となる組織力の強化	36
Ⅰ－2 チーム学校の推進による教育の質の向上	41
基本方針Ⅱ 厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実	
Ⅱ－1 多様な課題を抱える子どもへの支援の充実	49
Ⅱ－2 特別支援教育の充実	55
基本方針Ⅲ デジタル社会に向けた教育の推進	
Ⅲ－1 先端技術の活用による学びの個別最適化	58
Ⅲ－2 創造性を育む教育の充実	61
基本方針Ⅳ 地域との連携・協働	
Ⅳ－1 中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興	63
Ⅳ－2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	66
基本方針Ⅴ 就学前教育の充実	
Ⅴ－1 就学前教育・保育の質の向上	68
Ⅴ－2 親育ち支援の充実	70
基本方針Ⅵ 生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保	
Ⅵ－1 生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり	72
Ⅵ－2 私立学校の振興	75
Ⅵ－3 大学の魅力向上	77
Ⅵ－4 文化芸術の振興と文化財の保存・活用	79
Ⅵ－5 スポーツの振興	82
Ⅵ－6 児童生徒等の安全の確保	85
横断的取組	
1 不登校への総合的な対応	88
2 学校における働き方改革の推進	92
参考資料	97

第1章 第2期教育等の振興に関する施策の大綱の策定について

1 第2期大綱の位置付け

この第2期教育等の振興に関する施策の大綱（以下「第2期大綱」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項の規定※に基づき、知事が、本県の教育、学術及び文化の振興に関する基本理念や基本目標と、それらを実現するための総合的な施策について、知事と教育委員会で構成する高知県総合教育会議で協議を行ったうえで定めたものです。

※第1条の3第1項 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

2 第2期大綱の期間

第2期大綱の期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

3 第2期大綱の進捗管理

第2期大綱の基本理念の実現に向けた基本目標の達成状況や施策の進捗状況等については、高知県総合教育会議において協議、確認を行います。

なお、この大綱に定める施策等については、国の教育改革の動向や施策の進捗状況等を勘案し、適宜、見直しを行います。

第2章 高知県の教育等の現状と課題

1 第1期大綱（H28～R元年度）に基づく取組の成果・課題

（1）第1期大綱の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の改正により平成27年度から設けられた総合教育会議において、本県の教育課題の解決に向けた真に有効な対策を打ち出すため、知事と教育委員会が議論を積み重ねたうえで、平成28年3月に「教育等の振興に関する施策の大綱」（以下「第1期大綱」という。）を策定しました。

この第1期大綱については、毎年度、PDCAサイクルによる進捗状況のチェックを行うとともに国の教育改革の動向等も勘案して見直しを行うこととしており、平成28年度から令和元年度までの4年間、3度の改訂により施策の充実・強化を図りながら、基本理念の実現に向けて取組を推進してきました。

教育等の振興に関する施策の大綱（H28～R元年度）

基本理念 ～目指すべき人間像～

- ・学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち
- ・郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材

基本目標

<知の分野>

- ・小学校の学力は全国上位を維持し、さらに上位を目指す。中学校の学力は全国平均以上に引き上げる
- ・高校3年生の4月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を15%以下に引き下げる
- ・高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下にする

<徳の分野>

- ・生徒指導上の諸課題（不登校、暴力行為、中途退学）の状況を全国平均まで改善する
- ・全国学力・学習状況調査における児童生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等）意識調査結果で、全国平均を3ポイント以上上回る

<体の分野>

- ・小学校の体力・運動能力は全国上位に、中学校の体力・運動能力は全国平均以上に引き上げる

5つの取組の方向性

- ①チーム学校の構築
- ②厳しい環境にある子どもたちへの支援
- ③地域との連携・協働
- ④就学前教育の充実
- ⑤生涯学び続ける環境づくり

(2) 基本目標の達成状況

第1期大綱（H28～R元年度）の基本目標の状況は以下のとおりです。

基本目標の結果（R2.3月時点）**<知の分野>**

- ・小学校の学力は全国上位を維持し、さらに上位を目指す中学校の学力は全国平均以上に引き上げる

▶R元年度全国学力・学習状況調査結果（数値は全国平均正答率との差）

小学校：国+0.2 算+1.7 中学校：国-2.0 数-1.7 英-3.6

- ・高校3年生の4月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を15%以下に引き下げる

▶学力定着把握検査結果（R元年度3年生4月）：24.2%

- ・高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下にする

▶H30年度卒業生に占める進路未定者の割合：5.5%

<徳の分野>

- ・生徒指導上の諸課題（不登校、暴力行為、中途退学）の状況を全国平均まで改善する

▶H30年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（（ ）は全国平均）

1,000人あたりの不登校児童生徒数：小・中 20.9人（16.9人）、高 17.1人（16.3人）

1,000人あたりの暴力行為発生件数：小・中・高 10.5件（5.5件）

中途退学率：高 1.7%（1.4%）

- ・全国学力・学習状況調査における児童生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等）意識調査結果で、全国平均を3ポイント以上上回る

▶R元年度全国学力・学習状況調査結果（肯定的な回答をした割合（ ）は全国平均との差）

「自分には、よいところがあると思う」小学校 82.7%（+1.5） 中学校 73.6%（-0.5）

「将来の夢や目標を持っている」 小学校 84.4%（+0.6） 中学校 74.3%（+3.8）

「学校のきまり（規則）を守っている」小学校 90.7%（-1.6） 中学校 96.3%（+0.1）

<体の分野>

- ・小学校の体力・運動能力は全国上位に、中学校の体力・運動能力は全国平均以上に引き上げる

▶R元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（数値はT得点（全国平均=50））

小学校：男子 49.3 女子 50.0 中学校：男子 49.9 女子 48.8

(3) 5つの取組の方向性に基づく主な施策の分析・評価

第1期大綱の主な施策の検証結果の概要を、取組の方向性ごとに以下にまとめます。

①	チーム学校の構築
概要	学校の組織力を高めながら、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実等を図るとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用して、学校の目標の実現や課題の解決を図る、「チーム学校の構築」を推進
これまでの主な取組と成果	■ 学校の組織マネジメント力の強化 →各学校の学校経営計画に基づく組織マネジメントに対するアドバイザーの訪問指導等により、検証・改善のサイクルへの理解が進み、学力向上などの成果につながった学校が増加 ・学校経営アドバイザーによる全小・中学校への訪問指導・助言：各校年2回以上 ・学校支援チームによる高等学校への訪問指導・助言（H30～）：35校 年4回以上（管理職対象） ■ 学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの構築 →「教科のタテ持ち」や「教科間連携」を導入した中学校では、日常的なOJTが活性化し、組織的な授業改善の取組が充実。小学校には令和元年度より「メンター制」を導入 ・中学校：学校規模に応じたOJTの仕組み（「教科のタテ持ち」、「教科間連携」等）を全校に導入（R1） ・小学校：経験豊富な教員が助言者として若年教員を指導しながらチームで学び合う「メンター制」を導入（指定校25校）（R1） ■ 高等学校における基礎学力の定着に向けた組織的な取組の充実 →学校支援チームによる訪問指導の実施等により、公開授業や研究協議の機会が増加し、授業改善に対する教員の意識が向上 ・学校支援チームによる訪問指導・助言（H30～）：35校 延べ698回訪問（R1） ・学習支援員の配置（進学に重点を置く5校除く、市立含む）：30校 延べ78名（R1） ■ 生徒指導上の諸課題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築 →校内支援会の実施率やSC等の外部専門家の活用率等も増加しており、支援を要する児童生徒への組織的かつ計画的な支援が充実 ・校内支援会 月1回以上実施率：小85.3% 中87.9% 高72.2%（R1） ・校内支援会における専門家の活用率：小100.0% 中99.1% 高100.0%（R1） ■ 体育授業の改善・健康教育の充実 →副読本や指導教材の活用による授業改善や教員の指導力向上に向けた研修会の充実、指導主事による課題校への訪問等の取組により各学校における体育・健康教育の取組が充実 ・健康教育副読本の活用率：小100% 中100% 高100%（R1） ■ 特別支援教育の充実 →小・中・高等学校において「個別の指導計画」等を活用した組織的・継続的な支援が充実 ・「個別の指導計画」の作成率：小81.4% 中69.1% 高60.3%（R1）
課題	・新たな時代に必要となる教育の実現に向けたカリキュラム・マネジメントの充実や、そのためのOJTの充実、教員の働き方改革の推進など、各学校におけるチーム学校としての組織マネジメント力の一層の向上が必要 ・少しでもリスクがあると思われる児童生徒の情報が校内支援会に上がり、早期支援の実施につながる仕組みの充実が必要 ・障害の状態の多様化が見られる中、特別支援教育に関する教職員の専門性の向上、より早期からの指導・支援の体制づくりが必要

②	厳しい環境にある子どもたちへの支援
概要	就学前は保護者の子育て力の向上などを重点的に支援し、就学後は学校をプラットフォームとして小学校から高等学校までの各段階に応じて切れ目のない対策を講じるなど、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ることを目指して、「厳しい環境にある子どもたちへの支援」を徹底
これまでの主な取組と成果	■ 保護者の子育て力向上のための支援の充実 → ほぼ全ての園で基本的生活習慣の定着に向けた取組が行われており、「早寝早起き朝ご飯」を意識して取り組む保護者が増えたと感じている園が増加 ・ 基本的生活習慣の重要性に関する保護者の理解促進に向けた取組 保育所・幼稚園等における保護者対象の学習会の開催率：99.3%（R1） 生活リズムカレンダー等を活用した園の取組の実施率：99.7%（R1） ■ 保育所・幼稚園等と地域等との連携の充実 → 保育所・幼稚園等で保育者や地域の子育て経験者、子育て世帯等が交流できる場づくりを進める多機能型保育支援事業実施園では、民生委員等地域と連携した活動が充実 ・ 多機能型保育支援事業実施箇所数：H28 2 か所 → R1 13 か所 各園で段階を踏んで事業内容の充実を図れるよう、補助要件を3段階に分けて設定（R1） ■ 放課後等における学習の場の充実 → ほぼ全ての小・中学校校区で放課後等の学習支援が実施されるようになり、学力に課題のある児童生徒への個別の支援が充実 ・ 放課後等学習支援員の配置：小学校 111 校 231 名、中学校 70 校 204 名（R1） ・ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室における学習支援実施率：98.1%（R1） ■ 専門人材、専門機関との連携強化 → 心の教育センターにスクールカウンセラースーパーバイザー等を配置したことにより、さまざまな問題に対し適切に対応し、解決まで寄り添うための機能が充実 ・ 心の教育センターへの高度な専門性を持つ SC・SSW の配置：H28 5 名→H29～R1 7 名 ・ 心の教育センターの相談支援受理件数（来所・出張・巡回相談）：H27 269 件→R1 413 件 → 不登校対策チームの派遣により、各学校における取組状況や課題を迅速かつ適切に把握 ・ 不登校出現率の高い学校への訪問、支援（各学校2回以上）：22 校（R1） ■ 欠食がみられる子どもへの支援 → 食事提供活動を行う団体・学校は、徐々にではあるが増加 ・ 地域のボランティア等による食事提供活動への支援 食事提供活動を行うボランティアの募集・決定、食材及び食育資料の提供など 食事提供活動の実施状況：H29 3 団体、4 校→R1 8 団体、10 校
課題	・ 地域と連携した活動の充実に向け、多機能型保育支援事業の実施園を拡大していくことが必要 ・ 不登校児童生徒をはじめ、支援が十分届いていない児童生徒や保護者への支援機能の強化が必要

③	地域との連携・協働
概要	家庭・地域・学校が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる仕組みである地域学校協働本部の設置促進や活動の充実など、学校と「 地域との連携・協働 」を積極的に推進

これまでの主な取組と成果	■地域との連携・協働の推進 →地域学校協働本部やコミュニティ・スクール、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置・導入が着実に進む中、保護者や地域の方が学校のさまざまな活動に参画する割合が増加 ・地域学校協働本部設置校数：小 168 校、中 98 校、義務 2 校（R1） ・コミュニティ・スクール導入校数：61 校（R1） ・放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の設置率（小学校）：96.3%（R1） ■地域全体で子どもを見守る体制づくり →地域学校協働本部の活動への民生・児童委員の参画率が増加するとともに、子どもの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」の設置数も着実に増加 ・民生・児童委員が活動に参画している地域学校協働本部の割合：98.4%（R1） ・高知県版地域学校協働本部（H29～）の設置数：126 校（小 88 校、中 38 校）（R1）
--------------	--

課題	・厳しい環境にある子どもたちの見守り体制のさらなる強化が必要 ・子育てに不安や悩みを抱える保護者への支援の充実が必要
----	---

④	就学前教育の充実
概要	専門的で高度な知見に基づいた質の高い教育・保育の実践や、小学校以降の教育への接続を意識した取組の充実・強化など、「 就学前教育の充実 」に向けた取組を推進

これまでの主な取組と成果	■保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立 →平成 28 年に「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」を策定し、その活用について管理職研修や各園への訪問支援等を通じて周知・啓発を行ってきたことにより、保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法に関する保育者の理解が促進 ・ガイドラインを保育の見直し・改善に活用した園の割合：62.6%（R1） ■保育者のキャリアステージにあった資質・指導力の強化 →キャリアアップ研修の実施等により研修受講者が増加傾向にあり、職責に応じた専門性や実践力の向上に向けた保育者の意識が向上 ・ステージ研修の受講園の割合：基礎研修 55.6%、主任・教頭研修 67.0%、所長・園長研修 65.0%（R1） ■保幼小の円滑な接続の推進 →ほとんどの小学校区において、保幼小の円滑な接続を図るためのカリキュラムの作成が完了 ・接続期カリキュラムの作成率：保育所・幼稚園等 94.0%、小学校 100%（R1）
--------------	--

課題	・指針・要領に沿った指導方法の確立に向けて、各園における組織的・計画的な保育の実践及び改善の取組の継続が必要 ・保幼小の円滑な接続に向け、地域の実態に応じた接続期カリキュラム等の実践・改善が必要 ・親育ち支援の必要性について保育者の理解は進んだが、日常的・継続的な実践は不十分
----	--

⑤	生涯学び続ける環境づくり
概要	社会・経済が急速に変化していくとともに、個人の生き方も多様化している中で、県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするため、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境や、スポーツ等に親しめる環境を整備

これまでの主な取組と成果	■新図書館等複合施設を核とした県民の読書環境・情報環境の充実 →オーテピア高知図書館は、県民の「知りたい、学びたい」に応える情報拠点として、多くの方が利用 ・オーテピア開館後の状況（R1 累計）：来館者数 1,775,834 人、個人貸出数 1,780,360 冊 ■南海トラフ地震等の災害や事故等に備えた取組の推進 →県立学校施設の構造体の耐震化については、平成 30 年度で全て完了。平成 28 年度から取り組んだブロック塀の改修は令和元年度に完了。体育館（避難所）の非構造部材の耐震対策は、令和元年度から工事が本格化し概ね計画どおり進捗 ・県立学校の耐震対策 - ブロック塀の改修：対象 36 校 H28～R1：36 校完了 - 体育館の天井材等の落下防止及びガラス飛散防止対策：対象 40 校 H28～R1：17 校完了 ■県立学校の振興の推進（中山間地域の小規模校の学習環境の充実） →中山間地域の小規模高等学校において遠隔教育システムの活用が進んできており、実施した補習等は受講した生徒からも好評 ・学校間をつないだ遠隔教育の実施 - 教育課程に位置付けた教科・科目の授業や補習、県内外の学校との生徒交流、教員研修での活用（7 校） ・教育センターを配信拠点とした遠隔教育の実施 - 中山間地域の小規模高等学校における遠隔教育システムの活用：全 10 校で活用（R1） - 各校のニーズに応じて進学補習講座等を実施 ■教育の情報化の推進 →県立学校及び市町村（小・中学校）に統合型校務支援システムを導入し、教員の働き方改革の推進に加え、小・中・高の校種間でのデータ連携など児童生徒の個別指導に活用できる基盤システムを構築 ・統合型校務支援システムの導入状況 - 県立学校：H29 全校導入完了 - 市町村（小・中学校）：R1 26 市町村に導入（R2 全市町村に導入）
--------------	--

課題	・生涯にわたって学び続ける環境づくりに向け、県民の多様な生涯学習ニーズに応えられるよう、情報提供機能の強化が必要 ・ヘルメットの着用など、自転車の安全利用に対する子どもたちの意識のさらなる向上が必要 ・校務支援システムの多様な機能の活用による校内の業務改革や、蓄積される学力データの学習指導への活用など、効果的な活用を徹底していくことが必要
----	--

2 子どもたちの知・徳・体の状況について

(1) 知の状況について

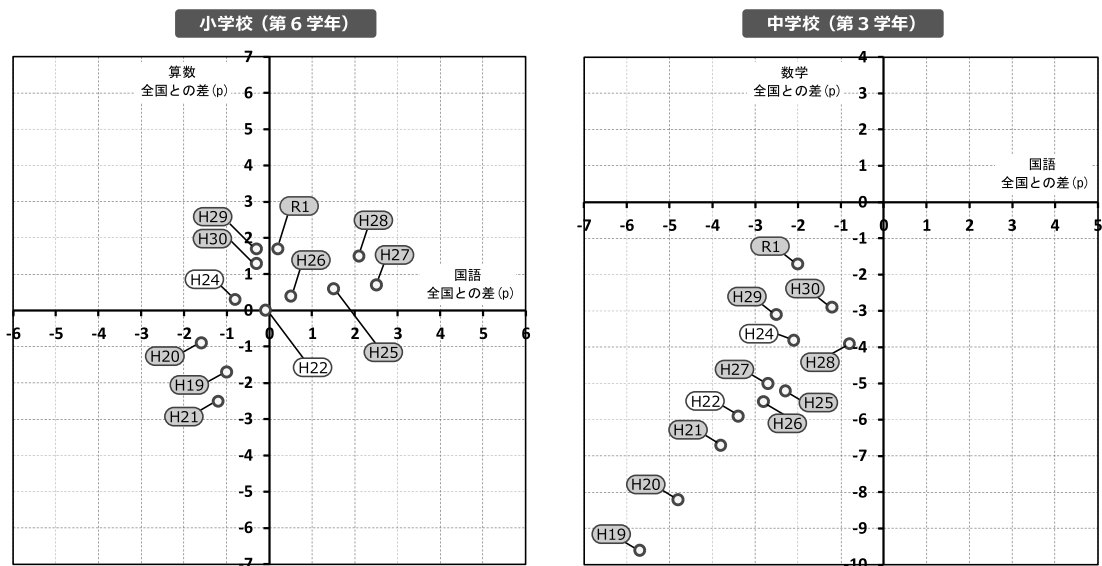
①小・中学校の学力の状況について

小・中学校の学力の状況は、全国学力・学習状況調査が始まった平成19年度からは改善傾向にあります。

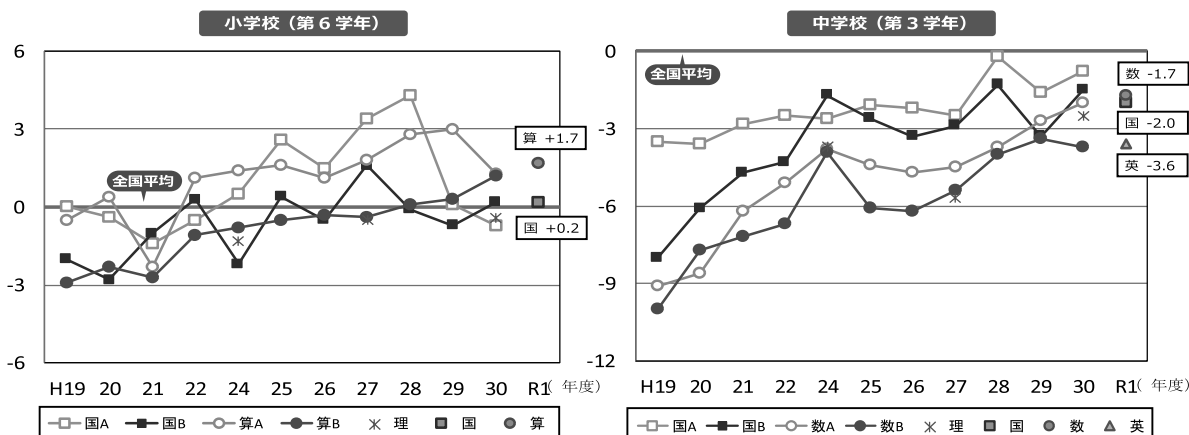
小学校は、近年、国語の知識・技能の定着に伸び悩みが見られますが、令和元年度の調査結果では引き続き全国上位に位置しています。中学校は、国語・数学ともに改善傾向を維持し、令和元年度の調査結果では全国平均まであと一歩という状況にあります。英語については全国平均との差がやや大きくなっています。

■全国学力・学習状況調査結果(H19～R1年度)

◇本県と全国の平均正答率の差



◇本県と全国の平均正答率の差(教科、問題別)



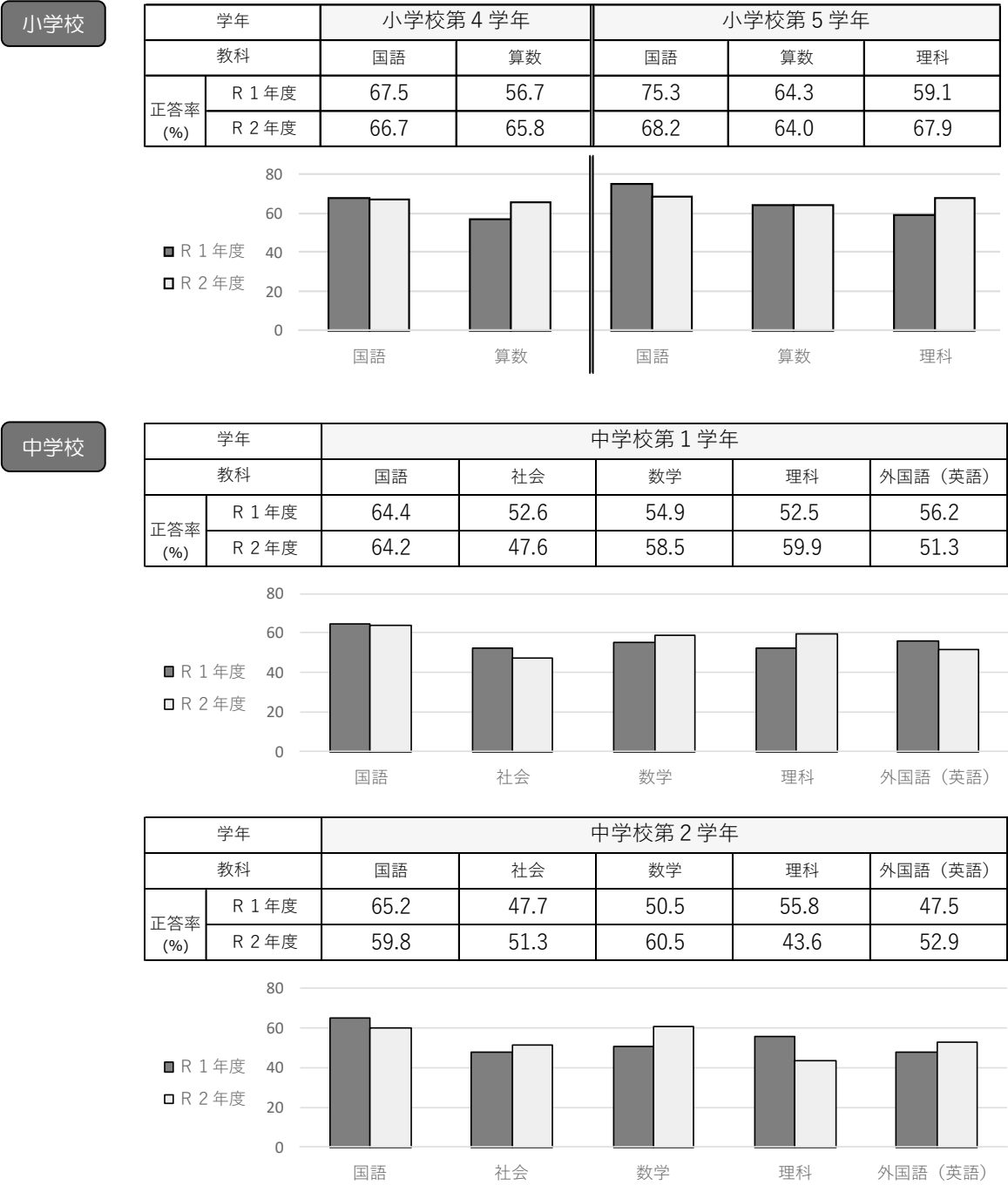
※平成22・24年度は抽出調査、平成23年度は東日本大震災の影響により、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により全国調査未実施
 ※令和1年度は、A問題(主として「知識」に関する問題)とB問題(主として「活用」に関する問題)を一体的に問う調査となった。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響による全国学力・学習状況調査の中止に伴い、高知県学力定着状況調査の結果より子どもたちの知の状況を把握することとしました。その結果、小・中学校ともに、多くの教科で前年度と同等もしくは、それ以上の平均正答率となっており、前年度と同水準といえます。

なお、目的に応じて複数の情報から正しい情報を根拠として読み取り、原因や結果を説明したり、解決方法の構想を立てたりすることに課題が見られました。

■高知県学力定着状況調査結果（R1，R2 年度）

◇本県の平均正答率



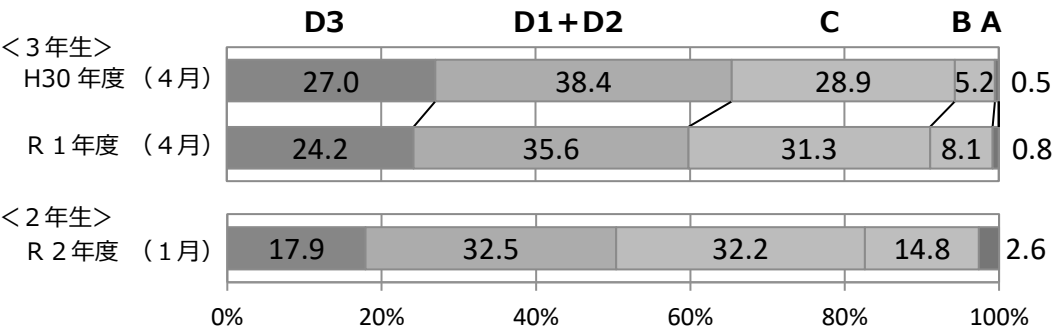
②高等学校の学力について

公立高等学校の学力の状況は、学力定着把握検査の結果のうち、進学に重点を置く学校を除く県立高等学校 29 校のものをみると、学習内容が十分定着しておらず、進学や就職の際に困難が生じることが予測される生徒の割合（以下、「D3層の生徒の割合」という。）は、令和2年度2年生1月実施で17.9%となっており、前年度の3年生4月実施の参考値と比べ減少しています。

令和2年度2年生（R1年度入学生）の傾向を教科別にみると、国語と英語については、高校での学習範囲の出題の割合が増加する2年生6月にD3層の生徒の割合が増加し、その後、2年生1月では、国語でD3層の生徒の割合が若干増加していますが、英語では例年同様減少しています。また、数学はほぼ例年どおりの動きとなっています。

■学力定着把握検査結果

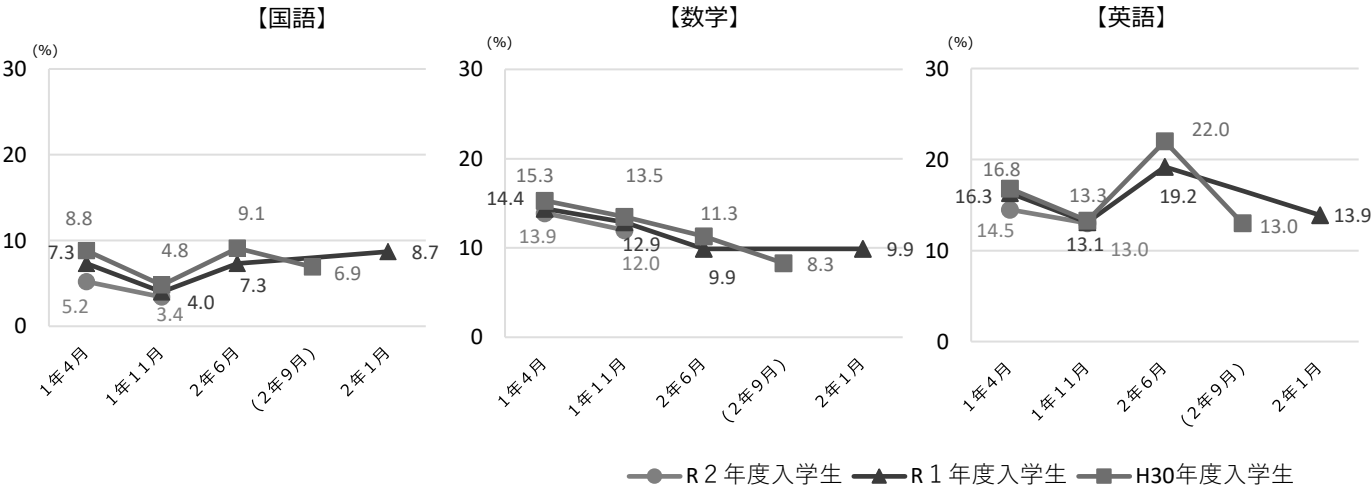
◇2年生1月の3教科総合の結果（H30, R1年度3年生（4月）は参考値）



※数値は学力定着把握検査Ⅰ（29校）の結果（その他7校では別検査を実施）
※評価尺度である学習到達ゾーンの内容は下表のとおり（なお、学力定着把握検査Ⅰにおける学習到達ゾーンの最高値はA2であり、A1～S1は存在しない）

学習到達ゾーン (GTZ)	進路選択肢	
	進学	就職
Sゾーン	S1～S3 難関大学合格レベル（最難関大学はS1）	上場企業等の大手の就職筆記試験や公務員試験に対応できるレベル
Aゾーン	A1～A3 国立大学合格レベル	
Bゾーン	B1 公立大学合格レベル（一般入試）	
	B2～B3 国公立大学の推薦入試に合格可能で、私立大学の一般入試では選択肢が広がるレベル	
Cゾーン	C1～C3 私立大学・短期大学・専門学校の一般入試に対応可能なレベル	就職筆記試験における平均的評価レベル
Dゾーン	D1	就職試験で必要な最低限のラインはクリアしているが、仕事をするうえで支障が出ることが多い 筆記試験が課される企業では不合格になることが多い
	D2	
	D3	

◇教科別にみた D3 層の占める割合の推移（2 年生）



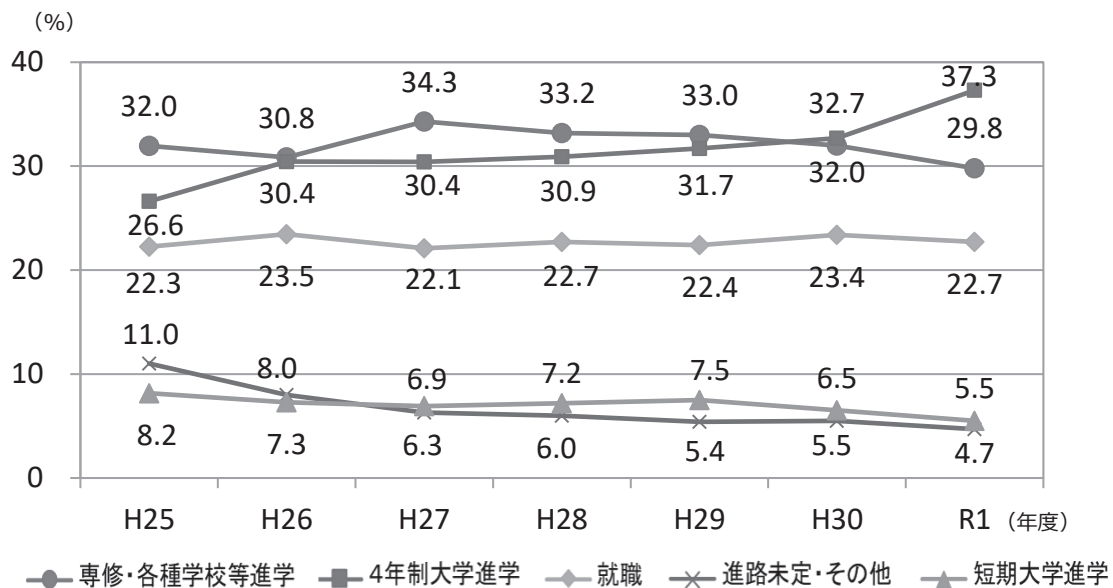
県高等学校課調査（国の「高校生のための学びの基礎診断」の認定を受けた測定ツールを活用）

公立高等学校卒業者の進路の状況については、進路未定で卒業する生徒の割合は減少傾向にあり、平成25年度の11.0%から令和元年度は4.7%と半減以上しています。

4年制大学の進学者の割合は、徐々にではありますが着実に増加しており、令和元年度は37.3%となっています。

さらに、就職内定率が着実に改善してきたことにあわせ、県内就職者の割合も上昇傾向にあり、近年は60%を超えています。

■公立高等学校卒業者（全日・定時・通信制）の進路状況

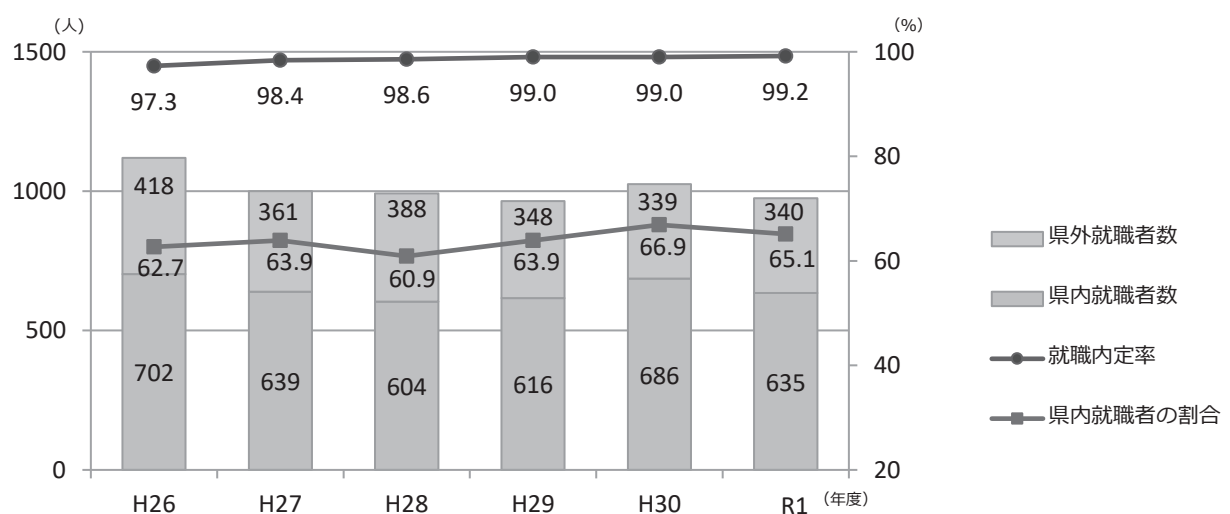


※就職率・進学率は、公立高校卒業生全体に占める割合

※進路未定には、具体的な進学・就職先が未定の生徒、パート・アルバイト等の生徒も含む

県高等学校課調査

■公立高等学校卒業者（全日・定時制）の就職の状況



県高等学校課調査

(2) 徳の状況について

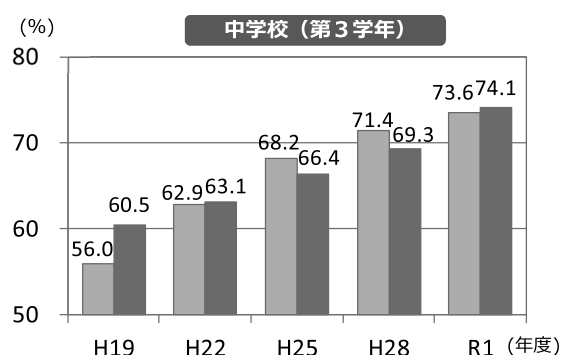
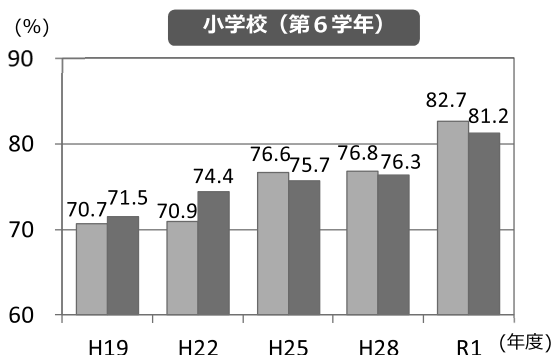
全国学力・学習状況調査（児童・生徒質問紙調査）において、肯定的な回答を行った児童生徒の割合は、いずれの項目においても平成19年度の調査結果と比較して、小・中学校ともに増加しています。

しかしながら、「将来の夢や目標を持っている」で肯定的な回答を行った児童生徒の割合は、全国平均を上回っているものの、やや減少してきています。

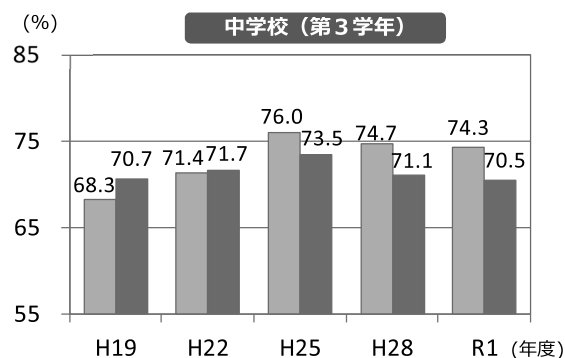
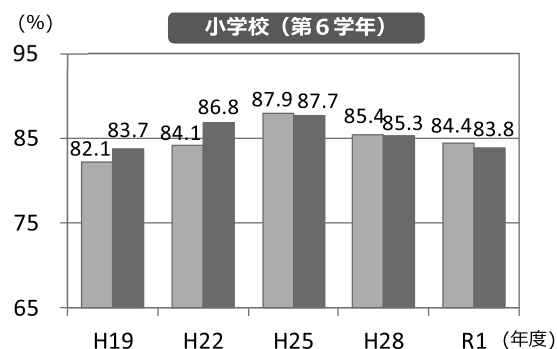
■全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙調査結果抜粋（H19,22,25,28,R1年度）

※各質問に対し、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と答えた児童生徒の割合（%）

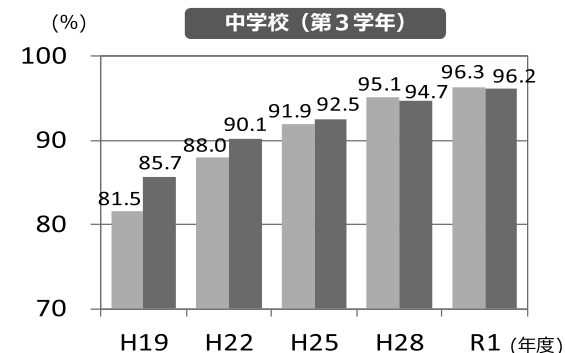
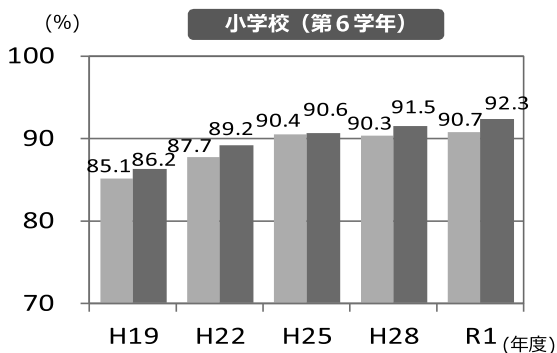
◇自分にはよいところがある



◇将来の夢や目標を持っている



◇学校のきまり（規則）を守っている



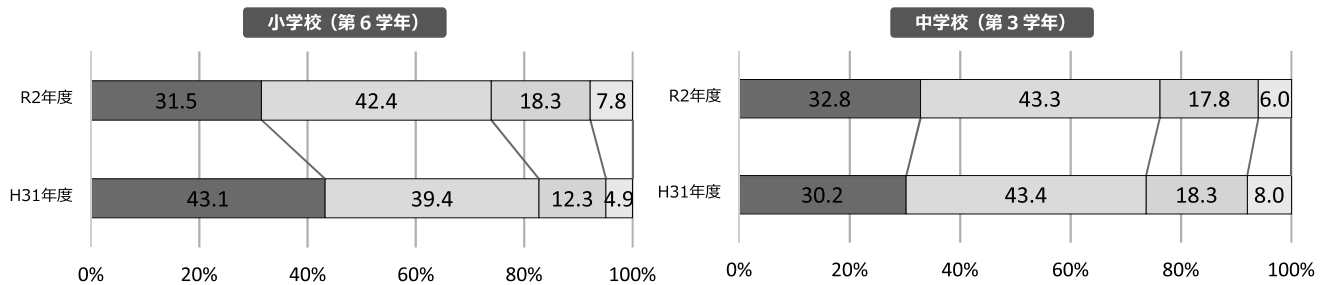
令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響による全国学力・学習状況調査（児童・生徒質問紙調査）の中止に伴い、高知県児童生徒学習状況調査の結果より子どもたちの徳の状況を把握することとしました。その結果、調査実施時期が異なるため、単純に経年比較はできないものの、小学校では全ての項目において、肯定的な回答を行った児童の割合が減少しています。また、中学校は、同水準といえます。

■令和2年度高知県児童生徒学習状況調査（R2.11月実施）結果

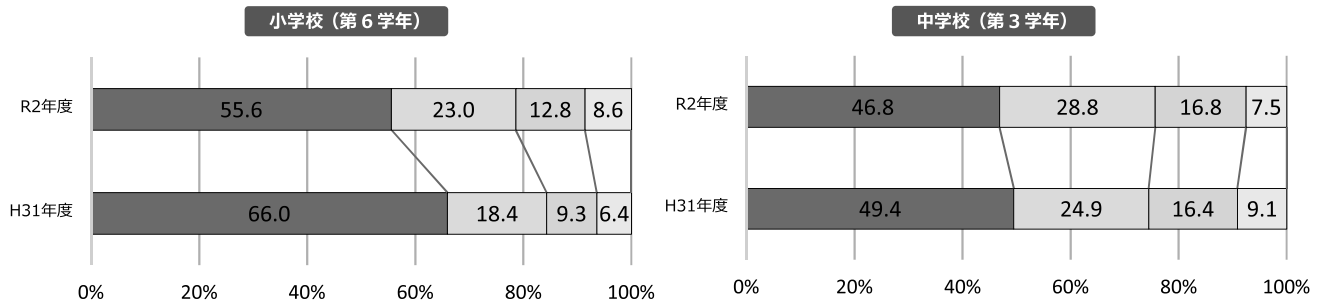
※比較年度のH31年度は、全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査（H31.4月実施）結果

■ 1 当てはまる ■ 2 どちらかといえば、当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまらない ■ 当てはまらない

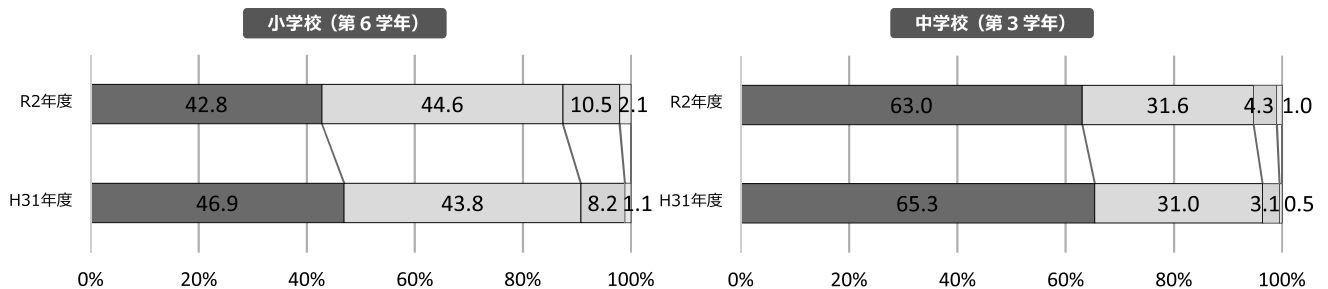
◇自分にはよいところがある



◇将来の夢や目標を持っている



◇学校のきまり（規則）を守っている

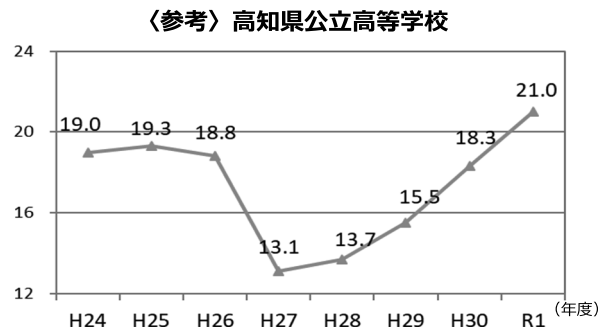
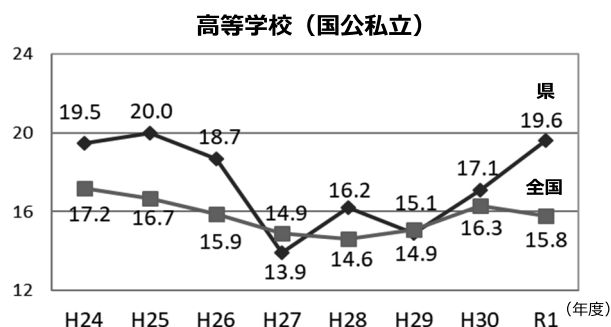
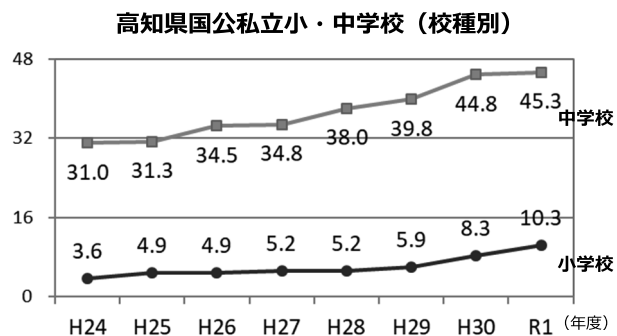
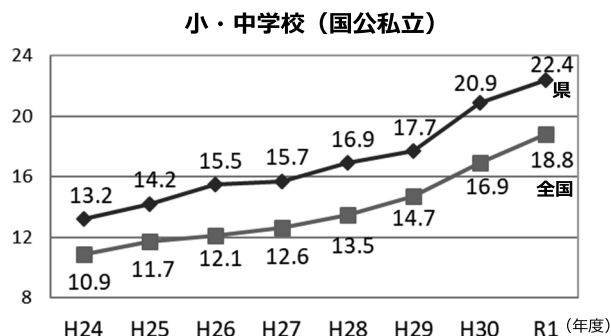


生徒指導上の諸課題の状況については、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果をみると、1,000人あたりの不登校児童生徒数は、小・中学校は、高知県、全国ともに増加しています。高等学校も、平成28年度以降増加傾向にあります。

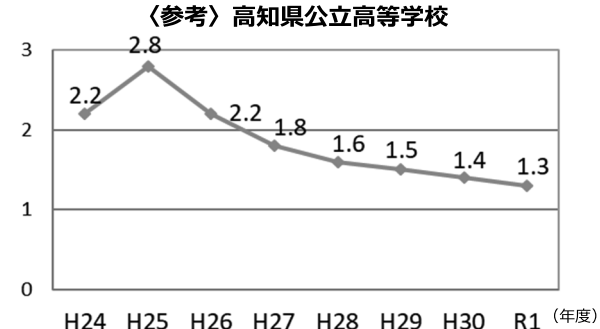
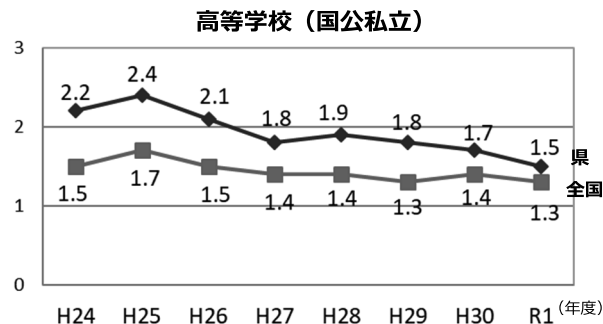
高校生（国公立）の中途退学率は、全国平均を上回っているものの、近年は着実に減少しています。

■児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（H24～R1年度）

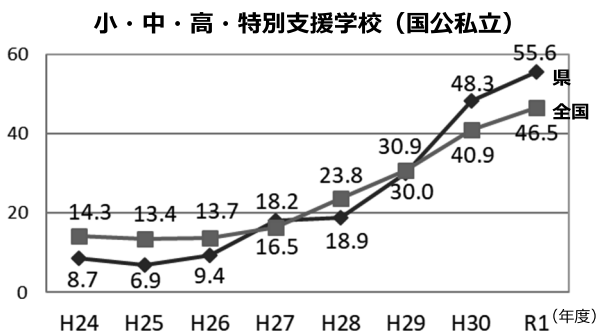
◇不登校 ※数値は1,000人あたりの不登校児童生徒数（人）



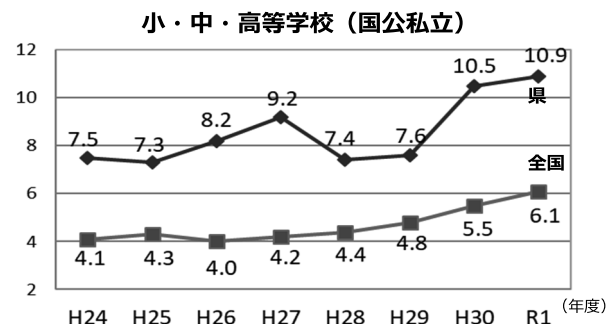
◇中途退学 ※数値は%



◇いじめ ※数値は1,000人あたりの認知件数



◇暴力行為 ※数値は1,000人あたりの発件数



(3) 体の状況について

小・中学校の体力・運動能力については、平成 20 年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果において、男女ともに全国最低水準でしたが、その後は改善傾向にあります。

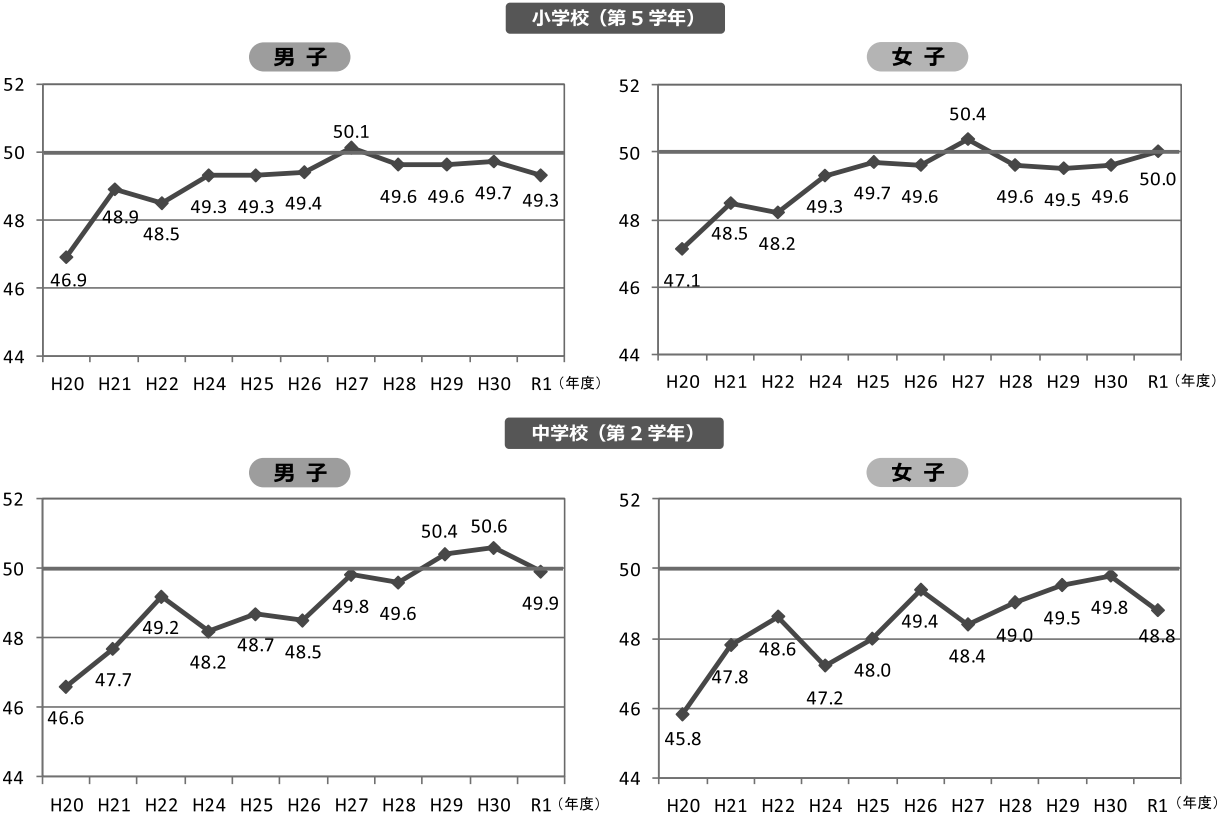
平成 27 年度の小学校は全国平均を上回ったことから、前大綱では全国上位を目標としていましたが、計画の期間（H28～R 1 年度）においては、小・中学校、男女ともにほぼ全国水準に達したものの、継続的に全国平均を上回るまでには至っていません。

また、令和元年度総合評価でD E 群の児童生徒の割合は、小・中学校ともに、男子は 30%を超えています。

■全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（H20～R1 年度）

◇体力合計点（8 種目の実技の総合点）の推移

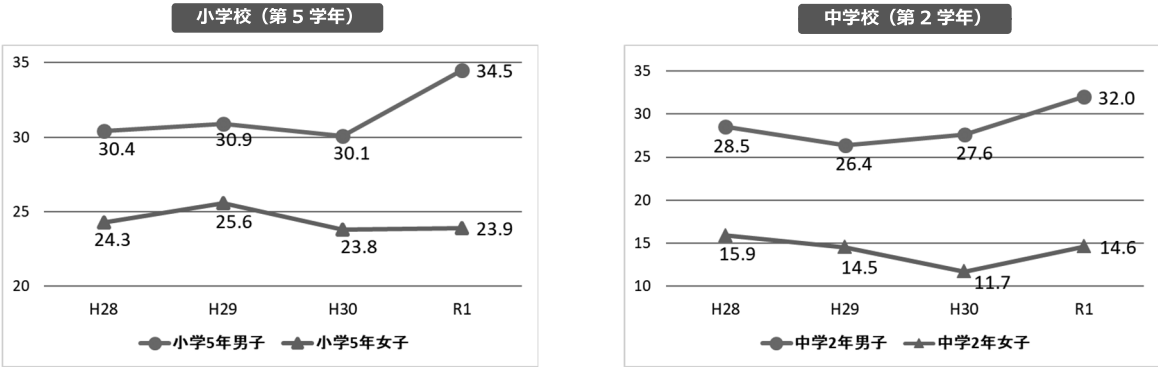
※平成 23 年度は東日本大震災の影響により全国調査は未実施
※数値は T 得点（全国平均 = 50）



■全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

◇総合評価で DE 群の児童生徒の割合の推移（H28～R1 年度）

※総合評価：体力テスト合計得点のよい方から ABCDE の 5 段階で評定した体力の総合評価



令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響による全国体力・運動能力、運動習慣等調査の中止に伴い、高知県体力・運動能力、生活実態等調査の結果より子どもたちの体の状況を把握することとしました。その結果、調査期間（6～12月）は異なるものの、小学校の体力合計点は、ほぼ前年度と同水準となっており、中学校では男子が0.7ポイント、女子が1.2ポイントの低下がみられました。

D E群の児童生徒の割合を過去4年間の平均値と比べると、小学校女子では減少していますが、小学校男子、中学校男女は増加しています。

■全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（R1年度）

■高知県体力・運動能力、生活実態等調査結果（R2年度）

◇体力合計点（8種目の実技の総合点）県結果の比較

小5	R1 (4～7月調査)	R2 (6～12月調査)
男子	53.0	52.9
女子	55.6	55.7

中2	R1 (4～7月調査)	R2 (6～12月調査)
男子	41.6	40.9
女子	48.9	47.7

■全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（H28～R1年度）

■高知県体力・運動能力、生活実態等調査結果（R2年度）

◇総合評価でD E群の児童生徒の割合 県結果の比較（H28～R1年度の平均値、R2年度）

小5	H28～R1 過去4年間の平均値	R2 (6～12月調査)
男子	32%	35%
女子	24%	22%

中2	H28～R1 過去4年間の平均値	R2 (6～12月調査)
男子	29%	30%
女子	14%	16%

※R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、全国調査中止

※R2年度の県（任意）調査の対象者は、全種目実施者：小5：2,406名（46.0%）、中2：2,713名（63.4%）

3 社会の状況

(1) 人口減少、少子化、高齢化の進行

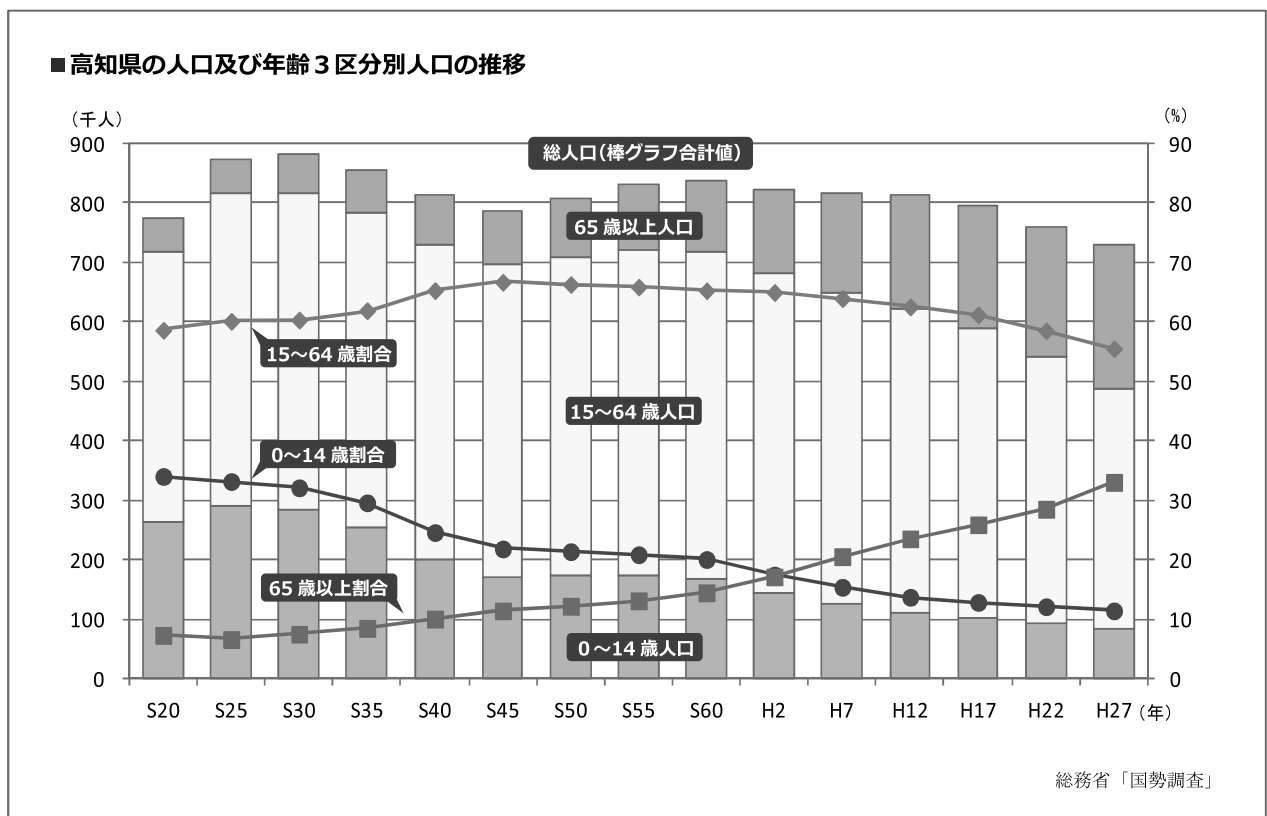
本県の人口は、国勢調査によると、昭和31年の88万3千人をピークに、高度経済成長期における大都市圏への大幅な人口流出等の影響により減少をはじめ、昭和45年に一旦は下げ止まり増加に転じたものの、出生数の減少等の影響により昭和61年に再び減少に転じ、平成27年には約72万8千人となっています。県の人口推計によると、令和2年10月1日時点で69万人を割り込みました。

本県では、平成2年から、全国に約15年先行する形で、出生数が死亡数を下回る人口の自然減の状態が続いています。出生数が減少した要因としては、高度経済成長期などを中心として多くの若者が県外に流出し、若い女性の数そのものが減少したことと、非婚化・晩婚化の進行、経済的な理由、子育てに対する負担感の増大などによる出生率の低下が挙げられます。

また、転出が転入を上回る人口の社会減は、平成13年から続いており、特に、15～24歳の若者の県外への転出が多くなっています。

こうした状況を背景に、0歳から14歳までの年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口は減少する一方で、65歳以上の老年人口は増加を続けており、全国に約10年先行して高齢化が進んでいます。

「人口減少が経済規模の縮小を引き起こし、それが若者の県外流出につながり、ますます過疎化・高齢化が進行することで、少子化が加速し、さらなる人口減少につながる」という負の連鎖を招いています。県ではこうした状況の改善に向けて、「第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和2年3月に策定し、「地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県」の実現を目指して各分野での取組を積極的に進めています。



(2) 児童生徒数の減少に伴う学校の統廃合等について

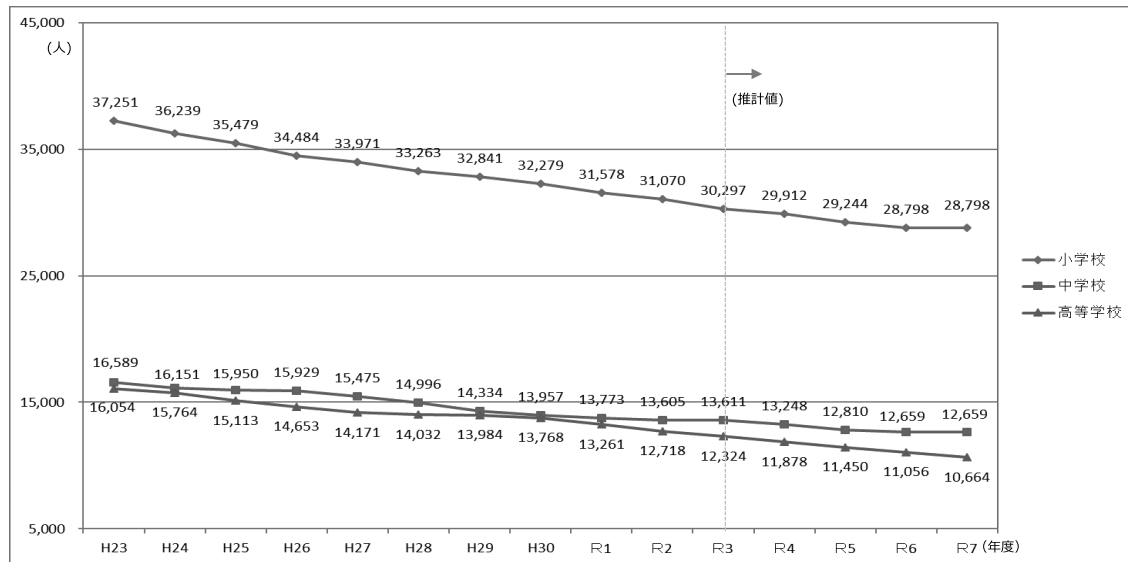
少子化の進行や転出人口の増加に伴い、県内の児童生徒数は減り続けています。平成23年に69,894人であった公立小・中・高等学校の児童生徒数は、令和2年5月現在、57,393人まで減少しています。さらに令和7年には約50,900人まで減少することが予測されています。

児童生徒数の減少に伴い、県内では学校の統廃合が進んでおり、公立小・中学校（義務教育学校含む）の数は、平成23年から令和2年までの10年間で34校減少しています。

県立学校については、平成26年度に策定した「県立高等学校再編振興計画」に基づき、前期実施計画（平成26～30年度）においては、高知国際中学校・高等学校、須崎総合高等学校の開校、後期実施計画（平成31～令和5年度）においては高等学校2校の統合や中山間地域の学校の振興策を推進しています。

児童生徒数がさらに減少していく中で、それぞれの地域の実情も踏まえながら、各学校の教育の質の維持・向上を図るために、小規模校が抱える課題を克服していくことなどが必要となっています。

■公立小・中・高等学校の児童生徒数の推移



■小・中学校について

※数値は各年度5月1日現在の児童生徒数

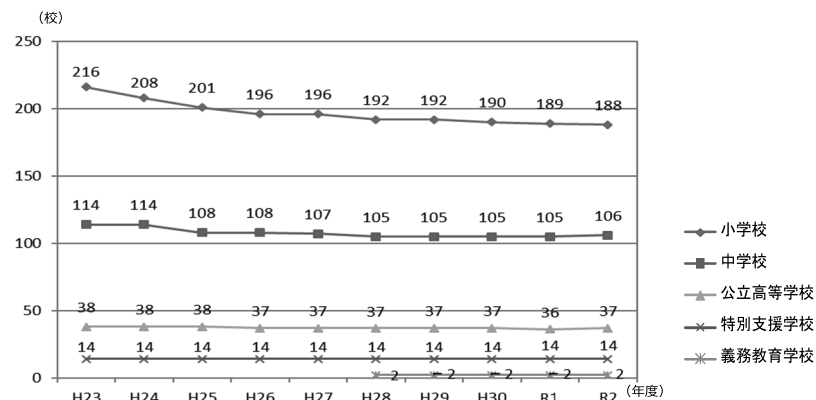
※令和3～7年度は令和2年5月1日現在の児童生徒数を基にした推計値

■高等学校について

※数値は全日制、定時制、通信制（併修生含む）の及び専攻科総生徒数（各年度5月1日現在の生徒数）

※令和3～7年度は令和2年5月1日現在の生徒数を基にした推計値

■公立小・中・高・特別支援学校数の推移 ※休校数は除く



県小中学校課・高等学校課・特別支援教育課調査

（３）新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響について

○学校の臨時休業について

令和２年３月、本県では、文部科学省からの臨時休業措置の要請を受け、県立学校では３月４日から春休みまでを臨時休業としました。また、各市町村立小中学校においても、市町村の実態等に沿って学校を臨時休業としました。

さらに４月には、国より全国に「緊急事態宣言」が発出されたことから、学校における感染拡大の防止を最優先に考え、再度の臨時休業を実施しました。

学校の長期の臨時休業に伴い、臨時休業時のデジタル技術を活用した学習支援や学校再開後の児童生徒の心身のケア、授業時数の確保、教職員の負担軽減等の課題解決に向けた取組が必要となりました。

（※図書館や博物館、青少年教育施設等も新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館を実施）

○学校の臨時休業中の対応について

学校の臨時休業期間中の児童生徒の居場所の確保や心身のケアは緊急性のある課題であり、本県では、児童生徒やその保護者等の状況について、教職員間で共通理解を図るとともに、児童生徒の状況把握をきめ細かに行うなど適切な支援を行いました。また、自宅で過ごすことが困難な児童への対応や、スクールカウンセラー等による電話相談などの相談体制を充実し、児童生徒へ適切な支援に取り組んできました。

さらに、県教育センターホームページに「家庭学習支援動画ライブラリー」を開設し、指導主事等が作成した授業動画を配信するなど家庭学習支援を進めました。

○学校の再開後の対応について

学校再開後は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき「学校の新しい生活様式」を踏まえた学校運営の徹底を続けるとともに、県教育委員会で定めた「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の対応方針」に沿って、感染症対策と子どもたちの健やかな学びの保障の両立を目指し取組を進めています。

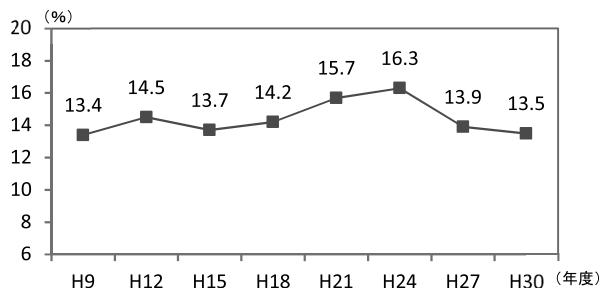
（４）子どもたちを取り巻く厳しい環境について

厚生労働省の調査によれば、平成３０年の日本の子どもの貧困率は１３．５％であり、約７人に１人の子どもが貧困の状態にあるものと考えられます。生活保護被保護率や、就学援助率、ひとり親世帯比率等が全国平均を大きく上回る本県では、家庭が厳しい経済状況にある子どもの割合はさらに高いことが推測されます。（※ひとり親家庭の貧困率は子どもがいる現役世帯全体の貧困率の約４倍と厳しい状況にあります。）さらにはコロナ禍において、経済面でより厳しい家庭が増えることが懸念されています。

こうした家庭の厳しい経済状況や生活環境等を背景として、県内では多くの子どもたちが、学力の未定着や不登校、虐待、非行といった困難な状況に直面しています。

県では、こうした厳しい環境にある子どもたちへの支援を喫緊の課題と捉え、令和２年３月に策定した「第２期高知家の子どもの貧困対策推進計画」に基づき、保護者への生活・就労面での支援や子どもの学びの場・居場所の確保など、子どもの発達や成長の段階に応じた支援策を推進しています。

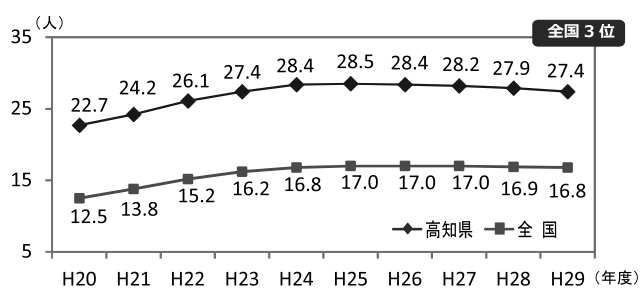
■子どもの貧困率※の推移（全国平均）



※17歳以下の子供全体に占める、貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子供の割合

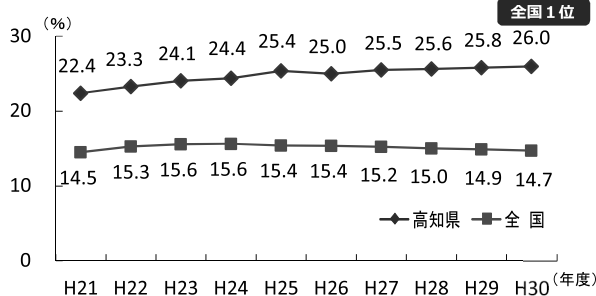
厚生労働省「国民生活基礎調査」

■生活保護被保護実人員（人口千人当たり）の推移



総務省「社会生活統計指標」

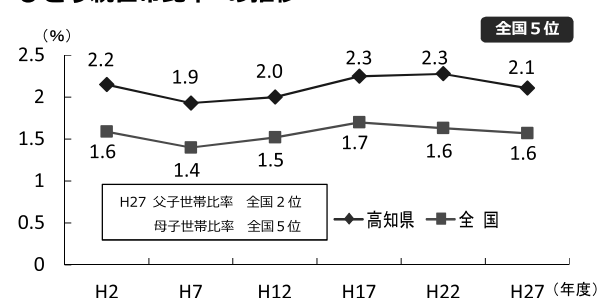
■就学援助率※の推移



※就学援助率＝要保護・準要保護児童生徒数合計／公立小中学校児童生徒総数

文部科学省「就学援助実施状況調査」

■ひとり親世帯比率※の推移



※ひとり親世帯比率＝ひとり親世帯数／総世帯数

総務省「国勢調査」

（５）デジタル技術の進展と超スマート社会の到来

I o Tやロボット、ビッグデータ、A I等をはじめとする技術革新の進展により、あらゆる分野においてデジタル技術の活用が急速に進んでいます。こうした先進技術の活用により、新たな価値を創出し、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細かに対応したモノやサービスを提供することのできる「超スマート社会（Society 5.0）」の到来が予想されています。

この超スマート社会においては、労働市場の構造や職業、人々の生活様式が大きく変わることが予測されており、近い将来、多くの職種がA I等に代替される可能性があるという指摘もあります。

本県においても、最先端のデジタル技術を活用し、県内のあらゆる分野の課題解決、開発されたシステムの地産外消、I T・コンテンツ関連企業の集積を図る「高知版 Society5.0」の実現に向けて取組を推進しています。

こうした新しい社会に対応するため、教育を通じて、I C Tを主体的に使いこなす力だけでなく、他者と協働し、人間ならではの感性や創造性を発揮しつつ新しい価値を創造する力を育成することが求められます。

I o T：Internet of Things の略。あらゆる物がインターネットを通じてつながることにより実現する新たなサービス、ビジネスモデル、又はそれを可能とする要素技術の総称

ビッグデータ：インターネットの普及や、コンピュータの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータ

A I：人工知能。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータ等の人工的なシステムにより行えるようにしたもの

超スマート社会（Society 5.0）：狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会で、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会

（6）参考：主な国の教育改革の動き

○第3期教育振興基本計画

平成30年6月に、国における第3期の教育振興基本計画が閣議決定されました。

本計画は、第2期教育振興基本計画で掲げた「自立」、「協働」、「創造」の方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、人生100年時代、超スマート社会（Society5.0）の到来など、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すものであり、文部科学省は、本計画に基づき、平成30年度から令和4年度までの5年間で、教育を通じて生涯にわたる一人一人の可能性とチャンスを最大化することを政策の中心に据えて、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」など5つの基本的な方針に沿ってさまざまな施策を推進しています。

○平成29・30年改訂 学習指導要領

令和2年度から小学校、令和3年度から中学校で全面実施、また、令和4年度から高等学校で年次進行の実施となる改訂学習指導要領では、基本理念として、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会とが共有し、各学校で、子どもたちに必要な資質・能力等を教育課程において明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていくという、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すことが示されています。

育成を目指す資質・能力は「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の3つの柱に整理され、その育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善や、学校全体として教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」を確立することなどが求められています。

○「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

令和3年1月に、中央教育審議会において、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」が取りまとめられ、文部科学大臣に提出されました。

答申では、現代社会を、社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」、新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」とし、その時代の中で一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要であるとされています。そして、子どもたちに必要な資質・能力が身につくようにするために、「教育振興基本計画の理念（自立・協働・創造）の継承」「GIGAスクール構想の実現」「新学習指導要領の着実な実施」「学校における働き方改革の推進」を柱とし、必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させることなどが示されました。

あわせて、個別最適な学びと協働的な学びを実現するための改革の方向性に沿った施策を推進することなどが求められています。

<改革の方向性>

- （1）学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する
- （2）連携・分担による学校マネジメントを実現する

- (3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する
- (4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
- (6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力のある学校教育を実現する

○GIGAスクール構想の加速化

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度末から令和2年度当初において学校の臨時休業が続いたことを踏まえ、文部科学省では1人1台端末の早期実現や、家庭でもインターネットに繋がるモバイル通信機器の整備など、「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速させることで、再度の臨時休業等においても、ICTの活用により全ての子どもたちに学びを保障できる環境を早急に実現するよう、令和5年度末までとしていた導入計画を、令和2年度内に完了する計画の前倒しがされました。

○学校における働き方改革

文部科学省が行った平成28年度の教員勤務実態調査では、「過労死ライン」とされる月80時間以上の超過勤務をしている教員が、小学校で全体の3割、中学校で6割存在していることが明らかになりました。平成29年6月に、中央教育審議会は文部科学大臣から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」諮問されたことを受けて、さまざまな議論を進め、平成31年1月に答申を行いました。また、同月、文部科学省は「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し公表しました。その後、令和元年12月には、上限に関するガイドラインを法的根拠のある「指針」に格上げする「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布され、学校における働き方改革が一層推進されることになりました。この改正により、公立学校の教員勤務時間の上限に関するガイドラインが法的根拠のある指針に格上げされ、令和2年4月1日から施行されている。あわせて、令和3年4月1日から地方公共団体の判断により、一年単位の変形労働時間制の適用が可能になりました。

令和2年度に文部科学省は、迅速な情報共有を実現するとともに、学校・保護者等間双方の負担軽減を図るため、押印の省略や学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化を推進しています。

○幼児教育・保育の無償化

「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月閣議決定）、「幼児教育・高等教育の無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成30年12月関係閣僚合意）等を踏まえ、幼児教育の重要性に鑑み、全ての子どもに質の高い幼児教育を保障することを目指して、令和元年5月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立し、同年10月から幼児教育・保育の無償化の制度が始まりました。この制度により、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子どもたちの利用料が無料となっています。

○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保

平成 28 年 12 月に、不登校の児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間等に授業を行う学校における就学機会の提供などの施策に関して、基本理念や国・地方公共団体の責務等を規定した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布されました。

この法律に基づき、文部科学省は、「不登校児童に対する効果的な支援の推進」や「夜間中学の設置の促進」など、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を平成 29 年 4 月に策定するとともに、令和元年 7 月には、それまでの取組の現状・課題及び対応の方向性をまとめた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ」を公表するなど、各自治体における施策の一層の推進に向けた取組を進めています。

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念 ～目指すべき人間像～

第1期大綱では、下記の2つを基本理念として掲げ、その実現に向けて施策を推進してきました。この基本理念、目指すべき人間像は、先述した超スマート社会（Society5.0）の到来等が予測されている今後の社会においても変わらないものであり、一層重要であると考えられることから、第2期大綱においても継承することとします。

（1）学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち

グローバル化や情報化、少子・高齢化が急速に進むなど、社会・経済が激しく変化する時代に生まれた子どもたちが、これからの時代を自らの力で力強く生き抜き、自らの夢に向かって羽ばたけるようにするためには、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育むことが必要です。

<知・徳・体の育成すべき力>

- 知：基礎的・基本的な知識・技能やこれらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力、生涯にわたって学び続ける意欲
- 徳：社会の中で多様な人々と互いに尊重し合い、協働し、社会に参画しながら人としてよりよく生きていくための基礎となる、他者への思いやりや規範意識、公共の精神などの豊かな人間性・道徳性・社会性
- 体：生涯にわたってたくましく生き抜いていくための基礎となる、体力や健康的な生活習慣

こうした知・徳・体の調和がとれた、自らの人生を切り拓き主体的に生きる力を、家庭の保護者や地域、学校、市町村教育委員会、県教育委員会等が、それぞれの役割や責任を意識しながら力を合わせ、社会全体で子どもたちに身につけさせていかなければなりません。

このため、1つ目の基本理念を「**学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち**」の育成とします。

（2）郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材

我が国では、先の見えない変化の激しい時代の中で、課題に挑戦し、未来を切り拓く人材が求められています。

特に少子・高齢化が著しい本県が今後も活力を維持・向上していくためには、郷土への愛着と誇りを大切にしながら、グローバルな視点を持ち、高い志を掲げ、産業・経済や地域福祉、さらには、文化、コミュニティなど多くの分野で地域の将来を担う人材が求められています。

このため、「**郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材**」の育成を2つ目の基本理念とします。

2 基本目標

基本理念の実現に向けた第4章の「基本方針と喫緊の課題の解決に向けた横断的取組」に基づく取組の基本目標として下記の目標を設定するとともに、その達成に向けた取組の進捗や施策の成果・課題を把握するため、それぞれの目標に測定指標を設定し、PDCAサイクルに基づく進捗管理を徹底します。

なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響による全国学力・学習状況調査や全国体力・運動能力、運動習慣等調査の中止に伴い、基本目標に係る測定指標を一部変更し、子どもたちの知・徳・体の状況を把握しました。（P 9, 13, 16 参照）

（1）知の分野の目標

子どもたちが社会に出て自らの夢や志を実現していくための基礎となる、基礎的・基本的な知識・技能やこれらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力、生涯にわたって学び続ける意欲を育む

＜測定指標＞

①小・中学校

●全国学力・学習状況調査において、

- ・小学校の学力は全国上位を維持し、さらに上位を目指す。中学校の学力は全国平均以上に引き上げる

※H31（R元）年度全国学力・学習状況調査結果（数値は全国平均正答率との差）

小学校：国語 +0.2 算数 +1.7 中学校：国語 -2.0 数学 -1.7

- ・小・中学校ともに、全ての評価の観点で正答率を全国平均以上とする

※H31（R元）年度全国学力・学習状況調査結果

評価の観点		小学校	中学校
国語	国語への関心・意欲・態度	60.4 (+2.8)	74.9 (-1.6)
	話す・聞く能力	73.2 (+0.9)	69.1 (-1.1)
	書く能力	55.6 (+1.1)	81.5 (-1.1)
	読む能力	82.3 (+0.6)	70.2 (-2.0)
	言語についての知識・理解・技能	52.5 (-1.0)	63.4 (-4.3)
算数・数学	数学的な考え方（小）	63.1 (+0.9)	51.1 (+0.1)
	数学的な見方や考え方（中）		
	数量や図形についての技能（小）	76.3 (+2.7)	58.5 (-5.4)
	数学的な技能（中）		
	数量や図形についての知識・理解（小） 数量や図形などについての知識・理解（中）	72.5 (+2.4)	69.1 (-2.2)

（ ）は全国平均正答率との差

②高等学校

●高校2年生の1月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を10%以下とする

※R2年度学力定着把握検査結果（高校2年生1月）：17.9%

（県立高等学校のうち進学に重点を置く学校を除いた29校の平均）

●高等学校卒業生のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下とする

※R元年度卒業生に占める進路未定者の割合：4.7%

(2) 徳の分野の目標

社会の中で多様な人々と互いに尊重し合い、協働し、社会に参画しながら人としてよりよく生きていくための基礎となる、他者への思いやりや規範意識、公共の精神などの豊かな人間性・道徳性・社会性を育む

<測定指標>

- 児童生徒質問紙調査における道徳性等（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神など）に関する項目の肯定的回答の割合を向上させる

※H31（R元）年度全国学力・学習状況調査結果

「自分には、よいところがあると思う」： 小学校 82.7%（+1.5）中学校 73.6%（-0.5）

「将来の夢や目標を持っている」： 小学校 84.4%（+0.6）中学校 74.3%（+3.8）

「学校のきまり（規則）を守っている」： 小学校 90.7%（-1.6）中学校 96.3%（+0.1）

各質問に対し肯定的な回答をした児童生徒の割合（（ ）は全国平均との差）

- 生徒指導上の諸課題（不登校、中途退学）の状況を全国平均まで改善させる

※R元年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

・千人あたり不登校児童生徒数：小中 22.4 人(全国 18.8 人)、高校 19.6 人(全国 15.8 人)

・中途退学率：1.5%(全国 1.3%)

※不登校については、不登校児童生徒が抜かりなく学校内外の関係機関等（医療、福祉、教育支援センター、心の教育センター、SC・SSW など）による個に応じた必要な支援を受けられるよう、「横断的取組1 不登校への総合的な対応」の指標を設定（P.91）

(3) 体の分野の目標

生涯にわたってたくましく生き抜いていくための基礎となる、体力や健康的な生活習慣を身につけさせる

<測定指標>

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、

・小・中学校の体力合計点は継続的に全国平均を上回る

※R元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果(数値はT得点(全国平均=50))

小学校：男子 49.3 女子 50.0

中学校：男子 49.9 女子 48.8

・総合評価でDE群の児童生徒の割合を過去4年間の平均値から3ポイント以上減少させる

※総合評価：体力テスト合計得点の良い方からABCDEの5段階で評定した体力の総合評価

※過去4年間の平均値：H28～R元年度における高知県のDE群の割合の平均値

小学校：男子 32% 女子 24%

中学校：男子 29% 女子 14%

第4章 基本方針と喫緊の課題の解決に向けた横断的取組

1 概要

第3章の基本理念や基本目標の実現に向けて、これまでの取組の分析結果や社会の動向等を踏まえたうえで、第2期大綱において重点的に進めていく必要がある取組について、6つの基本方針に整理するとともに、喫緊の課題の解決に向けて横断的に推進する取組を、2つの横断的取組として再構成し位置付けています。これらの基本方針、横断的取組に沿って施策を推進します。

基本方針 I

チーム学校の推進

- I-1 チーム学校の基盤となる組織力の強化
- I-2 チーム学校の推進による教育の質の向上

基本方針 II

厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実

- II-1 多様な課題を抱える子どもへの支援の充実
- II-2 特別支援教育の充実

基本方針 III

デジタル社会に向けた教育の推進

- III-1 先端技術の活用による学びの個別最適化
- III-2 創造性を育む教育の充実

基本方針 IV

地域との連携・協働

- IV-1 中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興
- IV-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

基本方針 V

就学前教育の充実

- V-1 就学前の教育・保育の質の向上
- V-2 親育ち支援の充実

基本方針 VI

生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保

- VI-1 生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり
- VI-2 私立学校の振興
- VI-3 大学の魅力向上
- VI-4 文化芸術の振興と文化財の保存・活用
- VI-5 スポーツの振興
- VI-6 児童生徒等の安全の確保

横断的取組 1 不登校への総合的な対応

横断的取組 2 学校における働き方改革の推進

＜第2期高知県教育大綱 基本方針と横断的取組＞

2 各基本方針、横断的取組の概要

基本方針 I

チーム学校の推進

社会・経済が大きく変化し、学校を取り巻く課題も多様化・複雑化している中で、本県の子どもたちの知・徳・体を向上させていくためには、

- ・学校組織が少数の管理職と多数の教職員で構成されているため、課題への対応が個々の教職員により対症療法的に行われることが多く、組織としての取組が弱いこと
- ・日々の授業や生徒指導が個々の教員に任されており、教員同士が連携した授業力の向上や生徒指導の充実に向けた取組が十分でないこと
- ・学校の課題が多様化・複雑化する中で、教員の専門性だけでは対応に限界があること
- ・学校や教員に求められる役割が増加する中で、教員の多忙化により児童生徒と向き合う時間の確保に支障が生じていること

などの学校が抱える課題の解決に向けた取組を推進していくことが必要です。

このため、第1期大綱では、学校の組織力を高めながら、個々の教員の力量のみに頼らず、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用して、学校の目標の実現や課題の解決を図る、「チーム学校の構築」を推進してきました。

その結果、多くの学校において、学校経営計画に基づく校長を中心とした組織マネジメントの実践力が高まるとともに、教員同士の学び合いの仕組みによる授業改善や外部の専門家を活用した組織的な生徒指導等の取組が充実してきています。

一方、各学校において、これからの時代に必要となる資質・能力の育成に向けた学習指導要領の円滑な実施や学校における働き方改革、増加する若年教員の育成等に取り組むうえで、チーム学校の取組はますます重要になってきます。

このため、全ての学校において、組織的に課題に対応し、協働的に学び合い、教育の質を高めていくための取組が自律的・継続的に実施されるよう、チーム学校の取組をさらに推進します。

基本方針 II

厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実

家庭の生活の困窮や教育力の低下、地域における見守り機能の低下などを背景として、多くの子どもたちが、学力の未定着をはじめ、不登校や虐待、非行といった困難な状況に直面しています。

県では、こうした厳しい環境にある子どもへの支援の徹底を図るため、就学前は保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットホームとして、小学校から高等学校までの各段階に応じた切れ目のない対策を推進してきました。

これまでの取組により、放課後等の学習機会の充実や、地域全体で子どもを見守る体制の整

備等に一定の成果が見られますが、生徒指導上の諸課題等の状況を見ると、依然として多くの子どもが多様な課題を抱えており、家庭環境や学校生活に複合的な課題を抱えている子どもも少なくありません。また、コロナ禍において経済情勢が厳しさを増す中、家庭の経済状況により学びや就職が希望どおりにならないなど、子どもたちの貧困の世代間連鎖が危惧される状況にあります。

このため、社会的自立に向けた支援の充実など貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切るための取組を推進するとともに、全ての子どもたちが安心して学び、夢と希望を持ち続けて育つことができるよう、厳しい環境にある子どもへの支援の充実を図ります。

また、特別支援教育については、近年、特別支援学校や特別支援学級に在籍している幼児児童生徒数の増加や、障害の状態の多様化が見られる中、教職員の専門性の向上や、より早期からの指導・支援の体制づくりが求められます。

このため、発達障害を含めた全ての障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた切れ目のない指導・支援の充実を図るとともに、共生社会の実現を目指し、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを志向するインクルーシブ教育システムの構築に向けて、本県の特別支援教育の一層の充実を図ります。

基本方針 Ⅲ

デジタル社会に向けた教育の推進

技術革新が急速に進む中で、あらゆる分野においてデジタル技術の活用が進んでいます。教育分野においても、AIやビッグデータ等の新しい技術の活用が進んできており、これまでの学校教育の在り方も大きく変化していくことが予想されます。

現在の一斉一律を前提とした授業の中では、理解が十分でなく授業についていけない児童生徒や内容が平易すぎると感じている児童生徒への対応、個々の児童生徒の興味・関心に沿った授業の実施といった点で課題があります。

また、中山間地域の小規模の高等学校等においては、就職から難関大学への進学まで、生徒の進路希望や興味・関心に応じた多様な指導に課題が見られる場合もあります。

こうした課題に対応し、児童生徒一人一人の進捗や能力、興味・関心に応じた学びの実現を図るため、1人1台整備されたタブレット端末等の活用による習熟度に応じた個別学習や遠隔教育システムによる授業配信など、先端技術を最大限に活用することで新しい教育方法の開発を図るとともに、その普及に向けた取組を推進します。

また、「超スマート社会（Society 5.0）」の到来等により、労働市場の構造や職業、人々の生活様式が大きく変わることが予測される中、本県においても、「高知版 Society5.0」の実現に向けて、最先端のデジタル技術の活用により各分野の課題解決を図るとともに、新たな産業創出や地場産業の高度化を推進していく取組が進んでいます。教育においても、デジタル社会に対応できる素養を育むことや、AI技術等を活用し新たな価値創造をもたらす人材を育成していくことが求められています。

このため、全ての児童生徒が、新しい時代に対応するための基盤となる情報活用力や思考力等を身につけることができるよう、各学校におけるプログラミング教育や理数系科目の教育の充実を図るとともに、AIやビッグデータ等を活用して新たな価値の創造や社会課題の解決を図る人材の育成に向けた高大連携の取組など、デジタル社会に対応する人材の育成を図ります。

基本方針
IV

地域との連携・協働

地域社会とのさまざまな関わりを通じて、子どもたちにこれからの時代に必要な力や地域への愛着・誇りを育むとともに、地域コミュニティの核として魅力のある学校づくりを進めるためには、学校と地域との連携・協働の体制の構築が不可欠です。

特に、中山間地域をはじめ、多くの地域で児童生徒数の減少や地域コミュニティの希薄化が課題となっている本県において、地元の人々や企業と連携して地域の課題解決に取り組む学習を推進するなど、学校と地域との連携・協働により、その地域ならではの教育を展開していくことは、各学校の教育の質の維持・向上はもとより、地域発展の担い手となる人材を育てる観点からも重要です。

また、学校・家庭・地域の連携・協働により、子どもを見守り育てていく体制の整備も必要です。近年の家庭環境の多様化に伴い、子どもと向き合う余裕のない保護者や子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいることや、地域における互助・共助の意識が希薄となる中で、地域が家庭や子どもを見守り支える機能が低下していることが指摘されています。他方で、子どもたちに関わる課題は多様化・複雑化しており、学校や教職員だけでは対応には限界があります。

こうした状況を踏まえ、県では、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる仕組みである地域学校協働本部の設置促進等の取組を積極的に進めており、多くの学校で体制の整備が進んできましたが、厳しい環境にある子どもの見守り機能の強化など、取組の一層の充実が求められます。

このため、中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興や、地域ぐるみで子どもを見守り育てる体制の充実に向けて、「地域との連携・協働」をさらに推進します。

基本方針
V

就学前教育の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期に質の高い教育・保育を受けることが、子どもたちの知・徳・体の調和のとれた健全な成長にとって極めて重要です。

このため、第1期大綱では、県内のどこにいても質の高い教育・保育を受けることができる環境の実現を目指し、保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った具体的な指導方法の普及や園における組織マネジメント力の強化、保育者のキャリアステージに応じた資質・指導力の向上、保幼小の円滑な接続の推進などに取り組んできました。

こうした取組により、各園における教育・保育の質は着実に向上してきていますが、特別な支援を要する子どもへの対応や、子育てに不安や悩みを抱える保護者への支援等の充実が求められる中、各園において、個々の保育者はもとより、園としての組織的な対応力を一層高めていく必要があります。加えて、就学前と小学校との教育内容の違いに子どもが十分適応できないことなどを原因として授業が成立しないといった状況も依然として見られます。

このため、全ての保育所・幼稚園等において、専門的で高度な知見に基づく質の高い教育・保育の実践や小学校との連携、日常的な親育ち支援が充実することを目指し、今後も引き続き、就学前教育の充実を図ります。

基本方針 VI

生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保

社会・経済が急速に変化していくとともに、個人の生き方も多様化している中で、県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境を整備していくことが重要です。また、個人の学びの成果がさまざまな場面で発揮されることで、地域や社会に好影響がもたらされます。

しかしながら、近年、少子・高齢化や過疎化、核家族化等を背景として、本県の社会教育活動を支える人材や団体の基盤は弱まってきています。また、社会・経済の変化による県民の新たなニーズに対応できる多様な学びの場の充実が求められています。

これまでの取組により、オーテピア高知図書館をはじめ、生涯学び続けるための環境の整備は一定進んできていますが、全ての県民が、急速な技術革新に伴う社会の変化や、平均寿命の伸長等によるライフサイクルの変化に対応するための知識や技能を身につけることができるよう、学びの機会の一層の充実が必要です。

このため、誰もが生涯を通じて学び、学んだ成果を地域等において発揮できるとともに、地域や世代間で学びを共有できる場が充実し、こうした場を通じて新たな学びが生まれる社会の実現に向けて、生涯学習・社会教育の推進、多様なニーズに対応した教育機会の提供など生涯学び続ける環境づくりをさらに推進します。

また、今後高い確率で発生することが予想されている南海トラフ地震により、本県に甚大な被害がもたらされることが懸念されています。あわせて、台風・大雨や土砂災害等の気象災害の発生に加え、猛暑による熱中症や登下校時の交通事故の増加など、学校を取り巻く環境が変化しています。

さまざまな自然災害や事故、犯罪等から子どもたちの命を守り抜くため、全ての学校等において子どもの発達段階や地域の特性に応じた防災を中心とした安全教育や安全確保のための取組の充実を図るとともに、学校施設等の耐震化の促進など、安全・安心な教育基盤の確保のための取組を引き続き推進します。

横断的取組 1 不登校への総合的な対応

県ではこれまで、不登校の未然防止を図るため、児童生徒の自尊感情を育む開発的な生徒指導や、児童生徒にとって安心安全な居場所づくり、児童生徒が主体的に取り組む活動を通じた仲間づくりなどを推進してきました。

また、厳しい環境にある児童生徒への支援の充実を図るため、スクールカウンセラーの全公立学校への配置やスクールソーシャルワーカーの全市町村への配置を行うとともに、登校することができない児童生徒への訪問支援を行うアウトリーチ型のスクールカウンセラーを、県内の全11市の教育支援センターに配置するなど、支援体制の充実を進めてきました。さらに不登校をはじめ厳しい環境にある児童生徒に対して、的確なアセスメントに基づいて組織的に支援ができるよう、スクールカウンセラー等の専門人材を活用した校内支援会を全ての学校で実施しています。

しかしながら、本県の不登校の出現率は全国平均より高く、近年不登校児童生徒数は増加する傾向にあります。また、不登校児童生徒の背景や要因も複雑化、多様化してきており、学校だけでは対応できない状況も見られ、県、市町村、医療、福祉等の関係機関が連携した総合的な取組をさらに推進していく必要があります。

このため、これまでの取組も含め、未然防止・初期対応・自立支援のカテゴリーに分けて不登校への対策を整理し、学校においては不登校の未然防止に向けて、魅力ある授業づくり、学校づくりをさらに推進するとともに、早期発見・早期対応のための学校の体制を強化します。また、不登校等児童生徒の状況にあわせたICT等を活用した学習支援等が可能となる体制を整備し、学校や社会とのつながりを確保するとともに、学校復帰、社会的自立に向けた抜かりのない支援ができるよう、市町村と連携して教育支援センターの機能強化を推進します。さらに、心の教育センターによる取組をこれまで以上に強化し、学校、教育支援センター、心の教育センターの三層構造での重層的な支援を推進します。

横断的取組 2 学校における働き方改革の推進

「子どものために」という強い使命感や責任感から、学習指導のみならず、児童生徒に関わるあらゆる業務に献身的に対応する中で、年々学校や教員の役割が増大してきました。また、大量退職に伴う若年教員の採用、学習指導要領改訂に伴う総授業時数や部活動の指導時間の増加により、教員の長時間勤務が常態化しています。

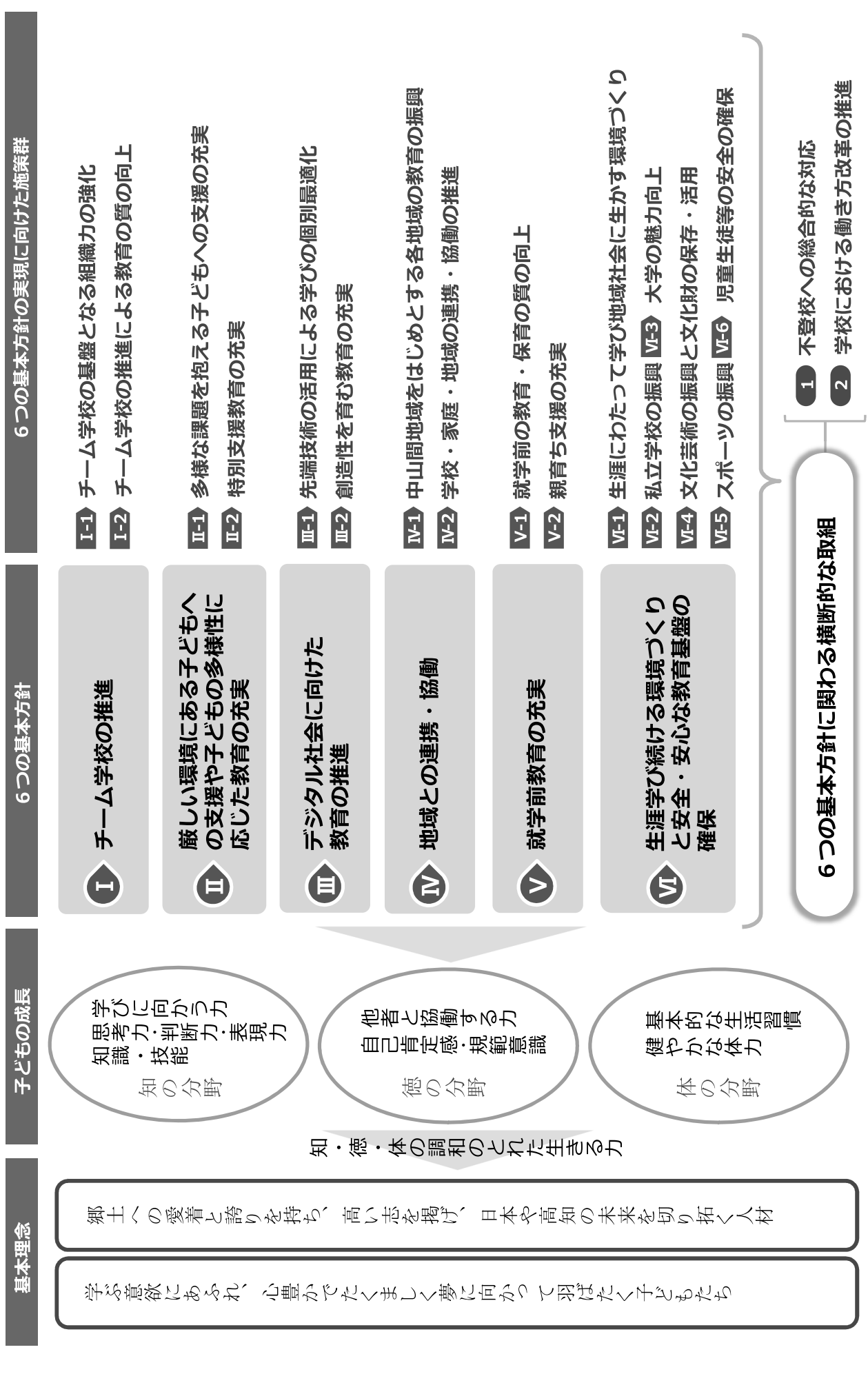
文部科学省が行った平成28年度の教員勤務実態調査では、「過労死ライン」とされる月80時間以上の超過勤務をしている教員が、小学校で全体の3割、中学校で6割存在していることが明らかになりました。平成31年1月には、中央教育審議会におけるさまざまな議論を踏まえ、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申が示され、また、正規の勤務時間以外の時間において上限の目安時間を「月45時間、年間360時間」とする「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」も示されました。その後、令和元年12月には、上限に関するガイドラインを法的根拠のある「指針」に格上げする「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布されるなど、こうした国の動向にあわせ、

本県においても働き方改革に関するさまざまな取組を一層推進していく必要があります。

本県における教員の時間外在校等時間の平均時間（令和2年6月～12月、校務支援員配置の小学校23校、中学校12校）は、小学校では43時間19分、中学校では55時間7分となっています。また、同期間において時間外在校等時間が45時間を超えた教員の割合は、小学校では44.6%、中学校では60.7%、県立学校の令和2年4月～11月までの8ヶ月における同割合は、8.2%となっています。

このように、依然として長時間勤務の状況にあることから、今後も教員の肉体的、精神的な負担を軽減し、日々の生活の質を向上させるとともに、本来業務である授業改善や個々の児童生徒に応じた生徒指導などの子どもと向き合う時間を確保し、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮することができるよう、市町村教育委員会や学校等と連携しながら、学校における働き方改革の取組を推進します。

基本理念（目指すべき人間像）の実現に向けた施策の体系図



第5章 基本方針ごとの施策

基本方針Ⅰ-1 チーム学校の基盤となる組織力の強化

全ての学校において、校長のリーダーシップのもとで教育目標の実現や課題の解決を図るための組織マネジメントが効果的・効率的に推進される組織体制を確立します。そのうえで、授業力の向上や生徒指導の充実等を目指して教員同士が主体的に学び合い指導力を高め合うとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用しながら、組織的・協働的に取組を進める「チーム学校」としての体制をさらに強化します。

対策Ⅰ-1-(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築

【現状・課題】

- ・学校経営計画に基づき組織的に取り組むことへの意識は高まってきたものの、PDCAサイクルによる取組の進捗管理や検証・改善の内容の質には、まだ課題が見られます。

【対策のポイント】

- ・各学校において、校長を中心とした組織マネジメントが効果的・効率的に行われるよう、学校組織の在り方検討委員会の報告（令和2年1月）も踏まえ、管理職等を対象とした研修の充実を図るとともに、各学校への訪問指導等により、学校経営計画に基づく実践を支援します。

【主な取組】

- ①管理職の組織マネジメント力の向上に向けて、主幹教諭から校長までを対象とする、学校組織マネジメントと人材育成を柱とした体系的な研修プログラムのさらなる充実を図ります。また、中堅教諭が研修プログラムの一部を受講できる機会を増やすことなどにより、マネジメント力を有するミドルリーダーを計画的に育成します。
- ②全ての学校で全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性を合わせて取り組むため、教職員が参画して策定する学校経営計画の充実を図るとともに、PDCAサイクルを回し学校全体でチームとして組織的に取り組みます。こうした取組を支援するため、小・中学校に対しては各教育事務所の学校経営アドバイザーが、また、県立学校に対しては「学校支援チーム」が学校を訪問し、学校経営や授業改善に関して管理職への具体的な指導・助言を行います。
- ③各市町村教育委員会における学校事務の共同実施組織の拡大により、事務による教員の支援機能を一層強化するとともに、共同実施組織の事務職員の異動を活性化することにより、配置された事務職員が組織的な意思決定、事務処理手法等を学べる機会を増やします。また、県内全ての公立学校事務職員が、その専門性を生かして主体的・積極的に学校経営に参画できるよう、事務職員の標準的職務内容の明確化を図るとともに、資質・能力の向上に向けた研修の充実を図ります。

- ④学校における働き方改革に向けた組織マネジメント力の向上を図るため、管理職等を対象とした研修の実施や、他の自治体等の好事例の周知とあわせて、市町村教育委員会や学校の取組の進捗管理を行うことにより、各学校における勤務時間管理の徹底を図るとともに、定時退校日の設定などの取組をさらに促進します。
- ⑤個々の児童生徒への指導・支援の充実に向けた学校組織体制の改善・強化を図るとともに、「学校の新しい生活様式」を踏まえた「学校の新しい学習スタイル」を支えるきめ細かな指導体制を整備するため、小学校全ての学年で少人数学級を実現します。また、中学校においても効果的・効率的な教職員の配置を検討するとともに、引き続き、国に対して教職員定数の改善・充実の要望を行います。
- ⑥学校現場の負担軽減のため、県教育委員会の調査や照会、事業、研修等について精選を行い、削減や簡素化を図るとともに、各学校における行事や業務の見直しに向けた取組に対し、先進的な事例の情報提供などにより支援を行います。

対策Ⅰ-1-(2)**教員同士が学び合い高め合う仕組みの構築****【現状・課題】**

- ・複数の教員が学年をまたがり同じ教科を担当する「教科のタテ持ち」や、小規模校における教科の枠を越えて教員同士が学び合う「教科間連携」を導入してきた中学校では、日常的なＯＪＴが活性化し、組織的な授業改善や授業力向上のための取組が進んでいます。
- ・小学校では、組織的・協働的な学校づくりに向けた取組が各学校に任されており、組織的なＯＪＴ機能が弱い学校が見られます。
- ・県立学校では、主幹教諭の配置により円滑な組織運営につながっていますが、人材育成の面では十分な成果が得られていません。

【対策のポイント】

- ・全ての学校において、学校種や学校規模に応じたＯＪＴの仕組みを構築することにより、教員の資質・指導力の向上や授業改善等に向けた各学校の組織的・協働的な取組を推進します。

【主な取組】

- ①小・中学校において、若年教員をはじめとする教員の資質・指導力の向上を図るため、経験豊富な教員がメンター（助言者）として若年教員の学級経営、授業づくり等について指導・助言しながらチームで学び合う「メンター制」を拡充します。
- また、全ての中学校において、学校規模や教員の配置に応じて「教科のタテ持ち」や「教科間連携」、あるいは、その両方を組み合わせた取組を実施し、教員同士の学び合いによる組織的・協働的な授業改善等の取組を推進します。

- ②高等学校、特別支援学校において、校長を中心とした組織マネジメント力のさらなる強化に向けて、主幹教諭の配置の拡充を進めるとともに、主幹教諭を総括育成担当者として位置付け、若年教員の指導に携わる仕組みを構築します。

対策Ⅰ-1-(3)

地域との連携・協働の推進

【現状・課題】

- ・地域学校協働本部やコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等の設置・導入が着実に進む中、保護者や地域の方が学校のさまざまな活動に参画する割合は増加しており、地域の大人と子どもたちとの交流が地域の活性化につながる事例も見られます。
- ・子どもたちに関わる課題が多様化・複雑化する中、学校だけでの対応には限界があり、地域ぐるみで子どもを見守り育てていく体制の一層の充実が求められます。

【対策のポイント】

- ・学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図り、「地域とともにある学校づくり」を推進するとともに、幅広い地域住民等の参画を得て地域全体で子どもを見守り育てる取組を進めます。

【主な取組】

- ①地域とともにある学校づくりに向けて、保護者や地域住民等が学校運営に参画する取組であるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を促進するため、未導入の市町村や学校への周知・啓発及び導入に向けた支援を積極的に行います。
- ②学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる地域学校協働本部の取組を推進し、地域住民等の参画による学習活動や部活動、学校周辺環境整備、登下校の安全確保、防災マップづくり等の地域課題解決学習、ふるさとについて学び考える郷土学習等のさまざまな地域学校協働活動を支援します。【後掲】

対策Ⅰ-1-(4)

外部・専門人材の活用の拡充

【現状・課題】

- ・学校が抱える課題や教育に対するニーズが多様化するとともに、教員が対応する業務が多岐にわたり、多忙化が指摘されている中で、児童生徒一人一人に対して効果的な支援を行うためには、学校外の専門人材を活用しながらチーム学校として組織的に取り組んでいく必要があります。

【対策のポイント】

- ・学校全体の教育力を高め、児童生徒を取り巻くさまざまな教育課題に対応するため、多様な人材の参画による、それぞれの専門性を生かした支援体制を構築します。

【主な取組】

- ①相談支援体制の充実・強化を図るため、心理の専門家であるスクールカウンセラーや、社会福祉等の専門的な知識・技術を持ったスクールソーシャルワーカーを全ての公立学校に配置し、効果的な活用を推進するとともに、ニーズや課題にあわせた重点配置を進めます。また、課題を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実を図るため、市町村の教育支援センターにおいてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが積極的に働きかけを行う支援活動体制（アウトリーチ型）を整備します。**【後掲】**
- ②小・中学校における放課後等学習支援員の配置に対して支援を行うことで、市町村や各学校が実施する放課後等の補充学習を、基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立など、個々の児童生徒の課題の解決に向けて計画的に実施できるようにします。**【後掲】**
- ③高等学校における生徒の学力の状況に応じたきめ細かな学習指導・支援を充実させるために、地域の人材や大学生等による学習支援員の配置を拡充し、放課後や長期休業期間に行われる補充学習の充実・強化を図ります。また、義務教育段階の学習内容に立ち返りながら高等学校の内容を学習できる教材や、実社会とのつながりを踏まえて学習できる教材の活用を促進します。**【後掲】**
- ④各学校における部活動の指導の充実を図るとともに、教員の部活動指導にかかる負担を軽減し、生徒と向き合う時間を確保するため、専門的な指導ができる部活動支援員の派遣や、単独での部活動指導や学校外での活動の引率なども可能な部活動指導員の配置を進めます。**【後掲】**
- ⑤学校に教員の専門性を必要としない業務に従事する校務支援員を配置し、業務負担の軽減を図ることで、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、学校教育活動の充実につなげます。
- ⑥学校で発生するいじめをはじめとする生徒指導上の問題について、法律の専門家である弁護士（スクールロイヤー）を学校等に派遣し、その専門的知識・経験をもとに、法的側面から学校を支援する体制を整えます。

対策Ⅰ-1-(5)

質の高い教員の確保・育成

【現状・課題】

- ・教員の大量退職・大量採用時代を迎える中で、近年の民間企業等の採用状況が好転していることなどにより、全国的に教員採用候補者選考審査における採用倍率が低下傾向にあり、受審者の確保が困難な状況があります。
- ・経験の浅い若年教員の比率が急激に高まっている状況において、若年教員の資質・指導力の向上は、今後の本県の教育水準の向上のために必要不可欠です。

【対策のポイント】

- ・教員採用候補者選考審査の実施方法や広報の工夫、資質・指導力の向上に向けた採用前後の研修の充実など、質の高い教員の確保・育成のための取組を推進します。

【主な取組】

- ①本県が求める資質や能力を有する教員の確保に向け、教員採用候補者選考審査の受審者を増やすため、審査の実施時期や方法について工夫を行うとともに、県外での説明会等の開催など、積極的に広報活動を行います。
- ②早期から教育公務員としての意識の醸成を図るとともに授業づくりの基本を徹底するため、教員採用候補者への講座を実施するとともに、臨時的任用教員等を対象とした研修の機会の充実を図ります。
- ③若年教員の実践的指導力を育成するため、初任者から採用3年目までの若年前期に集中して研修を実施します。また、学校組織の一員としての自覚を促し、組織運営に参加できるよう、学校組織マネジメントに関する研修内容の充実を図ります。
- ④中堅教員の実践的指導力及びチームマネジメント力の向上を図るため、主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくりや、効果的なOJTの手法等に関する研修の充実を図ります。
- ⑤学校の力をもう一段高めるため、高知大学教職大学院や国が実施する中央研修等に現職教員を計画的に派遣することにより、本県の教育課題の解決に向けた取組を先導できる中核教員の育成を図ります。

基本方針Ⅰ-2 チーム学校の推進による教育の質の向上

児童生徒に知・徳・体の調和のとれた生きる力を育むために、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、自ら課題を見出し、その解決に向けて主体的・協働的に物事の本質を探究する授業づくりを組織的に推進します。

また、全ての教育活動を通じて、道徳教育やキャリア教育、児童生徒の良さを引き出す生徒指導や一人一人の人権が尊重される学校・学級づくり等の取組をチーム学校として組織的に推進することにより、児童生徒の規範意識の向上や自尊感情の醸成、社会性の育成等を図り、生徒指導上の諸課題の予防・解決に努めます。

対策Ⅰ-2-(1) 教員の教科等指導力の向上＜小・中学校＞

【現状・課題】

- ・組織的に授業改善に取り組む学校は増えてきているものの、学習指導要領に示されている主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の実現には至っていません。

【対策のポイント】

- ・教員主導の授業から児童生徒が能動的に授業に臨む授業へと改善を図り、主体的・対話的で深い学びを実現するため、教員が「いつでも・どこでも・だれでも」学べる機会を数多く設けることにより、学校全体で組織的に教科指導力の向上を図る取組を推進します。

【主な取組】

- ①小・中学校における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習・指導方法の改善やカリキュラム・マネジメントの充実、ICTを効果的に活用した授業の推進を図るため、参加者が主体的・協働的に国語や算数・数学をはじめとする各教科と複式授業において、授業づくりのプロセスを学ぶことができる「授業づくり講座」を実施し、教員が自ら学び続け、ともに高め合い、日常的に授業研究に取り組む風土づくりを推進します。
- ②児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、拠点となる学校を設け、言語活動を中心とした授業モデルを発信していくことで教員の指導力を向上させるとともに、教員の英語力を高める研修の実施や1人1台タブレット端末による県が作成した英語教育用教材の活用促進等により、授業改善を推進します。あわせて、ICTを活用した授業と家庭学習のサイクル化により、英語教育の強化を図ります。
- ③教員の理科の指導力の向上を図るため、各地域において授業改善等の取組を推進する中核教員を大学との連携により養成・育成するとともに、実践交流や研修の機会を設けることにより、その活動を支援します。

- ④県内の児童生徒の約半数を抱える高知市の小・中学校の学力向上の取組を推進するため、高知市の「学力向上推進室」に県から指導主事等を派遣するとともに、県と市の教育委員会が定期的に情報共有や協議する場を設け、高知市内の小・中学校に対する訪問指導体制の充実・強化を図ります。

対策Ⅰ-2-(2)

基礎学力定着に向けた取組の充実＜高等学校＞

【現状・課題】

- ・第1期大綱に基づくこれまでの取組により、各学校における組織的な授業改善等の取組が進み、基礎学力の定着に課題のある生徒の割合の減少につながっているものの、義務教育段階の学習内容が十分に定着しないまま入学し、高校1年生で学ぶ基礎的な学習内容が理解できずに進級している生徒が一定数います。

【対策のポイント】

- ・生徒の学力状況に応じたきめ細かな指導を通じて学力の向上を図るため、カリキュラムの見直しや効果的な教材の活用を推進するとともに、学校支援チームによる学校訪問等の活動を強化し、授業改善を図っていきます。

【主な取組】

- ①各学校において、全国的に導入される「高校生のための学びの基礎診断」等を活用して生徒の基礎学力の定着度合を測り、その結果を自校の学力向上プランや授業改善の充実につなげる取組を推進します。あわせて、学校支援チームによる各学校への訪問・支援を強化し、教科会の充実等により組織的な授業改善の取組がさらに広がるよう教員の意識改革を促進します。
- ②高等学校における生徒の学力の状況に応じたきめ細かな学習指導・支援を充実させるために、地域の人材や大学生等による学習支援員の配置を拡充し、放課後や長期休業期間に行われる補充学習の充実・強化を図ります。また、義務教育段階の学習内容に立ち返りながら高等学校の内容を学習できる教材や、実社会とのつながりを踏まえて学習できる教材の活用を促進します。

対策Ⅰ-2-(3)

多様な学力・進路希望に対応した指導の充実＜高等学校＞

【現状・課題】

- ・高等学校に入学する生徒の学力や進路希望が多様化する中、就職や進学を希望する生徒一人一人に応じたきめ細かな指導が求められます。

【対策のポイント】

- ・生徒の学習意欲を高め、進路実現に向けた学力の向上を図るとともに、進学や就職を希望する生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。

【主な取組】

- ①希望する職業に必要なとなる専門的な知識・技能や豊かな人間性を生徒に身につけさせることで、生徒の将来の進路実現の可能性を広げるために、講師の派遣や適切な教材の提供などを通して資格取得を支援します。
- ②大学進学を希望する生徒への指導の充実に向けて、指導力に定評のある県外の教員や学習塾の講師を招へいし、模範授業の見学や研究協議等を行う研修の実施などにより、教員の教科指導力や進学に関する指導力の向上を図ります。
- ③就職を希望する生徒への支援の充実を図るため、卒業生の就職状況の情報収集や分析を行うとともに、就職アドバイザーを配置し、求人開拓や就職に関する個別支援を行います。
- ④グローバルに活躍できる人材を育成するため、推進校における探究型学習及び英語教育に関するグローバル教育プログラムの開発・実践や、国際的な視野を持って思考力・判断力・表現力等を育成する国際基準の教育プログラムである国際バカロレアの取組を、高知国際中学校・高等学校において推進します。
- ⑤高知県産業教育審議会からの答申のもと、生徒の資質・能力の育成、教員の指導力の向上、関係機関との連携、専門高校の魅力化を柱とし、カリキュラムの工夫や教育内容の改善、教員研修の実施、施設・設備の整備など、これからのデジタル社会に対応した産業教育の充実を図ります。

対策Ⅰ-2-(4)

規範意識や自尊感情など豊かな心を育む取組の充実

【現状・課題】

- ・道徳科の授業の質的転換を図るための研修と地域ぐるみでの道徳教育の推進に両輪で取り組んできたことにより、児童生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等）が高まっています。
- ・暴力行為や小・中学校の不登校、中途退学が全国平均を上回る状況にあります。生徒指導上の諸課題の改善には、児童生徒が人権感覚を身につけたり、共感的な人間関係の中で自分を肯定的に捉えたりすることにより、規範意識や自尊感情を育むことが必要です。

【対策のポイント】

- ・各学校において、全ての教育活動を通じて、道徳教育や一人一人の人権が尊重される学校・学級づくり等の取組を組織的に推進することにより、児童生徒の規範意識等の向上や自尊感情の醸成を図ります。

【主な取組】

- ①児童生徒に道徳性を育むため、全ての小・中学校において「考え、議論する道徳」が実践されるよう、授業の質的転換を図るとともに、参観日等における道徳授業の公開や副読本の家庭での活用など、学校、家庭、地域が一体となって道徳教育を推進します。
- ②一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、「高知県人権教育推進プラン（令和2年改定版）」に基づき、人権教育主任のマネジメント力や教職員の人権感覚の向上を図るための研修の充実や、指定校における実践の成果の普及などの取組を推進することにより、教育活動全体を通じた人権教育の充実を図ります。

対策Ⅰ-2-(5)

目的意識の醸成や社会性の育成に向けた取組の充実

【現状・課題】

- ・児童生徒が学習に主体的に取り組む態度を養うためには、児童生徒自身が自分の将来や学ぶことの意義について考える場面や、知的好奇心・探究心をもって主体的・協働的に問題を解決するような学習活動を多く取り入れることが必要です。
- ・社会生活を営むうえで基礎となる能力や態度が十分身につかないまま高等学校を卒業する生徒が一定数います。

【対策のポイント】

- ・児童生徒の目的意識の醸成や社会性の育成に向けて、小・中・高等学校を通じたキャリア教育や、探究的な学習活動のさらなる充実を図ります。

【主な取組】

- ①社会人・職業人として自立するために必要な資質・能力を育むキャリア教育のさらなる充実を図るため、小・中・高等学校を通じて、児童生徒が自身の成長や変容を自己評価できる「キャリア・パスポート」の活用を推進するとともに、副読本の活用や研修会の実施により、教員の指導力の向上を図ります。
- ②高等学校において、生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していくことができる力（キャリアデザイン力）を育成するため、大学や企業と連携・協働し、職場体験や大学・企業見学等の機会の充実を図ります。
- ③社会や政治に関心を持ち、主体的に社会に参画する意識や態度を育むための主権者教育や、生徒が自ら課題を発見し解決していく力を育成するため、地域と学校とが協働して地域の課題解決に向けた学習を行う地域協働学習など、生徒の主体的・探究的な学習のさらなる充実を図ります。

- ④社会で人と人とが関わりながら生きていくために欠かせないスキルを生徒に身につけさせるため、より良い対人関係を構築し集団行動を円滑に行うことを目指した活動やコミュニケーション能力の向上のための学習記録ノートを活用した取組など、個々に応じたきめ細かな組織的な指導の充実を図ります。

対策Ⅰ-2-(6)

生徒指導上の諸課題への組織的な対応・支援の強化

【現状・課題】

- ・各学校においては、生徒指導上の諸課題への対応を図る校内支援会等が組織的に行われるようになってきましたが、未然防止の観点で組織的・計画的に取組を進めていくことについては弱さがみられます。
- ・児童生徒の言動等の変化に教職員が気づけないことや、気づいていても組織で共有できずに対応が遅れてしまうことなどにより、問題が深刻化する場合があります。

【対策のポイント】

- ・小・中・高等学校の連携による情報共有の強化や、開発的な生徒指導の推進など、生徒指導上の諸課題の未然防止に向けた組織的な取組を推進するとともに、初期の段階での児童生徒の情報共有や校内支援会を中心とした組織的な対応の充実等により、不登校や問題行動の早期発見・早期対応の徹底を図ります。
- ・いじめの事案に対し、「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、チーム学校として迅速な対応ができる体制を整えるとともに、関係機関との連携によるきめ細かな支援を徹底します。

【主な取組】

- ①小・中学校の指定校において、開発的な生徒指導（子どもたちに内在する力や可能性を引き出す生徒指導）に組織的に取り組む実践研究を推進するとともに、生徒指導主事（担当者）の研修会等を通してその成果を県内全域に普及し、各学校での実践につなげます。
- ②管理職や関係教員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等で組織する校内支援会等を定期的に行い、児童生徒ごとのリスクレベルを判断するとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等からの専門的な助言を取り入れた具体的な手立てを策定・共有し、組織的な対応を行うことを徹底します。
- ③生徒指導が未然防止、早期発見・早期対応等のそれぞれの場面において組織的に推進されるよう、各小・中・高等学校の生徒指導主事（担当者）の実践力やマネジメント力の向上を図るための研修を実施します。

- ④児童生徒の状況に応じた切れ目のない適切な支援が行われるよう、小・中・高等学校の生徒指導主事（担当者）や養護教諭等が連携し、入学生情報を共有することや、個別の支援シート等を引き継ぐことにより、保幼小中高間の抜かりない情報共有と連続性のあるチーム支援を実施します。
- ⑤各小・中学校に校務支援システム等を活用した児童生徒の情報収集や関係機関との調整等を担う不登校担当者（特に不登校の出現率の高い学校には不登校担当教員を配置）を位置付け、担当者を中心とした早期発見・早期対応の取組が行われるよう、学校の体制を強化します。また、県教育委員会の「不登校対策チーム」が不登校担当教員配置校を定期的に訪問し、具体的な指導・助言を行います。
- ⑥各学校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき、校内のいじめ対策組織を中心とした、いじめ防止、早期発見、早期対応の取組の徹底を図ります。また、県民総ぐるみでいじめ防止等の取組を推進するために作成した「『高知家』いじめ予防等プログラム」の活用により、学校や保護者、地域、関係機関が連携した取組の充実を図ります。

対策Ⅰ-2-(7)

健康・体力の向上

【現状・課題】

- ・小・中学校の体力・運動能力は全国水準を維持しているものの、全国平均を継続的に上回るまでには至っておらず、運動習慣も十分に定着しているとは言えません。
- ・朝食欠食や睡眠不足、運動不足など、望ましい生活習慣の未定着から、肥満や痩身など、健康面に課題がある児童生徒の増加が指摘されています。

【対策のポイント】

- ・小・中学校では、質の高い体育・保健体育授業の実現に向けて、教員の授業力向上を図るとともに、学校全体で体力・運動能力の向上に取り組む体制を整えることにより、運動好きな児童生徒を育てます。
- ・高等学校では、スポーツへの興味・関心を高める取組等を推進することにより、個々に応じたスタイルでスポーツに関わることができる生徒を育てます。
- ・チーム学校として健康教育の充実に取り組む体制づくりを進めるとともに、健康教育に関する研修や、学校・家庭・地域が連携した取組を推進することにより、健康教育の充実を図ります。

【主な取組】

- ①児童生徒の体力・運動能力向上のため、就学前の取組と連携した小中学校9年間の体力・運動能力向上プログラムの作成・活用などにより、計画的・継続的・合理的に体力要素を高めるとともに、こうちの子ども健康・体力支援委員会で事業検証等を行い、系統的な体力・運動能力の育成を図っていきます。
- ②体育・保健体育授業の質を向上させるために、体育授業の中核となる教員の育成や小学校体育専科教員の配置、外部指導者の派遣、指導力向上に関する研修会の実施、指導主事等による指定校や要請校への訪問指導等を通して、授業改善の取組を推進します。
- ③令和4年度全国高等学校総合体育大会の開催を契機に、高校生が大会に出場「する」、開催準備・運営で大会を「支える」、大会を「みる」など、さまざまな関わりを通して個々のスタイルでスポーツに触れ、関わりを深めていく取組を進めます。
- ④健康教育の中核となる教員の資質向上のための研修を行うとともに、子どもが主体的に考え、健康的な生活を送るための理解を深め、正しい態度を養うために、健康教育副読本や外部講師を効果的に活用し、がん教育や性教育、食育など、家庭や地域と連携した健康教育の充実を図ります。

対策Ⅰ-2-(8)

部活動の充実と運営の適正化

【現状・課題】

- ・生徒の能力・適性、興味・関心に応じた指導が十分に行われていない部活動が見られます。
- ・生徒の減少が進む中山間地域の学校では、部活動の種類が限定されることや単独で大会に出場できない部があることが課題となっています。
- ・生徒にとって望ましい部活動環境の構築と、学校における働き方改革の観点から、部活動の運営の適正化を図る必要があります。

【対策のポイント】

- ・指導者の資質向上のための取組や、優秀な外部指導者の招へい等により、部活動のさらなる充実を図ります。
- ・「高知県運動（文化）部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る運動（文化）部活動の方針」に基づく、部活動の運営の適正化を一層推進するとともに、新しい部活動の在り方を検討するなど、環境整備に取り組みます。

【主な取組】

- ①高等学校の運動部活動の充実及び競技力の向上を図るため、県立高等学校に競技用具の購入や強化事業にかかる経費の支援を行います。

②運動部活動の運営の適正化のため、「高知県運動部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る運動部活動の方針」に基づく体制整備や、生徒の発達段階に応じた休養日や活動時間の設定など、望ましい運動部活動の推進を図ります。

また、顧問教員等の指導者には、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のため、体育主任研修会や県外の優秀な講師を招へいした研修会を開催します。

③各学校における運動部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の運動部活動にかかる負担を軽減するために、高知県スポーツ指導者バンクの活用や地域スポーツハブ等との連携により、単独での部活動の指導や引率が可能となる運動部活動指導員の配置を拡充します。

④「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」に基づく取組として、地域部活動の実践研究や合同部活動の取組を進めていきます。

⑤文化部活動の運営の適正化のため、「高知県文化部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る文化部活動の方針」に基づく体制整備や、生徒の発達段階に応じた休養日や活動時間の設定など、望ましい文化部活動の推進を図ります。

また、文化部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の文化部活動にかかる負担を軽減するために、単独での指導や引率ができる文化部活動指導員の中学校への配置や、専門的な指導力を有した文化部活動支援員の高等学校への派遣を行います。

基本方針Ⅱ-1

多様な課題を抱える子どもへの支援の充実

学力の未定着、いじめや不登校、虐待や非行などといった困難な状況に直面している子どもたち一人一人に応じた支援の充実を図るため、就学前には保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットフォームとして、地域や専門機関等との連携・協働体制を県内全域で構築しながら、就学前から高等学校までの切れ目のない支援を推進します。

また、子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切るための取組を推進するなど、社会的自立に向けた支援の一層の充実・強化を図ります。

対策Ⅱ-1-(1)

社会的自立に向けた就学前から高等学校までの切れ目のない教育の充実

【現状・課題】

- ・コロナ禍において経済情勢が厳しさを増す中、子どもたちの貧困の世代間連鎖が危惧される状況にあります。
- ・経済的に厳しい家庭の子どもの中には、具体的な支援につなげていないケースや、保護者を含めた家庭生活のサポートが必要なケースがあります。

【対策のポイント】

- ・子どもたちが「経済的自立」を意識した将来の進路目標をできるだけ早期に認識し、そのために必要な学力や職業能力、社会性等を身につけて希望の進路を実現できるよう、キャリア教育や進路指導の充実を図ります。
- ・経済的に厳しい家庭の子どもたちを支援につなげ、社会で自立できる進路に導いていくために、校内支援体制を強化するとともに、福祉保健部署との連携強化を図ります。

【主な取組】

- ①生徒が将来の目標を早期に認識できるよう、多様なロールモデルの提示やキャリア・パスポートの効果的な活用の仕組みづくりなど、キャリア教育の充実を図ります。
- ②生徒が将来の自立に向けた進路を選択できるよう、中学校の段階から、職業に必要な能力や資格、進学・就職時の経済支援制度、各高等学校の学習活動などの情報を生徒と保護者にわかりやすく提供するなど、進路指導のさらなる充実を図ります。
- ③厳しい環境にある子どもを早期に発見し支援につなげるため、スクールソーシャルワーカー等の専門性の活用や確実な情報共有などにより、校内支援体制の強化を図ります。また、学校だけでは発見しづらい厳しい環境にある子どもの早期把握と支援に向け、スクールソーシャルワーカーと各市町村の児童福祉担当部署との定期的な情報共有や相互連携により支援体制の充実を図ります。

- ④保育所・幼稚園等において、厳しい環境にある子どもや保護者への早期の支援ができるよう、スクールソーシャルワーカーや親育ち・特別支援保育コーディネーター等と連携した支援の充実や「高知版ネウボラ※」との連携強化を図ります。

※高知版ネウボラ：妊娠期から子育て期までの家庭を対象として、妊娠・出産・子育てに関する関係機関によるネットワークを構築することにより、必要な支援サービスを切れ目なくつなぐ高知県独自の仕組み

対策Ⅱ-1-(2)

保育所・幼稚園等と家庭や地域等との連携の充実

【現状・課題】

- ・家庭における生活の困窮や教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増えています。
- ・核家族化や少子化等により地域との関わりが薄れてきている中で、地域における見守りや細やかな支援の充実が求められています。

【対策のポイント】

- ・保育所・幼稚園等と家庭、地域等との連携による、多様な課題を抱える保護者の子育て力の向上に向けた支援の充実を図ります。

【主な取組】

- ①地域ぐるみでの子育て支援を充実させるため、保育所・幼稚園等を中心に、保育者や高齢者等の地域の子育て経験者、子育て世帯等が交流できる場づくりを推進し、子育て相談や子育てに関する教室の開催など、さまざまな交流事業が展開されることを支援します。
- ②配慮が必要な保護者の子育て力の向上のため、家庭支援推進保育士等による個別の支援の充実を図り、保護者の子育てに対する自覚や意欲を高めます。
- ③厳しい環境にある子どもの保護者に対して、関係機関と連携した支援を行うため、保育所・幼稚園等への支援や小学校への円滑な接続への支援等を行うコーディネーターの配置を拡充します。
- ④厳しい環境にある子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う取組を支援します。

対策Ⅱ-1-(3)

放課後等における学習の場の充実

【現状・課題】

- ・学力が未定着である子どもの中には、家庭における生活の困窮や教育力の低下などを背景に、学校以外での学習の機会が十分に与えられていない子どもも多くいます。

【対策のポイント】

- ・小・中・高等学校の各段階において学習支援員の配置を拡充し、学校が行う放課後等の補充学習の充実に取り組むとともに、地域の方々の参画を得て、放課後児童クラブや放課後子ども教室など、放課後等の学びの場の充実を図ります。

【主な取組】

- ①小・中学校における放課後等学習支援員の配置に対して支援を行うことで、市町村や各学校が実施する放課後等の補充学習を、基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立など、個々の児童生徒の課題の解決に向けて計画的に実施できるようにします。
- ②高等学校における生徒の学力の状況に応じたきめ細かな学習指導・支援を充実させるために、地域の人材や大学生等による学習支援員の配置を拡充し、放課後や長期休業期間に行われる補充学習の充実・強化を図ります。また、義務教育段階の学習内容に立ち返りながら高等学校の内容を学習できる教材や、実社会とのつながりを踏まえて学習できる教材の活用を促進します。【再掲】
- ③放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組をはじめ、地域住民の参画を得た放課後等のさまざまな活動を支援します。また、就学援助世帯等の子どもの利用料減免を行う市町村に対する財政支援など、厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備を行います。【後掲】

対策Ⅱ-1-(4)

相談支援体制の充実・強化

【現状・課題】

- ・子どもたちに関わる課題が複雑化・多様化する中で、生徒指導上の諸課題などの解決を図っていくためには、児童生徒をはじめ、保護者、教職員等の相談に広く対応できる体制の整備が必要です。

【対策のポイント】

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの重点配置や専門性の向上、心の教育センターの機能や相談支援体制の強化により、子どもや保護者のニーズに対応した重層的な支援を実現します。

【主な取組】

- ①相談支援体制の充実・強化を図るため、心理の専門家であるスクールカウンセラーや、社会福祉等の専門的な知識・技術を持ったスクールソーシャルワーカーを全ての公立学校に配置し、効果的な活用を推進するとともに、ニーズや課題にあわせた重点配置を進めます。また、課題を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実を図るため、市町村の教育支援センターにおいてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが積極的に働きかけを行う支援活動体制（アウトリーチ型）を整備します。
- ②スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの支援力の向上を図るため、より効果的な研修を実施するとともに、心の教育センターをプラットフォームにして、各学校等に配置されているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行います。
- ③県内の教育相談の中核機関である心の教育センターに、高度な専門性を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもたちや保護者の相談を一元的に受理するとともに、学校や関係機関との連携のもとで課題の解決まで寄り添うワンストップ＆トータルな支援を行います。
- ④児童生徒や保護者が利用しやすい環境づくりに向けて、心の教育センターの土曜日・日曜日の開所や県東部・西部地域での相談室の整備など、相談支援体制を強化します。また、心の教育センターのスクールカウンセラー等による指導・助言など、学校や教育支援センター等における相談支援の質的向上に向けた支援の充実を図ります。
- ⑤不登校等児童生徒に対して、学校、教育支援センター、心の教育センターによる重層的な支援体制を確立するとともに、不登校等児童生徒が安心して過ごせる居場所の確保及び個に応じた最適な学びを保障するために、校内適応指導教室を設置し、ＩＣＴを活用した学習支援の実践研究を推進します。
- ⑥不登校児童生徒や家庭学習の機会が十分でない児童生徒の学習機会の確保のために、指定地域の教育支援センターを中心としたＩＣＴの活用による自主学習等の研究推進に対して支援の充実を図ります。

対策Ⅱ-1-(5)

地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進

【現状・課題】

- ・家庭の厳しい経済状況等を背景に、子どもに向き合う余裕のない保護者や子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいます。
- ・子どもたちに関わる課題は多様化・複雑化しており、学校や教員だけでの対応には限界があります。

【対策のポイント】

- ・学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図るとともに、民生・児童委員の参画などにより、厳しい環境にある子どもたちを地域全体で見守り育てる取組を進めます。
- ・放課後等に子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりを進めます。

【主な取組】

- ①地域による子どもたちの見守り機能を強化するため、全ての地域学校協働本部に、民生・児童委員の参画を進めるとともに、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進します。【後掲】
- ②放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組をはじめ、地域住民の参画を得た放課後等のさまざまな活動を支援します。また、就学援助世帯等の子どもたちの利用料減免を行う市町村に対する財政支援など、厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備を行います。【後掲】
- ③地域とともにある学校づくりに向けて、保護者や地域住民等が学校運営に参画する取組であるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を促進するため、未導入の市町村や学校への周知・啓発及び導入に向けた支援を積極的に行います。【再掲】
- ④朝食摂取をはじめとする望ましい生活習慣に関する意識を高め、子どもたちが朝食の重要性を理解し、自分で食事を選択したり調理したりできるなどの実践力を育むために、地域のボランティアによる食事提供活動及び食育活動を支援し、県内の食育を推進します。

対策Ⅱ-1-(6)

経済的負担の軽減

【現状・課題】

- ・家庭の厳しい経済状況を背景に、高等学校への進学や就学の継続が難しい子どもがいます。
- ・令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施されましたが、その対象は満3歳以上の子どもと満3歳未満の住民税非課税世帯の子どもであり、満3歳未満児を養育する保育利用世帯の多くは経済的な負担を感じています。

【対策のポイント】

- ・高等学校における就学のための経済的支援や、多子世帯を対象とした保育料の軽減等により、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

【主な取組】

- ①高等学校において、経済的な理由で就学が困難となる生徒に対し、就学支援金の支給により、授業料の軽減を図るとともに、低所得世帯を対象に奨学給付金を支給することにより、教科書や教材費、学用品、PTA会費等の授業料以外の教育費の負担軽減を図ります。
また、高等学校等の生徒に対して、成績基準がなく、貸与月額を選択できるなど、利用しやすい無利子奨学金の貸与をさらに進めます。
- ②18歳未満の子どもが3人以上いる家庭の経済的負担を軽減するため、市町村が行う第3子以降の3歳未満児に係る保育料の軽減又は無料化を支援します。
- ③放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組をはじめ、地域住民の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援します。
また、就学援助世帯等の子どもたちの利用料減免を行う市町村に対する財政支援など、厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備を行います。【後掲】

基本方針Ⅱ-2 特別支援教育の充実

発達障害を含めた全ての障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた切れ目のない指導・支援の充実を図るとともに、共生社会の実現を目指し、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを志向するインクルーシブ教育システムの構築を推進し、通級の学級、通級による指導（障害に応じた特別な指導）、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」における学びの質を高めるなど、本県の特別支援教育の一層の充実を図ります。

対策Ⅱ-2-(1) 障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

【現状・課題】

- ・発達障害等特別な支援が必要な子どもの増加や障害の状態の多様化がみられる中、個々の状況に応じた適切な指導・支援の充実が求められます。
- ・連続性のある「多様な学びの場」における学びの充実に向けて、特別支援学級担任や通級による指導担当教員は、障害に応じた特別な指導を実施する教員として、より高い専門性が求められています。

【対策のポイント】

- ・「多様な学びの場」を担う教員をはじめ、全ての保育者、教員の専門性の向上を図るとともに、保育所・幼稚園等、学校における組織的な指導・支援の体制の充実・強化を図ります。

【主な取組】

- ①保育所・幼稚園等における特別な支援を要する子どもへの対応力の向上を図るため、県内の保育所・幼稚園等の全ての保育者を対象に、特別な支援を要する子どもの理解を深めることをねらいとした研修や個別の指導計画作成に向けた支援等を行います。
- ②小・中学校において、発達障害等のある児童生徒への指導・支援の充実を図るため、教育事務所の特別支援教育地域コーディネーター等による訪問支援等により、校内の支援体制や個別の指導・支援の内容、校種間の引き継ぎ等について指導・助言を行うとともに、特別支援学級や通級による指導を担当する教員の専門性の向上に向けて、連絡協議会や研修会を実施します。
- ③高等学校において、通級による指導を中心に発達障害等のある生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るため、教職大学院と連携した研究の実施、実践事例の収集、指導担当教員間のネットワークの構築などの取組を推進します。
- ④発達障害等の特別な支援が必要な児童生徒への指導・支援を充実させるため、全ての教職員の専門性の向上に向けた研修を行います。

対策Ⅱ-2-(2)

特別支援学校における多様な教育的ニーズへの対応の充実

【現状・課題】

- ・障害の重度・重複化等により、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の教育的なニーズが多様化しています。
- ・近年、県立知的障害特別支援学校の生徒の一般企業への就職率は全国平均を超えていますが、個々の生徒の進路希望の実現に向けた取組の一層の充実が必要です。
- ・県中央部の知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加に伴い、施設等の大規模化及び狭あい化が課題となっています。

【対策のポイント】

- ・特別支援学校において、教員の専門性の向上及び組織的な指導・支援の充実を図るとともに、地域の小・中・高等学校の取組を支援するセンター的機能の向上を図ります。
- ・障害のある子どもが自分の地域での生活基盤を形成できるよう、居住地域の小・中学校における学習機会の充実を図ります。
- ・「高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会」からの提言（R元. 12月）を基に、関係市町村とも連携し、施設整備等の具体化を図ります。

【主な取組】

- ①特別支援学校の児童生徒の実態に応じた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、1人1台タブレット端末等のICT機器を日常的に活用した指導・支援の充実に取り組みます。また、Web会議システムを活用して各特別支援学校間をつなぎ、教員同士が専門性を共有することにより、児童生徒の多様な教育的ニーズへの対応を図ります。
- ②特別支援学校教員の幅広い専門性の向上に向けて、免許法認定講習の受講を促進し、特別支援学校教諭免許状の保有率向上につなげます。また、特別支援学校のセンター的機能の充実・強化を図るため、特別支援学校に理学療法士や言語聴覚士など、外部の専門家を配置・派遣します。
- ③障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が互いに理解し合うため、特別支援学校の児童生徒が居住する地域の小・中学校等に副次的な籍（副籍）を置き、特別支援学校と小・中学校、高等学校との学校間交流や特別支援学校のある地域との交流及び共同学習、居住地校交流等を推進します。
- ④児童生徒の社会的・職業的自立に向け、現場実習先及び進路先の開拓を行うとともに、福祉・労働機関と連携した就労支援など、障害や特性に応じた進路指導を充実させます。また、目標に向かって学習する意欲の向上や、望ましい職業観を育むため、外部専門家を活用した授業改善や、特別支援学校技能検定を実施します。

- ⑤病弱特別支援学校において、慢性疾患の児童生徒数の減少、心身症等のある児童生徒数の増加に伴う教育的ニーズの多様化に対応するため、「高知県立特別支援学校再編振興計画(第二次)」に基づき、病弱特別支援学校の移転開校を含めた再編、高等部の職業コースの開設、通級による指導の充実、訪問教育の充実等の取組を推進し、病弱教育を一層充実させます。
- ⑥知的障害特別支援学校において児童生徒数が増加し、施設等が大規模化及び狭あい化している状況などについて、関係市町村とも連携を図りながら、将来を見据えた改善・解消の方策を具体化し、安全・安心な教育環境の実現に取り組みます。

基本方針Ⅲ-1 先端技術の活用による学びの個別最適化

急速に発展するＩＣＴやＡＩ等の先端技術を有効に活用し、学習機会の地域間格差の解消や、児童生徒一人一人の興味・関心に応じた学びを実現するため、ＩＣＴを活用した双方向型の授業の配信やＡＩによる個別最適化学習等の新たな教育手法の開発・普及を図るとともに、その基盤となる学校のＩＣＴ環境の整備を推進します。

対策Ⅲ-1-(1) ICTやAI等の先端技術の活用

【現状・課題】

- ・ 中山間地域等の小規模高等学校では総じて教員数が少なく、生徒の多様な進路希望に対応した教育課程の編成や学習指導が困難な場合があります。
- ・ 現在の学校教育は、理解が十分でない児童生徒と、学習内容を平易と感じる児童生徒が混在する中での一斉授業が原則であり、個々の習熟度に応じた最適な学習指導が難しい状況が見られます。
- ・ 「学校の新しい生活様式」に対応し、新型コロナウイルス感染症対策と日常の学習活動の充実との両立を図り、子どもたち一人一人の学ぶ意欲や力を引き出すことが求められています。

【対策のポイント】

- ・ 遠隔教育システムによる授業配信や、ＩＣＴの活用による習熟度に応じた個別学習など、先端技術を活用した新たな教育方法の開発と普及・展開を図ります。
- ・ 非対面・非接触の活動にも有効な１人１台タブレット端末や学習支援プラットフォームの活用により、個々の学ぶ力を引き出し主体的・対話的で深い学びを実現する「学校の新しい学習スタイル」の実現を目指すとともに、教員のＩＣＴ活用指導力を高めていきます。

【主な取組】

- ①全ての小規模高等学校において生徒が希望する進路を実現するため、教育センターを配信拠点とした遠隔授業等の対象校を拡充し、受講者が少ないなどの事情で開講できなかった科目について、教育センターから各学校に同時双方向型の授業を配信します。また、進学補習や資格試験のための講座など、生徒の多様な進路希望に対応した補習等の配信を行います。
- ②特別支援学校の児童生徒の実態に応じた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、１人１台タブレット端末等のＩＣＴ機器を積極的に活用した指導・支援の充実に取り組みます。また、Ｗｅｂ会議システムを活用して各特別支援学校間をつなぎ、教員同士が専門性を共有することにより、児童生徒の多様な教育的ニーズへの対応を図ります。【再掲】

- ③生徒一人一人のつまずきや強みなど、個々の学習状況と理解度に対応した最適な個別指導の実現に向けて、ＩＣＴ教育拠点校を中心に、エドテックを活用した指導方法の実践研究を行います。さらに、その研究成果を県内全域に展開し、ＩＣＴを効果的に活用した授業改善を進めていきます。

※エドテック (Edtech) : Education (教育) と Technology (技術) を組み合わせた造語

- ④１人１台タブレット端末を活用しながら個々の理解に合わせて段階的に学習を進められるデジタル教材や、一人一人の学習定着度を把握し学習指導に活用できるスタディログ等を組み合わせた「学習支援プラットフォーム」により、個々の強みを伸ばし、つまずきをサポートする個別指導を実践します。

- ⑤教員のＩＣＴ活用指導力を向上するため、年次研修において体系的な研修プログラムを開発し実践するとともに、すべての教員を対象にＩＣＴの効果的な活用に関する研修を実施します。また、これらの研修を担う県教育委員会指導主事対象の研修会を開催します。

- ⑥ＩＣＴを効果的に活用している他県の先進自治体に教員を派遣するとともに、国が実施する情報化指導者養成研修に指導主事等を派遣し、学校現場におけるＩＣＴの活用に関する専門性の向上や、組織的なＩＣＴ教育の取組を推進します。【再掲】

- ⑦県立学校における１人１台タブレット端末を活用したＩＣＴ教育を推進するため、導入時の技術的な支援を行うＧＩＧＡスクールサポーターを県教育委員会事務局内に配置するとともに、日常的なＩＣＴの活用を支援するＩＣＴ支援員を県立学校に配置し、各学校における円滑な導入及び運用を支援します。また、市町村立学校におけるＩＣＴ支援員確保の仕組みを構築するとともに、子どもたちへの関わりなど学校活動に関する研修等の実施等により、各学校での支援体制の整備に取り組みます。

対策Ⅲ-1-(2)

学校の ICT 環境の整備

【現状・課題】

- ・ I C TやA I 等を活用した学習指導を推進するためには、児童生徒が自在に使用できる P C 端末に加え、さまざまなインターネット教材等に一斉接続できる安定した情報通信基盤が必要ですが、各学校の整備状況には差が見られます。
- ・ I C Tを活用して教職員の業務の効率化等を図るため、県立高等学校に続き市町村立小・中学校にも統合型校務支援システムの導入を進めてきましたが、特別支援学校においても速やかに導入を図る必要があります。

【対策のポイント】

- ・ これからの時代の学びや業務の削減・効率化に欠かせない I C T機器や各種システムを、児童生徒や教員が自在に活用できる教育環境の実現に向けて、学校の I C T環境の整備を迅速かつ計画的に進めます。

【主な取組】

- ①教育における I C Tの活用を推進するため、現状・課題を踏まえて、高等学校及び特別支援学校高等部における生徒の 1 人 1 台タブレット端末等の整備を迅速に行い、外部人材等を活用して、授業で活用するための通信ネットワーク環境の整備を進めます。
- ②児童生徒が一人一人の進度に応じて動画や A I 教材等を活用できる次世代型の教育に対応するため、各教室に高速大容量の双方向通信を可能とする無線 L A N ネットワーク環境を整備するとともに、各学校のインターネット接続回線を集約型から直接インターネットへ接続する方式に変更し、安定した通信を確保するなど、県立学校の情報通信環境の拡充を図ります。
- ③全ての公立学校において、教職員の成績処理や指導要録作成等の業務の効率化に加え、全校種間や学校間の情報共有と引き継ぎの徹底、児童生徒の学習指導や生徒指導を効果的に行うため、県内統一の統合型校務支援システムの活用を推進します。
- ④デジタル社会において、児童生徒に情報の適正かつ安全な利用や I C T機器の使用と健康との関わりへの理解をはじめとする情報モラルを確実に身につけさせるため、保育活動や教育課程に位置付けた情報モラル教育をさらに充実します。

基本方針Ⅲ-2 創造性を育む教育の充実

超スマート社会（Society5.0）の到来を見据え、全ての児童生徒が、新たな時代の基盤となるデジタル技術を理解し情報活用力や論理的な思考力を身につけることができるよう、プログラミング教育や理数系科目等の教育内容を充実します。

また、A I等の高度なデジタル技術を活用し、社会においてさまざまな課題の解決や新たな価値の創造などに力を発揮できる人材の育成に向けて、高等学校と大学との連携や教員のICT活用力の向上を図る取組を推進します。

対策Ⅲ-2-(1) プログラミング教育の推進

【現状・課題】

- ・小学校におけるプログラミング教育（令和2年度から必修）の具体的な指導については、授業の実践事例が少ないことなどから、各学校における取組状況や教材の準備に差が見られます。

【対策のポイント】

- ・速やかな実践につながる具体的な研修や情報教育の推進を担う中核教員の育成などにより、全ての小学校における効果的なプログラミング教育の普及及び定着を図ります。

【主な取組】

- ①各小学校においてプログラミング教育の推進役を担う全ての情報教育担当教員を対象に、タブレットを活用した模擬授業や教材を使ったPC操作体験等を通じて具体的な指導方法の理解を深める研修を実施し、全ての小学校での速やかな実践を推進します。また、全校の実践事例を収集し、校務支援システムにおいて情報発信を行うことにより、教員がさまざまな教科にプログラミング教育を展開できる環境を整えます。
- ②小学校におけるICTを活用した授業やプログラミング教育の推進及び充実を図るために、民間の養成プログラムを活用し、県内の情報教育の中核的な役割を担うリーダー教員を計画的に養成します。
- ③教材が未整備の学校においても効果的な授業実践や校内研修を実施できる環境を確保するため、県内4カ所の教科研究センターに貸出用のロボット教材等を整備します。また、企業や大学等と協働して開催するICT活用フォーラムにおいて、最先端の教材の活用方法や指導方法について体験的に学び、教員のICT活用指導力を高める環境を提供します。

対策Ⅲ-2-(2)

AI 人材育成のための教育の推進

【現状・課題】

- ・超スマート社会（Society 5.0）の支え手として、A I 等の先端技術を活用し社会におけるさまざまな課題の解決や新たな価値の創造に活躍できる人材の育成が求められています。

【対策のポイント】

- ・デジタル社会で活躍できる人材の育成に向けて、大学等と連携した高度で専門的な学習内容の研究に取り組むとともに、新しい社会に対応しうる情報活用力や課題解決力を生徒に身につけさせるための学習の充実や、教員の指導力向上を目指します。

【主な取組】

- ①高度なデジタル技術を活用し、A I やデータサイエンス分野で活躍できる人材の育成に向け、モデルとなる高等学校と大学とが連携し、デジタル分野の魅力を高め、専門的な知識や理論、技術等を系統的に学習できる環境を整備します。
- ②社会や政治に関心を持ち、主体的に社会に参画する意識や態度を育むための主権者教育や、生徒が自ら課題を発見し解決していく力を育成するため、地域と学校とが協働して地域の課題解決に向けた学習を行う地域協働学習など、生徒の主体的・探究的な学習のさらなる充実を図ります。【再掲】
- ③教員の I C T 活用指導力を向上するため、年次研修において体系的な研修プログラムを開発し実践するとともに、すべての教員を対象に I C T の効果的な活用に関する研修を実施します。また、これらの研修を担う県教育委員会指導主事対象の研修会を開催します。【再掲】
- ④ I C T を効果的に活用している他県の先進自治体に教員を派遣するとともに、国が実施する情報化指導者養成研修に指導主事等を派遣し、学校現場における I C T の活用に関する専門性の向上や、組織的な I C T 教育の取組を推進します。【再掲】

基本方針Ⅳ-1

中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興

多くの地域で児童生徒数の減少や地域コミュニティの希薄化が課題となっている本県において、その地域ならではの教育を展開していくことは、各学校の教育の質の維持・向上はもとより、地域発展の担い手となる人材を育てる観点からも重要です。

このため、中山間地域における次世代の特色ある学校づくりや地域の特色を生かした高等学校の魅力化の取組など、行政・学校・地域の連携・協働により、各地域の教育の振興に向けた取組を推進します。

対策Ⅳ-1-(1)

中山間地域における多様な教育機会の確保

【現状・課題】

- ・中山間地域では、児童生徒数の減少に伴い、学校統合を余儀なくされている地域が増えてきています。
- ・中山間地域等の小規模の高等学校では、生徒数が少ないために教科・科目の選択肢の確保や社会性を育む集団活動などの面で課題がみられます。

【対策のポイント】

- ・中山間地域における多様な教育機会の確保に向けて、次世代の特色ある学校づくりや、高等学校の魅力と特色ある学校づくりを推進します。

【主な取組】

- ①中山間地域の教育振興を図るために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用して次世代の特色ある学校づくり（義務教育学校等）を目指す市町村教育委員会を支援することにより、学校と地域との連携・協働によるチーム学校としての教育活動を充実させ、社会に開かれた教育課程の実現を目指します。
- ②中山間地域等の高等学校の魅力化に向けて、探究型学習や課題研究など地元市町村や企業と連携した学習内容の充実や、優秀な指導者の招へい等による部活動の充実・強化を図るとともに、学校の特色や取組を地域内外に知ってもらうための情報発信に取り組みます。また、市町村が行う中山間地域等の高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化の取組を支援します。【後掲】
- ③全ての小規模高等学校において生徒が希望する進路を実現するため、教育センターを配信拠点とした遠隔授業等の対象校を拡充し、受講者が少ないなどの事情で開講できなかった科目について、教育センターから各学校に同時双方向型の授業を配信します。また、進学補習や資格試験のための講座など、生徒の多様な進路希望に対応した補習等の配信を行います。

【再掲】

対策Ⅳ-1-(2)

県立高等学校再編振興計画の着実な推進

【現状・課題】

- ・高等学校教育等の内容の維持・向上に向けて、多様な教育活動ができる適正規模の学校の維持や魅力ある学校づくりが求められます。

【対策のポイント】

- ・県立高等学校再編振興計画に基づき高等学校の統合、高台移転や学校の魅力化の取組等を着実に推進します。

【主な取組】

- ①県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」に基づき、中山間地域等の高等学校の魅力化に向けて、探究型学習や課題研究など地元市町村や企業と連携した学習内容の充実や、優秀な指導者の招へい等による部活動の充実・強化、ICTの活用による学習環境の整備を図るとともに、学校の特色や取組を地域内外に知ってもらうための情報発信に取り組みます。また、市町村が行う中山間地域等の高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化の取組を支援します。
- ②安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校との統合および清水高等学校の高台移転に伴う施設整備を着実に推進します。
- ③高知南中学校・高等学校と高知西高等学校の統合完了に向けた取組など、引き続き対応が必要な県立高等学校再編振興計画「前期実施計画」の取組を着実に推進します。

対策Ⅳ-1-(3)

県と市町村教育委員会との連携・協働の推進

【現状・課題】

- ・県内の広域的な課題などについて特に責任を負う県教育委員会と、各市町村内の公立小・中学校等の教育活動や教職員の日常的な取組に対する責任を負う市町村教育委員会が、それぞれの責任と役割を果たしながら、連携・協働して教育水準を向上させていく必要があります。
- ・各市町村で教育課題の状況が異なる中、人的及び財政的な制約により、単独での課題への対応が困難な市町村も見られます。

【対策のポイント】

- ・県教育委員会と市町村教育委員会との間で、施策の方向性を合わせることや施策を協働で実施することなどを通じて、本県教育の振興に向けた連携・協働の取組を推進します。

【主な取組】

- ①県教育委員会と市町村教育委員会の施策の方向性を合わせ、連携・協働した取組を推進するため、各市町村教育委員会や全ての市町村教育委員会で構成されている高知県市町村教育委員会連合会との情報共有・協議の機会を積極的に設けます。
- ②第２期大綱及び第３期高知県教育振興基本計画に掲げる基本目標や基本方針等を踏まえ、各市町村がそれぞれの教育課題の解決に向けて推進する自主的・主体的な取組を、県教育委員会と市町村教育委員会が協議したうえで教育版「地域アクションプラン」として位置付け、人的及び財政的な支援を行います。

基本方針Ⅳ-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

将来を担う子どもたちが、志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら生きていく力を身につけていくため、学校・家庭・地域の連携・協働を推進し、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちを支え、見守り、育てる仕組みを構築します。

また、保護者が良好な親子関係や子どもへの関わり方について理解を深められるよう、子どもが育つ基盤である家庭の教育力の向上に向けた支援に取り組みます。

対策Ⅳ-2-(1) 地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進

【現状・課題】

- ・子育てに不安や悩み、負担感や孤立感を抱える保護者が多くいますが、地域の教育力の低下に伴い、支え合いの仕組みが弱くなっています。
- ・子どもたちに関わる課題は多様化・複雑化しており、学校や教員だけの対応には限界があります。

【対策のポイント】

- ・学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図るとともに、民生・児童委員の参画などにより、厳しい環境にある子どもたちを地域全体で見守り育てる取組を進めます。
- ・放課後等に子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりを進めます。

【主な取組】

- ①学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる地域学校協働本部の取組を推進し、地域住民等の参画による学習活動や部活動、学校周辺環境整備、登下校の安全確保、防災マップづくり等の地域課題解決学習、ふるさとについて学び考える郷土学習等のさまざまな地域学校協働活動を支援します。
- ②地域による子どもたちの見守り機能を強化するため、全ての地域学校協働本部に、民生・児童委員の参画を進めるとともに、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進します。
- ③放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組をはじめ、地域住民の参画を得た放課後等のさまざまな活動を支援します。また、就学援助世帯等の子どもたちの利用料減免を行う市町村に対する財政支援など、厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備を行います。
- ④地域とともにある学校づくりに向けて、保護者や地域住民等が学校運営に参画する取組であるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を促進するため、未導入の市町村や学校への周知・啓発及び導入に向けた支援を積極的に行います。【再掲】

対策Ⅳ-2-(2)

家庭教育への支援の充実

【現状・課題】

- ・子育てに不安や悩み、負担感や孤立感を抱える保護者が多くいます。
- ・保護者の不規則な生活習慣による子どもたちへの影響が指摘されています。

【対策のポイント】

- ・保護者が良好な親子関係や子どもへの関わり方について理解を深められるよう、家庭の教育力の向上に向けた取組を支援します。

【主な取組】

- ①教育行政、学校、保護者が、協働して地域の子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対応していくため、各地区においてＰＴＡの研修会等を開催することにより、課題を共有する場を設け、ＰＴＡの具体的な活動につなげていきます。また、保幼小中高の連携した活動が、多くの保護者の参画を得て活性化するように、関係者の取組を支援します。
- ②保護者等を対象とした子育て講座など市町村が行う家庭教育支援の取組を支援します。また、県教育委員会が作成した学習教材を活用して、保護者や子育て支援関係者が交流しながら親育ちについて学び合う取組を推進するとともに、この取組を実践できるファシリテーターを養成し、県内全域に派遣します。
- ③保育所・幼稚園等において、親育ち支援担当者を中心に、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めるための講話やワークショップを開催し、保護者の子育て力の向上を図ります。また、より多くの保護者に良好な親子関係についての理解を広げるため、就学時健診等の機会をとらえた講話の実施や、園の行事等と合わせた保護者研修の計画的な実施などにより、参加しやすい環境を整えるとともに、保育者と保護者の円滑なコミュニケーションや相互理解をより深める取組を推進します。【後掲】
- ④子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性について、保護者の理解を促進するため、保育所・幼稚園等における保護者を対象とした学習会の開催や、基本的生活習慣の定着に向けた取組を支援します。【後掲】

基本方針Ⅴ-1 就学前の教育・保育の質の向上

保育所・幼稚園等において、園評価の適切な実施などを通じて、組織マネジメント力の強化や保育者の教育力・保育実践力の向上を図り、県内のどこにいても、質の高い教育・保育を受けることができる環境づくりを進めることにより、子どもの「生きる力」の基礎を育みます。

対策Ⅴ-1-(1) 保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の徹底

【現状・課題】

- ・保育所・幼稚園等において、園内研修等の機会や園評価の適切な実施が十分でなく、保育所保育指針・幼稚園教育要領等(H29～)を踏まえた教育・保育の実践につながっていない園があります。

【対策のポイント】

- ・各保育所・幼稚園等における質の高い教育・保育の実現に向けた組織的な取組を推進するため、訪問指導や研修等を通じて、「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」、「保育所・幼稚園等における園評価の手引き」の活用促進や園内研修の充実を図ります。
- ・県の保育者育成指標と国が示す「保育士等キャリアアップ研修」を連動させた研修の充実等により、管理職を含む保育者のキャリアステージに応じた資質・指導力の向上を図ります。

【主な取組】

- ①保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえて、保育者に求められる資質や保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法、保護者支援・地域の子育ての在り方等を示した「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」について、園内研修支援や教育センターでの基本研修等の場において、活用方法の周知・徹底を図ります。
また、幼保支援アドバイザーや指導主事の直接訪問等により、ガイドラインを全ての園において活用し、保育実践に生かされるよう取り組みます。
- ②管理職が明示する園の経営方針や教育・保育目標を全職員が共有したうえで、保育所保育指針等に基づいた教育・保育がチームとして実践されるとともに、よりよい実践につなげる改善のサイクルを構築できるよう、「保育所・幼稚園等における園評価の手引き」を活用した研修の実施や、幼保支援アドバイザーや指導主事による訪問指導等を充実させます。
- ③保育者の職責に応じた専門性や実践力の向上のため、基本研修やキャリアアップ研修を教育センターを中心として実施し、研修受講対象者が計画的に参加できるよう取り組みます。
- ④返還免除制度のある保育士修学資金等を貸し付け、保育士資格取得を目指す学生等を支援することにより、保育士確保に努めます。

- ⑤保育所・幼稚園等における特別な支援を要する子どもへの対応力の向上を図るため、県内の保育所・幼稚園等の全ての保育者を対象に、特別な支援を要する子どもの理解を深めることをねらいとした研修や個別の指導計画作成に向けた支援等を行います。【再掲】

対策Ⅴ-1-(2) 保幼小の円滑な連携・接続の推進

【現状・課題】

- ・ほとんどの小学校区で、保幼小の円滑な接続に向けた接続期カリキュラムの作成が進んだ一方で、子どもの経験や育ちをつなぐ組織的・計画的な保幼小の連携・接続が十分に行われていません。

【対策のポイント】

- ・市町村教育委員会、保育所・幼稚園等や小学校が保幼小の円滑な接続に組織的に取り組むことができるよう、各地域における保幼小接続期カリキュラム等の実践・改善の取組を促進します。

【主な取組】

- ①「高知県保幼小接続期実践プラン」を基に各市町村教育委員会が開催する小学校教員、保育所・幼稚園等の保育者を対象とした研修会や、保幼小の連絡会・交流活動により、共通認識を深め、各地域の実態に応じた接続期カリキュラム等が実践・改善されるよう支援します。あわせて、モデル地域における取組を支援し、その成果を全ての地域に普及します。
- ②厳しい環境にある子どもの保護者に対して、関係機関と連携した支援を行うため、保育所・幼稚園等への支援や小学校への円滑な接続への支援等を行うコーディネーターの配置を拡充します。【再掲】
- ③厳しい環境にある子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う取組を支援します。【再掲】

基本方針Ⅴ-2 親育ち支援の充実

乳幼児期におけるよりよい親子関係の構築を図るため、保育所・幼稚園等において、親の子育て力を高めるための「親育ち支援」が日常的・継続的に行われるよう、園全体で親育ち支援に取り組む体制づくりを進めます。また、子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性についての保護者の理解を促進するため、保護者を対象とした学習会等の開催や基本的な生活習慣の定着に向けた取組を支援します。

対策Ⅴ-2-(1) 保育者の親育ち支援力の強化

【現状・課題】

- ・ 保育所・幼稚園等において、親育ち支援の必要性について保育者の理解は進んでいますが、日常的・継続的な実践までには至っていない状況にあります。

【対策のポイント】

- ・ 保育所・幼稚園等において、日常的・継続的な親育ち支援が行われるよう、市町村の課題に応じて親育ち支援を推進する中核となる保育者（親育ち支援地域リーダー）や、園内の親育ち支援を推進する担当者（親育ち支援担当者）を中心に組織的な取組を促進し、保育者の親育ち支援力の向上を図ります。

【主な取組】

- ① 保育者が、保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、市町村単位等による保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させます。
- ② 親育ち支援地域リーダーの資質の向上を図るとともに、地域の課題に応じた研修を実施するなど、親育ち支援について各地域で学べる仕組みづくりを支援します。また、親育ち支援地域リーダーの支援のもと、全ての保育所・幼稚園等において親育ち支援担当者による園内の保育者研修や保護者向け研修等の計画的な実施を促進します。

対策Ⅴ-2-(2)

保護者の子育て力向上のための支援の充実

【現状・課題】

- ・核家族化や厳しい経済状況等を背景に、子どもと十分に向き合うことが難しい保護者や、子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいます。
- ・保護者の生活習慣の乱れが子どもの基本的な生活習慣の未定着につながっている場合が多くあります。

【対策のポイント】

- ・良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めることができるよう、保護者を対象とした研修を充実させます。
- ・乳幼児期からの基本的な生活習慣の定着を図るための取組を推進します。

【主な取組】

- ①保育所・幼稚園等において、親育ち支援担当者を中心に、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めるための講話やワークショップを開催し、保護者の子育て力の向上を図ります。また、より多くの保護者に良好な親子関係についての理解を広げるため、就学時健診等の機会をとらえた講話の実施や、園の行事等と合わせた保護者研修の計画的な実施などにより、参加しやすい環境を整えるとともに、保育者と保護者の円滑なコミュニケーションや相互理解をより深める取組を推進します。
- ②子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性について、保護者の理解を促進するため、保育所・幼稚園等が行う保護者を対象とした学習会の開催や、基本的な生活習慣の定着に向けた取組を支援します。

基本方針Ⅵ-1 生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり

県民の誰もが生涯にわたって学ぶことができ、その学びの成果がさまざまな場面で発揮できることは、地域や社会に好影響をもたらします。

このため、生涯学習・社会教育の取組を「学ぶ」「生かす」「ひろがる」「支える」それぞれの視点から強化し、生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくりを進めます。

対策Ⅵ-1-(1)

知の循環型社会を目指した生涯学習・社会教育の推進

【現状・課題】

- ・社会教育を担う団体や人材の基盤が弱ってきています。
- ・県内では、県や市町村のほか民間や大学も含め、多様な講座や教室が開催されていますが、こうした学びの場の情報提供が十分ではありません。
- ・地域の課題解決に生かせる学びや、さまざまな理由で適時に学ぶことができなかった方の学び直しなど、県民の多様な学びのニーズに応える必要があります。

【対策のポイント】

- ・生涯にわたって学び、その成果を地域社会に生かすことができる「知の循環型社会」を目指して、多様な学びの機会の提供、学びを地域に還元できる仕組みの充実、学びを共有できる場の充実、知の循環を支える基盤の充実といったそれぞれの取組を進めます。

【主な取組】

- ①社会教育関係者の研修を充実させるとともに、社会教育主事の養成を推進し、地域の学びを支える人材の育成を図ります。また、社会教育関係団体の活動やネットワークづくりを支援します。
- ②子どもの生きる力を育成するために、小学校や青少年教育団体等が、青少年教育施設や地域施設を活用して行う森林環境学習や自然体験等を含む宿泊体験活動を支援します。また、体験活動の場や機会の充実に向けて、地域学校協働活動参加者等を対象とした研修を実施することにより、自然体験学習を推進することができる人材を育成します。
- ③青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設の機能を生かし、子どもも大人も参加できる多様で魅力的な体験プログラムを提供します。
- ④高知市が設置する「高知みらい科学館」の運営支援を通じて、県内全域を対象とした理科教育・科学文化の振興を進めます。
- ⑤県民が本県教育の現状について知り、考えるきっかけをつくるため、市町村や関係機関等と連携した啓発イベント等を開催するなど、高知県教育の日「志・とさ学びの日」を広く周知・啓発するための取組を推進します。

- ⑥地域の方々の経験や学びを社会に還元する場として、また、子どもたちの学びを、参画する大人の新たな学びにつなげる場として、放課後子ども教室や地域学校協働本部における地域学校協働活動を推進します。また、県民一人一人がニーズや希望に応じて学び、その成果が発揮できるよう、市町村や民間・大学等と連携し、県内のあらゆる学びの場や学びの成果を生かせる場に関する情報提供・相談機能を強化します。

対策Ⅵ-1-(2)

オーテピア高知図書館を核とした県民の読書環境・情報環境の充実

【現状・課題】

- ・オーテピア高知図書館が地域を支える情報拠点として、県民の資料要求に応え、暮らしや仕事の中でのさまざまな課題の解決に役立つことができるよう、サービスの提供体制のさらなる充実が求められています。
- ・県民がそれぞれの地域で読書をし、役立つ情報が得られるよう、県内全域の読書・情報環境の一層の充実が必要です。

【対策のポイント】

- ・オーテピア高知図書館において、社会状況の変化等にも対応できる新鮮で幅広い資料・情報の収集・提供や、司書の専門性や能力を高めることにより、課題解決支援サービスの充実に取り組みます。
- ・県内全域の読書・情報環境の充実に向け、高知県図書館振興計画（平成 30 年 7 月策定）に基づく取組を進めます。
- ・子どもたちに小さい頃から図書に親しむ習慣を身につけてもらうため、第三次高知県子ども読書活動推進計画（平成 29 年 2 月策定）に基づく取組を進めます。

【主な取組】

- ①県民の知的ニーズに応え、課題解決ができる図書館の実現に向けて、新鮮で幅広い資料・情報の収集・提供、研修等の充実による司書の専門性の向上、関係機関と連携したサービスの提供、情報リテラシー※の向上支援等に取り組むとともに、県民に広く周知するための効果的な広報活動を行います。また、電子図書館サービスの充実やデジタル資料のホームページでの公開、Webコンテンツの提供など、非来館型サービスの充実を図ります。

※情報リテラシー：必要な情報の探し方や得た情報を客観的に判断し、自己の目的に適合するように活用する能力

- ②県民に身近な市町村立図書館等の充実に向けて、図書の協力貸出しや職員を対象とした研修の実施などにより、市町村立図書館等の運営や人材育成を支援します。

- ③県内全域の図書館等の振興に向け、市町村に図書館の有用性を周知するとともに、子どもたちに小さい頃から読書に親しむ習慣を身につけてもらうため、乳幼児から本に触れる機会の提供や、読書の魅力を発信する読書ボランティアの養成などに取り組めます。

対策Ⅵ-1-(3)

多様なニーズに対応した教育機会の提供

【現状・課題】

- ・進路未定のまま中学校を卒業した方や高等学校を中途退学した方、さまざまな理由により義務教育を受けられなかった方、本国で義務教育を受けていない外国籍の方など、必要な時期に十分に学ぶことができなかった方がいます。
- ・高等学校中途退学等により社会的に自立することに困難な事情を抱えている若者がいます。

【対策のポイント】

- ・社会的自立に困難を抱える若者に対する修学・就労に向けたきめ細かな支援や、公立中学校夜間学級の円滑な運営及び充実により、県民の多様なニーズに応じた学びの場を提供します。

【主な取組】

- ①さまざまな背景を持つ方の就学機会（学びの場）を確保するため、個々の生徒の学習状況に応じた教材の選定や指導方法の工夫を行い、学ぶ喜びを実感できる教育環境を整備するとともに、公立中学校夜間学級（夜間中学）の教育活動の充実を図ります。
- ②進路未定のまま中学校を卒業又は高等学校を中途退学した方や、ニートやひきこもり傾向にある若者及び就職氷河期世代（概ね 40 歳代）のうち長期間無業であった方やひきこもり傾向にある方など、社会的自立に困難を抱える方々に対し、「若者サポートステーション」を核にして、修学や就労に向けた支援を行います。
- ③社会人で学び直しを希望する人など、多様な学びのニーズに対応するため、聴講生制度の拡充など、定時制高等学校における学びの機会の確保と拡充を図ります。

基本方針Ⅵ-2 ▶ 私立学校の振興

私立学校は、建学の精神に基づき多様な人材育成や特色ある教育を展開しており、高知県の教育において重要な役割を果たしています。私立学校における教育環境の維持・向上、児童生徒の修学上の経済的負担の軽減、経営の健全化を図るための支援を行います。

対策Ⅵ-2-(1) 教育環境の維持・向上に向けた支援

【現状・課題】

- ・私立学校は、近年の少子化に伴う児童生徒数の減少などにより経営環境が厳しい状況にある中、それぞれの建学の精神に基づき、多様化するニーズに応じた個性豊かな教育活動を積極的に展開しており、本県教育の発展に重要な役割を果たしています。
- ・社会の変化に応じた教育の改革や、児童生徒の学力向上、個別支援が必要な生徒への対応など学校が抱える多様な教育課題への対応が必要となっています。

【対策のポイント】

- ・私立学校の教育環境の充実を図ります。

【主な取組】

- ①本県の学校教育における私立学校の果たす役割に鑑み、学校経営の健全性を高めるため、教育環境の維持・向上と教育力の強化を支援します。
- ②それぞれの私立学校の特色ある学校づくりに対する助成を行い、教育課題の解決を支援します。
- ③児童生徒が安心して教育を受けられる環境を整備するため、耐震補強や学校施設の整備に対する助成を行い、学校の防災機能・安全機能の強化を図ります。

対策Ⅵ-2-(2) 私立学校に通う児童生徒の保護者の経済的負担の軽減

【現状・課題】

- ・公立・私立を問わず全ての児童生徒が、家庭の経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができるよう、経済的に厳しい家庭の教育費負担の軽減を図ることが必要となっています。

【対策のポイント】

- ・経済的に厳しい家庭の児童生徒の修学機会を確保します。

【主な取組】

- ①全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料に充てる高等学校等就学支援金や、教科書、教材費など授業料以外の教育費に充てる高校生等奨学給付金の支給を行います。
- ②授業料等の軽減措置を行う私立学校に対して助成を行います。

基本方針Ⅵ-3 大学の魅力向上

高知県が経済の活性化など県勢浮揚に向けた歩みを力強く進めていくうえで、大学の役割は大きいものがあります。こうしたことから、産学官民連携による産業の振興や人材の育成、生涯を通して学び続けることができる社会を実現するための教育、若者を県内にとどめるための取組の充実を図ります。

対策Ⅵ-3-(1) 地域活性化の核となる大学づくりの推進

【現状・課題】

- ・県内事業者が新たな製品や技術開発等を行っていくうえでは、大学が有する研究開発力の活用など、産学官民の連携が重要です。また、大学にとっても地域課題の解決への貢献は大きなテーマとなっています。

【対策のポイント】

- ・県内外の産学官民の交流と連携を強化し、イノベーションの創出を図ります。
- ・大学等と地域住民、NPO、行政との連携により、地域の活性化や課題解決に貢献する人材の育成を図ります。

【主な取組】

- ①相談窓口である産学官民連携センターにおいて、大学をはじめとする県内外の高等教育機関の技術シーズの紹介や多様な講座の開設などを通じた産学官民の交流の機会を設けるとともに、交流の中で生まれたアイデアを具体的な事業プランとして磨き上げていくことにより、県内事業者の新たな事業展開を促進します。
- ②産業振興をはじめ、健康長寿県づくり、中山間対策、南海トラフ地震対策など、本県におけるさまざまな課題の解決や地域の活性化に向け、大学等と地域住民、NPO、行政などが協働で取り組む活動を支援します。

対策Ⅵ-3-(2) 学び続けることができる社会の実現に向けた学び直しの機能の充実

【現状・課題】

- ・人々が生涯を通して社会で活躍していくためには、社会に出た後も学び続けることが重要であり、大学には多様な世代のための学びの場としての役割が求められています。
- ・本県の産業振興のためには、それを担う人材の育成が不可欠ですが、県内では社会人が経営などについて学ぶ場が少ない状況です。

【対策のポイント】

- ・大学における社会人教育の機能の充実を図ります。
- ・本県の産業振興を担う人材の育成に取り組みます。

【主な取組】

- ①高知県立大学における「夜間主コース」や社会人入試の実施を通じて、働きながら学べる機能を確保するとともに、公開講座や県民開放授業等を実施し、県民が気軽に学ぶことができるプログラムを提供するなど、大学における生涯学習、社会人教育の機能の強化を図ります。あわせて、講座のオンライン化など、より多くの方が受講できる環境づくりを進めます。
- ②産学官民連携センターにおいて、ビジネスの基礎から応用・実践まで、受講者のニーズやレベルに応じて学ぶことのできる「土佐まるごとビジネスアカデミー（土佐MBA）」を実施することにより、産業人材の育成を進めます。また、民間のオンライン講座を導入するなど、講座内容のさらなる充実を図ります。

対策Ⅵ-3-(3)

若者の県内定着の促進

【現状・課題】

- ・若者の県外流出は、大学進学時と就職時において顕著となっており、人口流出防止の観点からも、大学が果たす役割は大きいものがあります。



【対策のポイント】

- ・県内高等学校から県内大学へ進学する生徒の増加を図る取組を推進します。
- ・県内大学卒業者の県内就職を支援する取組を充実させます。

【主な取組】

- ①県内高等学校から県内大学への入学の促進に向けた入試制度及び奨学制度を実施するとともに、受験生や保護者等に対する広報を充実させ、地元出身入学者の増加を図ります。
- ②県内大学卒業者の県内就職を促進するため、県内企業に限定した就職セミナーの開催や県内企業に関する就職情報の発信等を行うとともに、県内の高等教育機関と産業界、県等が連携して地域の雇用創出や地元就職率の向上に取り組めます。

基本方針Ⅵ-4

文化芸術の振興と文化財の保存・活用

「文化芸術の力で心豊かに暮らせる高知県」の実現に向け、平成 29 年 3 月に策定した高知県文化芸術振興ビジョンに沿って、文化施設や芸術祭などを活用した取組を進めます。特に、次代を担う子どもたちが文化芸術を通じて成長していく環境を整備するため、学校と連携した文化芸術活動を進めます。

あわせて、文化財の適切な保存と調査研究を進めることにより、文化財の価値の維持と向上に努め、後世に伝えていきます。また、その活用を図ることにより、県民が文化財についての理解を深めたり、地域の歴史を身近に感じたりする機会の充実を図るとともに、地域の活性化にもつなげていきます。

対策Ⅵ-4-(1)

県民一人一人が文化芸術に親しむ環境づくりの推進

【現状・課題】

- ・ 県民の暮らしや生活の中に文化芸術を深く根付かせることが必要です。
- ・ 県民自らが文化芸術活動に主体的に参加できる環境づくりが必要です。



【対策のポイント】

- ・ 県立文化施設において魅力的な展覧会を開催します。
- ・ 幼少期から文化芸術への関心を高める教育普及活動を充実させます。

【主な取組】

- ① 県民が文化芸術を鑑賞する機会や創造する機会の充実を図るため、美術館をはじめとする県立文化施設において、質の高い文化芸術に親しむ機会を提供します。また、地域において、文化芸術の専門家によるワークショップやクラシック音楽教室等のアウトリーチ活動を実施します。
- ② 県立文化施設において、地域の歴史や文化に親しみながら触れることができる環境の充実を図ります。
- ③ 県立文化施設において、学校等と連携して、地域の歴史学習や鑑賞活動を促進するとともに、出前授業や体験学習などの多様な学習機会を提供することにより、次代を担う子どもたちが文化芸術を通じて成長できる環境を整えます。

対策Ⅵ-4-(2)

文化芸術等を活用した地域活性化の推進

【現状・課題】

- ・県民が文化芸術活動に主体的に参加できる環境づくりを進めるとともに、本県の文化芸術を地域の活性化につなげることが必要です。

【対策のポイント】

- ・高知県芸術祭を充実させるとともに、高知の文化芸術の情報収集・発信に取り組みます。
- ・文化芸術を地域の活性化につなげることでできる人材の育成に取り組みます。

【主な取組】

- ①高知県芸術祭を開催し、県民が文化芸術活動を行った成果を発表する場や優れた芸術活動を鑑賞する機会を提供するとともに、県内の民間団体が行う文化芸術活動を支援します。
- ②本県の文化や歴史、人などの魅力を県内外へ広く発信することにより、交流人口の増加を図り、観光振興や産業振興につなげていきます。
- ③地域の文化芸術の確実な継承を図るとともに、文化芸術を観光振興や産業振興、地域振興に生かすことでできる人材の育成を進めます。

対策Ⅵ-4-(3)

計画的な文化財の保存・活用の促進

【現状・課題】

- ・文化財の価値を後世に伝えるための対応が十分ではありません。
- ・過疎化、少子・高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となっています。
- ・文化財の保存と継承を図るため、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組む必要性が増してきています。

【対策のポイント】

- ・文化財の保存と活用の取組を進めていく共通の基盤となる高知県文化財保存活用大綱（令和3年3月策定）に基づき、市町村に対し、地域社会総がかりで文化財の継承に取り組む体制が整うよう、アクションプランである文化財保存活用地域計画の策定を促します。
- ・上記の大綱・計画に基づき、県内の文化財の保存と活用を推進します。

【主な取組】

- ①地域社会総がかりで文化財の継承に取り組むため、高知県文化財保存活用大綱に基づき、市町村の文化財保存活用地域計画の策定に向けた取組を支援します。また、文化財を保存し後世に伝えるとともに、その価値についての理解を深めるため、計画的な調査と文化財指定等を行います。
- ②高知城の重要文化財建造物の保存のため、引き続き適切な維持修繕に取り組むとともに、火災や南海トラフ地震等の災害に備えるための取組を進めます。
- ③埋蔵文化財を通して文化の振興や地域への愛着を高めるため、埋蔵文化財の発掘調査を円滑に実施し出土遺物を埋蔵文化財センターで適切に保存するとともに、市町村と連携し地域の歴史や文化を知る機会を設けるなど、埋蔵文化財の保護と活用を推進します。

基本方針Ⅵ-5 スポーツの振興

スポーツを「する」「みる」「ささえる」といった多様な関わり方に着目し、誰もが身近な地域でスポーツに親しみ、日本を代表するトップアスリートや指導者などを目指して夢や志を育むことができる環境づくりを行います。また、スポーツの価値や魅力を通じて地域の一体感や活力の醸成を図り、地域の活性化や共生社会の実現、健康づくりなど幅広い分野につなげます。

対策Ⅵ-5-(1) スポーツ参加の拡大

【現状・課題】

- ・成人の週1回以上のスポーツ実施率は4割程度に留まっており、特に、働き盛りの年代や子育て世代のスポーツ実施率が他の年代に比べて低い傾向にあります。
- ・地域住民の多様なニーズに応じたスポーツ活動が広がりにくい状況がみられます。
- ・少子化の進行などにより、運動部活動やスポーツ少年団などに所属する子どもが年々減ってきており、地域によっては運動部やスポーツ少年団の数そのものが減少しています。
- ・障害者が身近な地域で、気軽にスポーツを行う機会が少ない状況がみられます。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツへの関心の低下や選手のモチベーションの低下が懸念されます。

【対策のポイント】

- ・身近な地域で多様なニーズに応じたスポーツ活動に参加できる環境づくりを進めます。

【主な取組】

- ①地域の多様なニーズに応じたスポーツ環境の充実を図るため、総合型地域スポーツクラブ等を核とした「地域スポーツハブ」を育成するとともに、子どもたちが身近な地域でスポーツを続けられる環境づくりなど、地域の実情に応じた取組を支援します。
- ②少子化の進行などによる地域のスポーツ環境の変化に対応するため、子どもたちが運動やスポーツに親しむ機会の充実や、身近な場所で希望するスポーツが続けられる環境づくりなどの取組を推進します。
- ③身近な地域で障害者が安心してスポーツに親しむことができる機会を増やすため、障害者が参加しやすい環境づくりやスポーツ情報の収集・発信、障害者スポーツの理解啓発の取組を進めます。
- ④県立スポーツ施設など地域のスポーツ活動の拠点となる施設を中心として、リモートによる指導や研修等の充実を図り、ウィズコロナ、アフターコロナにおけるスポーツ活動を推進します。

対策Ⅵ-5-(2)

競技力の向上

【現状・課題】

- ・国民体育大会の総合成績が下位にとどまるなど、全体的に競技力が低迷しており、競技団体ごとの課題を捉えた強化を徹底する必要があります。
- ・子どもたちが自分の適性に合った競技を見い出す機会が少ない状況がみられます。
- ・スポーツ指導者には選手の年齢や技術の習熟度などを踏まえた指導力が求められています。
- ・スポーツ医科学のデータや情報を競技力の向上に生かしきれていない状況がみられます。

【対策のポイント】

- ・ジュニアからの系統立てた指導を促進するとともに、質の高い育成・強化を推進します。
- ・早い段階から自分にあった競技に出会い、誰もがトップ選手を目指すことができる仕組みを構築します。
- ・指導者の資質向上や対象者の拡大を図るとともに、指導者の活動の場の拡充を図ります。
- ・多様な団体や個人に対してスポーツ医科学面からのサポートを展開します。

【主な取組】

- ①ジュニアから系統立てた育成・強化が進められるよう、競技者育成プログラムに基づいた取組の充実を図るとともに、競技ごとに小学生から一般までの有望選手を強化選手に指定し、年間を通じて定期的に質の高い強化練習を行う「全高知チーム」の活動を支援します。
- ②子どもたちが自分の適性に合ったスポーツと出会い、トップアスリートを目指して取り組むことができる機会の充実を図ります。
- ③さらなる競技力の向上や地域におけるスポーツ活動の充実を図るため、スポーツ現場に継続的に指導者を紹介する取組などを行うとともに、資格取得・研修の機会を拡充します。
- ④高知県スポーツ科学センター（ＳＳＣ）を核として、専門的な体力測定に基づくトレーニングプログラム等を広く提供し、スポーツ医科学面からのサポートの充実を図ります。

対策Ⅵ-5-(3)

スポーツを通じた活力ある県づくり

【現状・課題】

- ・ 本県の温暖な気候や豊かな自然環境を生かして、スポーツ振興や地域の活性化につなげる取組を充実させる必要があります。
- ・ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、県民のスポーツに対する関心をさらに高めるとともに、地域の活性化につなげていく必要があります。

【対策のポイント】

- ・ プロスポーツやアマチュアスポーツのキャンプや大会・合宿の誘致及び自然環境を生かしたスポーツツーリズムの推進により、スポーツの効果を多分野に一層波及させます。
- ・ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿の招致活動を通じて、本県のスポーツや教育の振興、地域の活性化につなげます。

【主な取組】

- ① プロスポーツのキャンプや大会、アマチュアスポーツ合宿を誘致し、県民のスポーツに対する機運の醸成を図るとともに、交流人口の拡大や地域経済の活性化につなげます。
- ② 本県の自然環境を生かしたスポーツアクティビティの活性化に向けて、関係者からのアドバイス等を環境整備や効果的なプロモーションに生かし取組を進めます。
- ③ 高知龍馬マラソンなど、広域から誘客できる魅力あるスポーツ大会の充実を図ります。
- ④ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿招致活動やホストタウンの取組などを通して、本県の競技力向上や地域の活性化につなげていきます。また、大会終了後もレガシーとして、ホストタウン国との多分野の交流など、スポーツ振興のみならず、教育の振興や地域の活性化に資する取組を継続します。

基本方針Ⅵ-6 児童生徒等の安全の確保

さまざまな自然災害や事故、犯罪等から子どもたちの命を守り抜くため、学校等における防災を中心とした安全教育と安全管理の充実を図るとともに、南海トラフ地震等に備えた施設等の整備を進めます。

また、老朽化が進行する学校施設等について、安全・安心で快適な教育環境を整備し長く使い続けるために、効率的な維持管理と予防保全的な改修工事等による施設整備を推進します。

対策Ⅵ-6-(1) 防災を中心とした安全教育・安全管理の充実

【現状・課題】

- ・南海トラフ地震が発生した際には、本県に甚大な被害がもたらされることが懸念されています。また、台風や大雨等による気象災害が激甚化しており、本県でも被害が懸念されています。
- ・全国で子どもの尊い命が奪われる交通事故・事件等が発生しており、本県においても毎年、子どもが巻き込まれる交通事故や不審者事案が発生しています。

【対策のポイント】

- ・学校における安全教育として、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、積極的に安全な社会づくりに参加し貢献できるような安全に関する資質・能力を育成します。
- ・学校における安全管理として、安全で安心な学校環境の整備や、子どもたちの安全を確保するための組織的な取組を一層充実させます。

【主な取組】

- ①子どもたちがいかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動できる力を身につけられるよう「高知県安全教育プログラム」に基づく防災を中心とした安全教育を一層推進します。
- ②登下校時の安全確保に向けて、子どもたち自身に、危険予測・回避能力を身につけさせる安全教育を実施するとともに、地域や保護者、関係機関等と連携した学校安全の取組の強化・充実を図ります。
- ③子どもたちの発達の段階に応じた交通安全教育を実施するとともに、「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（平成30年10月19日条例第52号）に基づき、子どもたちの自転車ヘルメット着用を促進するなど登下校時の自転車の安全で適正な利用の促進を図ります。

対策Ⅵ-6-(2)

南海トラフ地震等の災害に備えた施設整備の推進

【現状・課題】

- ・南海トラフ地震の発生による大きな被害が懸念され、また、台風や大雨、土砂災害等の気象災害も頻発する中、施設への被害を最小限に止め、子どもたちの安全・安心を確保する必要があります。
- ・地域の避難所に指定されている学校施設等について、発災後も避難所として機能を維持できるように、非構造部材等の耐震対策が必要となっています。

【対策のポイント】

- ・学校施設等の耐震化や防災機能の強化を推進します。

【主な取組】

- ①市町村立小・中学校等における耐震対策や防災機能の強化等の促進により、災害に強い学校施設等の整備を推進します。県立学校では、発災時に地域の避難所になる学校体育館の天井材の落下防止や窓ガラス飛散防止等の非構造部材等の耐震化を進めます。
- ②南海トラフ地震で発生する災害から乳幼児の安全を確保するため、保育所・幼稚園等の施設の耐震化、高台移転及び高層化に伴う施設整備への財政的支援を行います。
- ③安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校との統合および清水高等学校の高台移転に伴う施設整備を着実に推進します。【再掲】

対策Ⅵ-6-(3)

長寿命化改修など教育施設の計画的な整備の推進

【現状・課題】

- ・築年数が 40 年を超える学校施設や青少年教育施設が数多くあり、早期の老朽化対策が課題となっています。
- ・従来の改築による整備方針では、次々と建て替え時期を迎え、多額の費用負担が短期間に集中することから、財政負担の平準化を図るために計画的な整備が必要です。

【対策のポイント】

- ・「高知県立学校施設長寿命化計画」（平成 29 年 12 月策定）に基づき、県立学校施設の長寿命化改修を実施します。
- ・県立青少年教育施設・設備の計画的な改修・修繕を進めます。

【主な取組】

- ①児童生徒等にとって安全、安心で快適な教育環境を保持するため、「高知県立学校施設長寿命化計画」に基づき、築 40 年を経過している学校施設の改修等に取り組みます。
- ②青少年教育施設利用者の安全性の確保や満足度の向上のため、利用者の意見を踏まえながら、優先度の高いものから計画的に施設・設備の改修や修繕を進めます。

横断的取組 1 不登校への総合的な対応

不登校の未然防止を図るため、児童生徒が学校が楽しいと実感できるような魅力ある学校づくりを推進するとともに、初期対応のための組織強化や校内支援会のさらなる充実を図り、校内の支援体制を強化します。

また、不登校児童生徒に対しては、個々の状況に応じた適切な支援が抜かりなく行われるよう、学校と専門機関等との連携・協働体制を構築しながら、重層的な相談支援体制を強化します。

取組 1-(1) 不登校の未然防止と初期対応

【現状・課題】

- ・児童生徒理解に基づいた学級経営、授業づくりを、組織的・協働的に進めていく必要があります。
- ・教員の不登校に対する認識や不登校対応の知識、経験が十分でない場合があります。
- ・学校における初動体制の仕組みや不登校支援に必要な情報収集など、系統立った対処方法が十分に確立されていない場合があります。

【取組のポイント】

- ・学校全体で組織的に学習指導と生徒指導の一体化を図り、教員の教科等指導力や児童生徒理解・不登校対応力を向上させることにより、不登校を生じさせない学級・学校づくりを進めます。
- ・学校における早期の情報共有による支援体制を構築することにより、兆しの見えた初期の段階でのチーム支援の強化を進めます。
- ・個に応じた指導支援が切れ目なく引き継がれるよう、校内の支援体制のさらなる充実・強化を図ります。

【主な取組】

- ①未然防止の取組や校内支援会の実施など、不登校に対する組織的な取組を学校経営計画に位置付け、PDCAサイクルを回し、学校全体で組織的に取り組みます。また、若年教員の研修や「メンター制」、「教科のタテ持ち」等の教員同士が学び合う仕組みにより、教員の教科指導力や生徒指導力を高めていきます。
- ②児童生徒に社会の中で多様な人々と互いに尊重し合う社会性や他者への思いやりや規範意識などの道徳性を育むため、教育活動全体を通じて道徳教育、人権教育を進めます。
- ③小・中学校の指定校において、開発的な生徒指導（子どもたちに内在する力や可能性を引き出す生徒指導）に組織的に取り組む実践研究を推進するとともに、生徒指導主事（担当者）の研修会等を通してその成果を県内全域に普及し、各学校での実践につなげます。

- ④生徒指導が未然防止、早期発見・早期対応等のそれぞれの場面において組織的に推進されるよう、各小・中・高等学校の生徒指導主事（担当者）の実践力やマネジメント力の向上を図るための研修を実施します。
- ⑤『『高知家』いじめ予防等プログラム』における児童生徒対象の「自己肯定感育成プログラム」や「人間関係づくりプログラム」の組織的・計画的な実施や、ソーシャルスキルトレーニングなど社会で必要なコミュニケーション能力や社会性を育む取組を通して、児童生徒の自尊感情や人間関係を築く力を育てます。
- ⑥児童生徒が目的意識を持って学校生活を送ることができるよう、小・中・高等学校を通じたキャリア教育や、地域と学校が協働して地域の課題解決に向けた学習を行う地域協働学習など主体的・探究的な学習のさらなる充実を図ります。
- ⑦各小・中学校に校務支援システム等を活用した児童生徒の情報収集や関係機関との調整等を担う不登校担当者（特に不登校の出現率の高い学校には不登校担当教員を配置）を位置付け、担当者を中心とした早期発見・早期対応の取組が行われるよう、学校の体制を強化します。また、県教育委員会の「不登校対策チーム」が不登校担当教員配置校を定期的に訪問し、具体的な指導・助言を行います。
- ⑧学校等の相談支援体制の充実・強化を図るため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を推進するとともに、ニーズや課題にあわせた重点配置や就学前の子どもや保護者に対する助言や指導等を保育者と連携して行う取組を支援します。
- ⑨管理職や関係教員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等で組織する校内支援会等を定期的を開催し、児童生徒ごとのリスクレベルを判断するとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等からの専門的な助言を取り入れた具体的な手立てを策定・共有し、組織的な対応を行うことを徹底します。
- ⑩スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの支援力の向上を図るため、より効果的な研修を実施するとともに、心の教育センターをプラットフォームにして、各学校等に配置されているスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行います。また、校内支援会を運営する教員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる合同研修会を実施し、相談支援の連携強化を図ります。
- ⑪不登校の未然防止には、就学前の早い段階から関係機関と連携した支援が重要であるため、保育所・幼稚園等への支援や小学校への円滑な接続への支援等を行うコーディネーターの配置を拡充します。

⑫発達障害等特別な支援が必要な幼児児童生徒に対し就学前から高等学校卒業に至るまで適切な指導・支援が行われるよう保育者や教員の体系的な研修を充実するとともに、外部専門家や地域の人材の力を活用した組織的・協働的な取組を行い、全ての学びの場における特別支援教育の充実を図ります。

⑬保育所・幼稚園等において、子どもとの関わり方や基本的生活習慣の定着等、子育てに関する啓発や子育て相談活動の充実を図るとともに、保護者との関わり方や支援の仕方について保育者の理解を深め、親育ち支援力の向上を図ります。

⑭地域による子どもたちの見守り機能を強化した「高知県版地域学校協働本部」の推進や保護者や地域住民等が学校運営に参画する取組であるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入促進を図ることにより、地域と連携した特色ある教育活動を充実し、安心して教育が受けられる魅力ある学校づくりを進めます。

取組 1-(2) 社会的自立に向けた支援の充実

【現状・課題】

- ・学校において外部の専門人材を効果的に活用した組織的な支援体制を強化していくことが必要です。
- ・不登校児童生徒やその保護者が気軽に安心して相談できる環境が十分に整っていない状況にあります。
- ・学校以外の関係機関等において、不登校児童生徒の社会的自立に向けた個別支援をさらに充実させる必要があります。
- ・ひきこもり傾向にある児童生徒やその保護者等に対して、積極的に専門的な支援をするための学校外の体制強化を図る必要があります。

【取組のポイント】

- ・不登校児童生徒やその保護者が相談しやすい環境を整備するとともに、教育、心理、福祉等のそれぞれの専門的な視点からの多角的に見立てる仕組みを推進し、組織的な支援体制を強化します。

【主な取組】

①相談支援体制の充実・強化を図るため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを全ての公立学校に配置し、効果的な活用を推進するとともに、ニーズや課題にあわせた重点配置を進めます。また、課題を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実を図るため、市町村の教育支援センターにおいてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが積極的に働きかけを行う支援活動体制（アウトリーチ型）を整備します。

- ②児童生徒の状況に応じた適時適切な支援が行われるよう、各学校において専門人材を活用した効果的な校内支援会を実施するとともに、必要に応じて心の教育センターや福祉、医療等の関係機関と連携して児童生徒の支援を行う仕組みづくりを推進します。
- ③児童生徒や保護者が利用しやすい環境づくりに向けて、心の教育センターの土曜日・日曜日の開所や県東部・西部地域での相談室の整備など、相談支援体制を強化します。また、心の教育センターのスクールカウンセラー等による指導・助言など、学校や教育支援センター等における相談支援の質的向上に向けた支援の充実を図ります。
- ④不登校等児童生徒に対して、学校、教育支援センター、心の教育センターによる重層的な支援体制を確立するとともに、不登校等児童生徒が安心して過ごせる居場所の確保及び個に応じた最適な学びを保障するために、校内適応指導教室を設置し、ICTを活用した学習支援の実践研究を推進します。
- ⑤不登校児童生徒や家庭学習の機会が十分でない児童生徒の学習機会の確保のために、指定地域の教育支援センターを中心としたICTの活用による自主学習等の研究に対して支援の充実を図ります。また、放課後や夜間等の多様な学びの場や体験活動の機会の充実を図ります。
- ⑥家庭の経済状況を背景として休みがちになる児童生徒も一定数いることから、経済的な理由で就学が困難な家庭を対象とした経済的支援や教育費の負担軽減を図ります
- ⑦進路未定のまま中学校を卒業又は高等学校を中途退学した方や、ニートやひきこもり傾向にある若者及び就職氷河期世代（概ね40歳代）のうち長期間無業であった方やひきこもり傾向にある方など、社会的自立に困難を抱える方々に対し、「若者サポートステーション」を核にして、修学や就労に向けた支援を行います。

【取組の指標】

横断的取組1の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
1,000 人あたりの新規不登校児童生徒数	・小: 5.6 人 ・中: 21.9 人 ・高: 15.9 人 (R1年度)	全国平均 ・小: 4.5 人 ・中: 17.9 人 ・高: 11.4 人 (R1年度)	全国平均以下
90 日以上欠席している不登校児童生徒のうち、学校内外の関係機関等(医療、福祉、教育支援センター、心の教育センター、SC・SSW など)の相談や支援を受けている児童生徒の割合	—	全国平均 ・小: 80.7% ・中: 70.6% (R1年度)	・小: 100% ・中: 100%
不登校児童生徒のうち、出席扱いの日数を除くと欠席日数が 30 日未満となる児童生徒の割合	—		・小: 50% ・中: 50%

横断的取組 2 学校における働き方改革の推進

教員の肉体的、精神的な負担を軽減し、日々の生活の質を向上させるとともに、本来業務である授業改善や個々の児童生徒に応じた生徒指導等の子どもと向き合う時間を確保し、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮することができるよう市町村教育委員会や学校等と連携し、学校における働き方改革の取組を推進します。

取組 2-(1) 学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革

【現状・課題】

- ・統合型校務支援システムの導入により勤務時間を管理する環境は整いましたが、システムが十分活用されておらず勤務時間管理が徹底されていない学校があります。
- ・教職員一人一人がこれまでの働き方を見直し、勤務時間を意識して限られた時間の中で計画的・効率的に業務を行おうとする意識を持つことが必要です。

【取組のポイント】

- ・各教育委員会において策定する「学校の教育職員の在校等時間に関する方針」に基づき、管理職のマネジメント実践により、勤務時間管理の徹底のほか、在校等時間を意識したメリハリのある働き方を進めます。
- ・限られた時間を有効に活用し、より効果的で効率的な教育活動を行うことができるよう、管理職や教職員を対象とした研修の実施や好事例の紹介などにより、教職員一人一人の働き方に関する意識改革の取組を推進します。

【主な取組】

- ①学校現場における統合型校務支援システムを活用した勤務時間管理の徹底を図るとともに、定時退校日や最終退校時刻、学校閉校日の設定等の取組をさらに促進します。
- ②管理職のマネジメント力を高めるための研修や管理職と取組推進役となる職員との合同研修の実施など、教職員一人一人の働き方に関する意識改革を進めます。
- ③各市町村教育委員会及び各学校が行う取組の進捗状況を確認し、取組の検証を行うとともに、他県や推進校等での先進的な事例の収集・情報提供を行います。
- ④学校組織体制の改善・強化を図るとともに、「学校の新しい生活様式」を踏まえた「学校の新しい学習スタイル」を支えるきめ細かな指導体制を整備するため、小学校全ての学年で少人数学級を実現します。また、中学校においても効果的・効率的な教職員の配置を検討するとともに、引き続き、国に対して教職員定数の改善・充実の要望を行います。
- ⑤学校事務に関する企画・調整を一元的に行う共同学校事務室による共同実施体制を強化するため、設置の拡充を図るとともに、学校全体の組織マネジメント力の強化や教員の業務負担の軽減につなげるため、事務職員の標準的職務内容の明確化を図り、学校経営への参画の拡大を進めます。

- ⑥長期休業期間中の休日の確保のための一つの選択肢として、「1年単位の変形労働時間制」を活用し、教育職員が休日のまとめ取りができるよう環境を整えるとともに、長期休業期間における研修や業務の見直し・縮減などの取組を進めます。

取組 2-(2)

業務の効率化・削減

【現状・課題】

- ・部活動ガイドラインに沿った取組の実施や研修等の見直しなど、教職員の負担軽減や学校の業務改善を図る取組の実施によって一定の成果は見られるものの、長時間勤務の抜本的な改善には至っていません。

【取組のポイント】

- ・教職員の専門性が求められる業務の精選やICTの活用により、業務の効率化に取り組みます。
- ・これまで学校が担ってきた業務を整理し、学校が担うべき業務とスクールカウンセラーなど専門性をもった外部人材や、事務職員等と連携・分担すべき業務、保護者・地域等の協力により分担すべき業務など、役割分担の明確化・適正化を進めます。

【主な取組】

- ①各学校において、統合型校務支援システムの効果的な活用を促進することにより、指導要録や学習評価等の電子化や教材等の情報共有など、校務に係る業務の効率化・削減を図ります。
- ②テストの採点や成績処理に係る自動採点システムを県立学校に導入するとともに、給与支給の事務処理に係る諸手当・年末調整システムを市町村立学校に整備し、教職員の業務の効率化及び削減を図ります。
- ③各学校において、長時間勤務の要因であり、負担感が大きいとされる部活動について、県や市町村の部活動ガイドライン等に沿った休養日や活動時間等の適正な計画を立てるとともに、着実に実施することを徹底します。あわせて、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」に基づく取組として、地域部活動の実践研究や合同部活動の取組を進めていきます。
- ④学校現場の負担軽減を図るため、県教育委員会の調査や照会、事業等について精選を行い、削減や簡素化に取り組みます。
- ⑤教員が学校で児童生徒と向き合う時間を確保できるよう、県が実施する集合研修等について、精選による回数の削減等を行います。また、集合研修とオンデマンドやライブ配信によるオンライン研修のベストミックスを図るとともに、遠隔教育システムを活用した教育センターと県東部・西部の会場での双方向配信による研修を拡充し、移動時間の短縮に取り組みます。

- ⑥各学校において、学校行事や業務の精選、効率化、縮減に向けた取組が推進されるよう、他県や推進校での先進的な事例の収集・情報提供などによる支援を行います。

取組 2-(3) 専門スタッフ・外部人材の活用

【現状・課題】

- ・必ずしも教員が担わなくてもよい業務に、専門スタッフ・外部人材を活用することで、教員の負担感の軽減や個々の児童生徒への指導・支援の充実につながっています。

【取組のポイント】

- ・教職員の負担感の軽減や長時間勤務の縮減に向けて、専門スタッフ・外部人材の配置拡充を進めます。

【主な取組】

- ①教員の業務負担の軽減を図り、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、学校教育活動の充実につなげるため、教員の専門性を必要としない業務に従事する校務支援員の配置拡充を図ります。
- ②教員の部活動指導にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、専門的な指導ができる部活動支援員（文化部）や、単独での部活動指導や学校外での活動の引率なども可能な部活動指導員の配置拡充を図ります。
- ③子どもや保護者等が不安や悩みをいつでも気軽に相談できる体制を構築するため、心理や福祉に関する専門的な見地から学校・教員を支えるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を進めます。
- ④各学校が放課後等を実施する補充学習を支援するため、地域の人材や大学生等による学習支援員の配置を進めます。
- ⑤保護者や地域の方等が学校のさまざまな活動に参画し、地域全体で子どもを見守り育てる体制が構築されることにより、教員が教育活動により一層力を注ぐことができるよう、地域学校協働本部の活動内容の充実及びコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入促進を図ります。
- ⑥学校で発生するいじめをはじめとする生徒指導上の問題について、法律の専門家である弁護士（スクールロイヤー）を学校等に派遣し、その専門的知識・経験をもとに、法的側面から学校を支援する体制を整えます。【再掲】

- ⑦県立学校における1人1台タブレット端末を活用したICT教育を推進するため、導入時の技術的な支援を行うGIGAスクールサポーターを県教育委員会事務局内に配置するとともに、日常的なICTの活用を支援するICT支援員を県立学校に配置し、各学校における円滑な導入及び運用を支援します。また、市町村立学校におけるICT支援員確保の仕組みを構築するとともに、子どもたちへの関わりなど学校活動に関する研修等の実施等により、各学校での支援体制の整備に取り組みます。【再掲】

【取組の指標】

横断的取組2の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
時間外在校等時間の上限時間である月45時間以内、年360時間以内を遵守できた教員の割合 (ただし、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合は、月100時間未満、年720時間以内)	時間外在校等時間が月45時間以内の教員の割合 ・小:28.4% ・中:16.7% (校務支援員配置校(35校)、R2.4～R3.1月) ・高:66.8% ・特:97.9% (全校、R2.4～R3.1月)		・小:100% ・中:100% ・高:100% ・特:100%

参考資料

◆コロナ禍においても子どもたちが安定した学校生活を送りながら、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を身につけるために、ICTを活用した学習活動の充実による一人一人の多様性に応じた個別支援や、厳しい環境にある子どもたちへの支援などの一層の充実・強化を図る

ポイント1

デジタル技術を活用した「学校の新しい学習スタイル」の構築

◆新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた改訂

■新型コロナウイルス感染症への対応にも有効なGIGAスクール構想により整備したタブレット端末を活用し、個々の学びを引き出し主体的・対話的で深い学びを実現する「学校の新しい学習スタイル」の実現を目指すとともに、ICTを活用した「学校における働き方改革」を推進

【1人1台タブレット端末等を活用した「新しい学習スタイル」の実践】

- 全公立学校が利用できる「学習支援プラットフォーム」の活用をスタート
- ICTを効果的に活用した「主体的・対話的で深い学び」の実現
(授業づくり講座、情報教育推進リーダー（小学校）の養成及び普及活動等）
- ICTを活用した授業と家庭学習のサイクル化による英語教育の強化
- 県立高等学校における次世代AI・ICT教育の推進
- 特別支援学校におけるICTを日常的に活用した学習の推進
- 県立高等学校における遠隔授業の充実と配信校の拡大



「学校の新しい生活様式」に沿った教育活動

学校における働き方改革の推進【ICTの活用による業務負担の軽減】

- 教職員の業務負担軽減に向けたシステム導入（県立学校、市町村立学校）
- 市町村ICT支援員の確保促進及び資質向上の支援
- ICTを活用した効率的な研修の推進

業務改善に不可欠なICT活用

ポイント2

多様な子どもたちの社会的自立に向けた就学前から高等学校までの切れ目のない教育の充実

■コロナ禍において、さらに厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切るための取組を推進するなど、多様な課題を抱える子どもたちを誰一人取り残すことがないよう、社会的自立に向けた支援を強化

- 中・高が連携したキャリア・パスポートの活用や進路指導の充実
- 産業系専門高校の魅力向上と高等学校から中学校への情報発信の強化
- 福祉部門など関係機関と連携した支援の充実

ポイント3

不登校への重層的な支援体制の強化

■不登校等の児童生徒の学校や社会とのつながりを確保するとともに、学校復帰、社会的自立を実現する不登校支援を推進

- 校内適応指導教室の設置による不登校児童生徒の支援の研究
- 指定地域の教育支援センターにおけるICTを活用した自主学習等の研究支援

ポイント4

系統的な体力・運動能力の育成に向けた取組強化

■系統的に児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、就学前からの計画的・継続的・合理的な取組を推進

- 小中9年間で段階的に体力要素を高めるためのプログラムの作成・活用推進
- 令和4年度全国高等学校総合体育大会に向けた準備と体制整備

ポイント5

きめ細かな指導体制の整備と学校における働き方改革

■「学校の新しい学習スタイル」を支えるきめ細かな環境を整備

■市町村教育委員会や学校・地域と連携し、学校における働き方改革を推進

- 令和2年度の取組成果を踏まえた少人数学級編制の拡充
- 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」に基づく取組の推進
(地域部活動・合同部活動等)

第2期教育大綱1年目の成果や課題を踏まえ、

教育の「質」を向上させる取組を推進、強化

取組の
方向性

- 新型コロナウイルス感染症への対応にも有効なGIGAスクール構想により整備したタブレット端末を活用し、個々の学ば力を引き出し主体的・対話的で深い学びを実現する「学校の新しい学習スタイル」の実現を目指す

現状・課題

- 「学校の新しい生活様式」に沿った活動を実施していくためには、タブレット端末の機能の活用により感染症対策と日常の学習活動の充実とを両立し、子どもたち一人一人の学ば意欲や力を引き出すことが必要である。
- 教育環境に飛躍的な変革をもたらすタブレット端末を日々の学習活動で最大限に活用し、学びのバージョンアップにより、さらなる学力向上を図るとともに、ICTを活用した「新しい学習スタイル」への転換を通じて、学校における働き方改革につなげる必要がある。

実施内容

- ◆ タブレット端末で利用できる学習支援ツールの様々な機能を効果的に組み合わせ、子どもたち一人一人の学ば力を引き出し、主体的・対話的で深い学びを実現する「新しい学習スタイル」を実践

教室と校外を結ぶ オンライン学習

ビデオ会議ツール

ビデオ通話機能の活用により、場所を選ばずに双方向で通信できるオンライン学習指導が可能

学校

- 教室にしながら、校外との交流が実現
- 校内での非対面学習も可能



家庭

- 再度の感染拡大時には、家庭学習に活用可能
- 不登校や病気療養中でも、授業の視聴が可能

ビデオ会議ツール

主体性や意欲を引き出す 協働学習の充実

協働学習ツール

子どもたち一人一人が主体性を持って参加し、協働して学び合う効果的なグループワークが実現

意見の共有

- 一人一人の意見や考えをクラス全員がリアルタイムで画面共有



協働作業

- グループワークで相互に意見を書き込みながら、共同編集で資料を作成

一人一人の学習進捗や学習定着状況に応じて学ば力を引き出す 最適な個別指導の実現

個々の理解に合わせて段階的に学習を進められる教材や、一人一人の学習定着度を把握し学習指導に活用できるスタディログ等を組み合わせた「学習支援プラットフォーム」により、個々の強みを伸ばし、つまづきをサポートする個別指導を実践

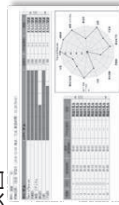
デジタルドリル教材

- 一人一人の理解に合わせて学習が可能
 - ・ 個々の理解の状況に応じて、基礎問題や応用問題に段階的に進めていく
 - ・ 県教育委員会が本県の学力課題を踏まえ作成した教材をデジタル化して使用



スタディログ

- デジタル教材での学習履歴を蓄積し、個々の学習指導のポイントを可視化
 - ・ 教員が個別指導や授業改善に活用



教員の働き改革

- タブレット端末と学習支援プラットフォーム機能の徹底活用により、学習指導の大幅な効率化を実現
 - ・ 学習課題の配付、回収、採点の自動化などによる業務の負担軽減

個別支援への活用

- 個々の特性に応じたデジタル教材の充実

- さらに、1人1台タブレット端末が個に応じた使いやすいう学習ツールとなり得ることを踏まえ、厳しい環境にある子どもたちや、多様な発達や障害などの特性のある子どもたちへの個別支援に活用していくことが可能となる

取組の
方向性

- コロナ禍において、さらに厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切るための取組を推進する
など、多様な課題を抱える子どもたちを誰一人取り残すことがないよう、社会的自立に向けた支援を強化

現 状

- ◆ 学力の未定着、いじめや不登校、虐待や非行などにより厳しい環境に置かれた子どもたちの支援を充実するため、福祉部門とも連携し「高知家の
子どもの貧困対策推進計画」に沿って、就学前から高等学校まで各段階に応じた切れ目のない支援を推進

【具体策】保育所・幼稚園等と家庭や地域等との連携充実、放課後等における学習の場の充実、相談支援体制の充実・強化、地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進、経済的負担の軽減

経済的に厳しい家庭の子どもたちの状況

- ◆ **生活困難世帯**（※）の割合：約33% <H28高知県子どもの生活実態調査>
※「等価世帯所得135.3万円未満」「生活必需品非所有」「公共料金等の支払困難経験」のいずれかの該当世帯
- ◆ **被保護世帯の子ども数**（0～19歳）：2,060人 <H29高知県生活保護統計年報>
- ◆ **就学援助率**（公立小中学校の要保護・準要保護児童生徒）：26.0%【全国1位（全国平均14.7%）】 <H30文科省調査>
- ◆ **要保護（生活保護世帯等）903人、準要保護（市町村民税非課税世帯等）11,105人**
- ◆ **ひとり親世帯率**（20歳未満の子どもと母又は父）：2.11%【全国5位（全国平均1.57%）】 <H27国勢調査>
※母子世帯の年間就労収入：100万円未満20.0%、100～200万円未満56.8%、200～300万円未満22.1%、
300～500万円未満14.6%、500万円以上6.4%

生徒の進路等の現状（令和2年3月卒業生）

- ◆ **中学校卒業生（進学以外の者の状況）** <R2中学校基本統計調査、私立学校含む>
○就業（自営・臨時等）13人 ○進路未定 35人（参考：高等学校進学率98.8%）
- ◆ **公立高等学校卒業生** <R2県高等学校課調査>
【進 学】 3,159人 72.6%（4年制大学1,624人、短期大学240人、専修・各種学校1,295人）
【就 職】 988人 22.7%（県内646人、県外342人）
【その他進路未定】 204人 4.7%（パート・アルバイト等も含む）
<参考> 普通科：進学82.1%、就職12.2%、その他進路未定5.7%
その他：進学61.3%、就職35.2%、その他進路未定3.5%

◆ 取組強化に向けた視点（現在の取組に対する各方面の専門家等の意見）

キャリア教育の充実

【経済的自立の視点を取り入れたキャリア教育】

- ・ 学力のみで貧困の世代間連鎖を断ち切るのは困難、各校種が連携したキャリア教育の充実が必要【SSW】・中学校段階で社会人としての素養の育成が重要【キャリアコンサルタント】
- 【多様なロールモデルの提示】
- ・ 地域と連携し多様な体験をすることが生き残る力につながる、子どもたちにとってより実感がわく身近なロールモデルが必要【有識者】・保護者以外にも良い生活モデルが必要【SSW】
- 【キャリアパスポートの活用】
- ・ できたことやできなかったこと、次の目標等を日常的に書き込み振り返る習慣をつけるなど、キャリア・パスポートを上手く活用する取組が必要【企業経営者、学校関係者】

進路指導の充実

【具体的な進路情報の早期提示】

- ・ 子どもにも多様な進路情報や経済支援制度等を伝える具体的な進路指導が必要【商工団体代表】・保護者も様々な支援制度をよく知らないケースがある【有識者】
- ・ 職種に特化して就職に直結する役立つ資格の取得が必要、進路決定に関しては保護者から自立させることも重要【就職アドバイザー】

外部専門人材との連携

【確実に連携できる仕組みの構築】

- ・ 心理士と保育士など、専門職同士の連携体制づくりが必要【幼保支援SV】・学校をプラットフォームに多様な専門人材が支援できる体制が必要【キャリアコンサルタント】
- ・ 学校とSCの連携が十分でなく踏み込んだ支援ができない事例もある【商工団体代表】・教育が最前線で取り組むには限界があり、福祉との連携が必要【有識者】
- ・ 学校と関係機関との「情報提供」に終わる「連携」までに至っていない側面もある【学校関係者】

保護者への支援

- ・ 保護者の子育て課題もあり、就学前からの取組が必要【SSW】・社会福祉士や民生児童委員、保健師など福祉・保健分野の支援が必要【幼保支援SV、有識者】

「取組強化に向けた視点」を踏まえた総合的な検証に基づく今後の取組

分野	項目	保育所・幼稚園等	小学校	中学校	高等学校
子どもへの支援	キャリア教育の充実	（家庭への支援を通じて子どもの生活環境を整え、安定した生活リズムや豊かな心を育む）	○職業体験等の機会が地域や学校ごとに異なっており、社会的体験の機会が少ない子どもたちに対し、地域や企業と連携した体験的な活動を充実する取組が必要 ◆多様な人材が参画する地域学校協働活動の充実	○職業目標を早期に認識するためには、より生徒の実感がわく身近なロールモデルの提示が必要 ◆目標に向かって学ぶ高校生や自立した新卒者等のPR動画の制作（学習支援プラットフォーム等に掲載）	◆企業と連携した活動等の充実
	キャリア・パスポートの活用		○R3年度から高等学校へのキャリア・パスポートの引継がスタートするにあたり、高校1年生から具体的な進路目標の実現に向けた知識・技能の習得や資格取得に取り組めるよう、中学校と高等学校間でキャリア・パスポートの効果的な引継及び活用の仕組みを構築することが必要 ◆中高連絡協議会における引継内容や活用方法の検討・協議	【長期的取組】◆教員による自己成長に向けた助言に加え、「将来設計」の視点で助言できる専門人材（就職アドバイザーやキャリアコンサルタント等）の活用	
進路指導の充実	生徒と保護者への情報提供			○中学校の段階から、将来の自立に向けた進路選択に必要な能力や資格、進学や就職時の経済支援制度などを保護者も含めて情報提供することが必要 ◆保護者向けの経済支援制度一覧等を教員間で共有し情報提供	
	中学校と高等学校との連携			○生徒の進路選択の幅を広げるために、生徒や教員が高等学校の詳細な情報にアクセスしやすい環境整備が必要 ◆ハイスクールガイド等を学習支援プラットフォームに掲載	
家庭への支援	校内の連携	○支援実態のより詳細な把握が必要 ◆SSWや親育ち・特別支援保育コーディネーター等による支援状況の確認	○教員がSSWとの連携をより一層意識し、学校が組織的にSSWの専門性の活用を徹底することが必要 ◆校内支援会の活用徹底による教員とSSWとの情報共有の強化 ◆県教育委員会に新設する専門企画員によるSSWへの助言・指導	【長期的取組】◆専門性を持つSSWの人材確保（県雇用のSSWの増員等） ◆効果的かつ効率的な配置の推進（エリア配置や重点配置等への段階的な移行等）	
	専門人材関係機関との連携	【長期的取組】 ◆支援状況に応じた専門人材の配置拡充 ◆地域福祉部が拡大を進める「高知版ネウボラ」との連携	○学校では発見できない厳しい家庭状況にある児童生徒の早期把握と支援 ◆SSWと市町村児童福祉担当部署（子ども家庭総合支援拠点含む）との相互連携による支援体制の強化（定期的な情報共有の場の設置、気になる家庭への同行訪問等）	【長期的取組】◆各市町村が段階的に拡充する子ども家庭支援機能との連携強化	

厳しい環境にある子どもたちへの支援 <キャリア教育・進路指導における中・高連携の強化>

ポイント

〇コロナ禍において経済情勢が厳しさを増す中、子どもたちが「経済的な自立」を意識した将来の進路目標をできるだけ早期に認識し、そのために必要な学力や職業能力、社会性等を身につけて希望の進路を実現できるよう、キャリア教育や進路指導の充実を図る。

現 状

◆キャリア教育

- ・発達段階に応じて各学校が工夫した取組を実施
- ・取組内容は、学校ごとに濃淡がある

保育所・幼稚園等

- がイ・ライに基づく非認知能力の育成
- 生活モデルとなる保護者の親育ち支援

小学校

- 地域の仕事・産業を学び働くことに理解を深める
- コミュニティ・スクールや地域学校協働活動で地域の大人と関わる

中学校

- 職場体験学習で希望する分野の職業人と活動し具体的なモデルを実感
- 職業調べで職業の種類や必要な資格、得られる収入などを把握

高等学校

- 著名な職業人の進路講演会などによるロールモデルの提示
- 企業・学校員学やインターンシップ等を通じた職業観・勤労観の醸成

高知のキャリア教育

豊かな心を育てる 関わり合い自ら学ぶ力の育成 見通しを持ちやり抜く力の育成 自らの将来を切り拓く力の育成

◆R3年度より、小・中・高の活動内容を記録したキャリア・パスポートの引継ぎがスタート

キャリア・パスポート活用推進中高連絡協議会で協議

◆進路指導

- ・中高が連携し高校進学のための指導を実施
- ・生徒の家庭状況等の情報共有は限定的

中学校

- 進路面談、進路説明会、高校説明会、体験入学等を通じて生徒に高校進学のための情報を提供
- 高校入学時に特別な配慮を要する生徒の状況等を引き継

情報共有

中高連絡会

出身中学の教員が卒業生の高校生活の状況を確認

高等学校

- 中学校に出向く高校説明会や、中学生を招く体験入学の実施
- 家庭通信による支援金や奨学金等の支援制度の情報提供
- 進路面談、進路説明会や就職アドバイザーによるサポート

課 題

公立高校卒業後の進路未定者（パート・アルバイト含む）は減少傾向にあるが、R元卒業生では4.7%（約200人）

- ◆将来の目標を早期に認識するためには、**より多くの体験機会や共感できる身近なロールモデルに出会う**ことが必要。また、生徒が高校入学時から具体的な目標の実現に活用し、教員も進路指導に生かせるよう、**キャリア・パスポートを高等学校に効果的に引き継ぐ仕組みづくり**が必要。
- ◆中学校の段階から職業に必要な能力や資格、進学・就職時の経済支援制度や各高等学校の学習活動などの情報を生徒と保護者が十分に理解し、将来の自立に向けた進路を選択できるよう、**高等学校からのさらなる情報発信と中学校・高等学校が連携した情報共有**が必要。

キャリア教育

進路指導

今後の取組

特に、生徒の進路選択の重要な時期を抱える中学校と高等学校との連携を強化し、生徒が将来の経済的な自立を意識して学べる環境を整える

1 キャリア教育の充実

◆多様なロールモデルの提示

- ・目標に向かって学ぶ高校生や自立した新卒者などのPR動画の制作
- ・地域や企業と連携した多様な体験活動の機会の充実

◆キャリア・パスポートの効果的な活用の仕組みづくり

- ・キャリア・パスポート活用推進中高連絡協議会において引継の成果と課題を踏まえ、効果的な活用方法等を協議

2 進路指導の充実

◆進学・就職に関する経済支援制度等の情報提供

- ・経済支援制度を一覧にまとめ、保護者への情報提供や、生徒への進路指導に活用

◆産業系高校など多様な高等学校の魅力発信

- ・ハイスクールガイド等の情報を学習支援プラットフォームに掲載し、教員や生徒がいつでもアクセスできる環境を整備

中高が連携した取組

ポイント2 多様な子どもたちの社会的自立に向けた就学前から高等学校までの切れ目のない教育の充実 ④

厳しい環境にある子どもたちへの支援 <専門人材や関係機関との連携強化>

ポイント

- 経済的に厳しい家庭の子どもの中には、具体的な支援につなげていないケースや、保護者の養育力に課題があり保護者も含めた家庭生活のサポートが必要なケースもある。
- こうした家庭の子どもたちを支援につなげ、社会で自立できる進路に導いていくために、校内支援体制の強化とともに、福祉保健部署との連携強化を図る。



課題

◆家庭の厳しい状況が学校で把握できないケース

- ・家庭の生活状況は、保育所・幼稚園や小学校段階ではある程度把握できるが、成長とともに外形的には課題が見えにくくなる傾向もあり、学校では十分サポートができない状況にある

<例> ○保護者の失業や離別等で収入が途絶しアルバイト生活
○家族の介護や障害のケア等で生活に余裕がない
○養育放棄などにより生活に意欲が持てず環境にない など

進路決定時に課題が発覚し手遅れとならないよう、早期に支援につなげる必要がある

キャリア教育・進路指導時

- ・家庭からの独立が見通せない
- ・将来のイメージが持てない

中学・高校の進路決定時

- ・進路選択にあきらめ
- ・自立のための準備不足

貧困の世代間連鎖

今後の取組

厳しい家庭環境にある児童生徒を早期に見出し支援につなげることで、将来の社会的な自立に向けた進路を選択できる環境を整える

1 校内支援体制の強化

◆校内支援会とSSWの活用徹底

- ・SSWの役割を全教員に周知徹底し、情報共有を推進
- ・校内支援会へのSSWやSCの参画を徹底

◆SSWの資質向上と効果的配置

- ・R3から県教育委員会に配置する専門企画員による助言・指導
- ・（将来的には）エリア配置による人材確保

2 関係機関との連携

◆SSWと市町村児童福祉担当部署との連携強化

- ・SSWのカウンターパートに各市町村の児童福祉担当課（子ども家庭総合支援拠点を含む）を位置付け、定期的な情報共有の場を設置
- ・気になる家庭への同行訪問など、子どもの自立と就労に向けた具体的な支援に関する相互連携の強化

モデル事例：日高村「元氣創造拠点づくり」カルデット・プロジェクト

ポイント3

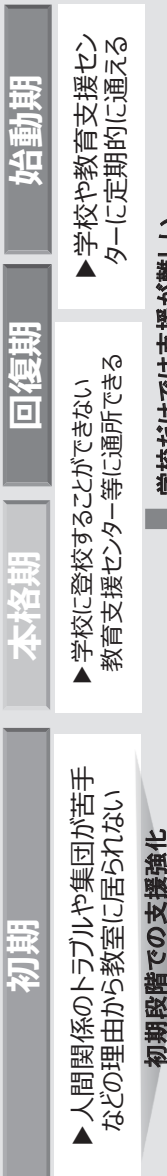
不登校への重層的な支援体制の強化

取組の方向性

■ 不登校等の児童生徒の学校や社会とのつながりを確保するとともに、学校復帰、社会的自立を実現する不登校支援の推進

学習の機会が十分でない子どもたちの自立支援に向けた重層的な支援体制の強化

不登校児童生徒・不登校傾向の児童生徒の状況に合わせた支援体制



校内適応指導教室 モデル校の設置

- ◇ 教室での集団学習に適応できない児童生徒の校内での学習支援等が可能
- ◇ 初期の段階からの支援開始により、児童生徒の登校・学習意欲を持たせた自立支援の実施
- ◇ 不登校が本格化、長期化しないための予防的支援の実現



心の教育センター

- ◇ 校内支援会の質的向上や教育支援センターにおける支援強化のため、訪問による指導・助言
- ◇ 東部・西部地区及び土日開所による相談活動や、SC・SSWの専門性向上のためのスーパーバイズの実施

	R3	R4	R5
校内適応指導教室設置校	4校	8校	11校
「学習支援プラットフォーム」活用モデル地域	4市	6市	11市

目標

- ★ 1,000人あたりの新規不登校児童生徒数の減少 小：2.0人以下 中：20.0人以下
- ★ 90日以上欠席している不登校児童生徒のうち、学校内外の関係機関等の相談や支援を受けている児童生徒の割合100%

1. 学校の自立支援体制の強化

◇ 校内適応指導教室モデル校の設置 (R3：4校)

- ・ 支援の対象を不登校傾向の児童生徒にまで拡充
- ・ 遠隔授業、タブレット等を活用した学習支援の実践研究
- ・ 「学習支援プラットフォーム」を活用した自主学習の研究
- ・ 教室復帰に向けてより柔軟な対応が可能
- ・ 教室運営等コーディネートする教員の配置
- ・ 校区内等の児童生徒の柔軟な受け入れ

2. 教育支援センターの支援強化

◇ 教育支援センターにおける支援の充実

- ・ 支援を必要とする児童生徒への学習機会の保障と一人一人の心理状態や学習進度に応じた学習支援
- ・ 支援員の資質向上に向けた研修会等の実施
- ・ 遠隔授業、タブレット等を活用した学習支援の実践研究
- ・ 「学習支援プラットフォーム」を活用した自主学習の研究

◇ 「学習支援プラットフォーム」活用モデル地域指定 (R3：4市)

- ・ 不登校児童生徒や家庭学習の機会が十分でない児童生徒の学習機会の確保のために「学習支援プラットフォーム」を活用した自主学習の研究

3. 心の教育センターの機能強化

◇ 心の教育センターの機能を生かした学校・教育支援センターへの支援の充実

- ・ 専門的なアセスメントに基づく子ども理解や支援内容等について、校内適応指導教室及び教育支援センターに指導・助言の実施

取組の方向性

■ 系統的に児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、就学前からの計画的・継続的・合理的な取組を推進

事業概要

小中9年間で段階的に体力要素を高めるためのプログラムの作成・活用推進

幼児期は身体を動かす遊びを通して、多様な動きの獲得や体力・運動能力の基礎を培うことから、就学前の取組との連携を図りながら、小学校・中学校の9年間を通じて計画的・継続的・合理的に体力・運動能力向上の取組がどの学校においても行われるよう、それぞれの体力要素を段階的に高めることができる指導資料を作成する。また、体育・保健体育の授業や体育的活動など、学校教育全体を通して計画的に資料の活用を促すことにより、包括的に体力・運動能力の向上を図る。

期待される効果

体育・保健体育の学習内容と発達段階に応じた体力・運動能力の向上とを関連付けた指導資料の活用を通して、全ての学校において計画的・継続的・合理的に児童生徒の体力・運動能力が向上する。

現状・課題

○小・中学校の体力・運動能力は全国水準を維持しているものの、全国平均を継続的に上回るまでには至っておらず、体力総合評価DE群の増加が見られる。
○コロナ禍における長期間の臨時休業及び外出の自粛に伴い、活動量の低下による児童生徒の運動不足や体重増加、運動習慣等生活リズムの乱れが見られる。

【参考】体力総合評価DE群の割合を前年度の県平均と比較すると、小学校では男子が4.4%、女子が0.1%、中学校では男子が4.4%、女子が2.9%上回っている。（「令和元年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査」[スポーツ庁]）

事業目標

- ◆「学校経営計画」における「体」の目標達成に向け、本資料の活用を行う学校の割合 小学校・中学校ともに100%
- ◆各小中学校の体力向上
県の体力合計点が小・中学校ともに継続的に全国平均を上回る。
- ◆体力総合評価DE群の児童生徒の割合の減少
H28～R元年度の平均値から3ポイント以上減少させる。
(平均値・・・小学校：男子32% 女子24% 中学校：男子29% 女子14%)

実施内容

令和2年度の取組

- プログラム（メニュー）の作成
・体力・運動能力を包括的に向上させるために発達段階に応じた行ってほしい運動（動き）を、「ここの子ども体力・運動能力向上プログラム」としてまとめる。
- プログラム（メニュー）の公開
・ホームページで公開するとともに、市町村教育委員会及び各小中学校に配付し、授業での活用を促す。
- 学校経営計画「体」の取組への位置付け
・全ての学年で活用するよう、市町村教育委員会を通じて各学校に依頼する。

令和3年度

1. プログラム作成委員会の開催（3回）

構成員（9名）・・・大学関係者、小学校・中学校・高等学校の各体育連盟、県スポーツ科学センター
・内容の検討、動画作成及び活用周知の協力

2. ここの子ども体力・運動能力向上プログラム解説書及び運動動画の作成

・運動の行い方や指導のポイント、運動の工夫例、関連する体力要素といったプログラムの詳細を説明する。
・撮影した動画をホームページで公開することにより、1人1台タブレット端末での視聴を可能にする。

3. プログラムの説明・活用の推進

・体育主任研修会での周知
・学校訪問時の公開授業における活用
・体育授業改善プロジェクト研究協力者によるモデル実践



令和4年度

体力・運動能力向上プログラム普及・定着事業(新)

1. 授業等でのプログラムの活用

・学校体育推進リーダーによる授業実践の公開

2. 教職員研修

・体育主任会での周知及び実技研修、校内伝達
・夏季実技研修会、センター年次研修、要請訪問

3. 体力・運動能力向上推進モデル校(2校)

・体力課題校を対象に、年間を通じた取組の実施
・プログラムを活用した組織的な取組
・指導主事の訪問等による授業改善の支援

4. 運動習慣形成に向けた取組との連携

・「ここの子ども体力アップチャレンジランキング」への位置付け

令和5年度

プログラム普及・定着事業

1. 実践モデルの構築
・授業実践の公開
・3つの資質・能力の育成及び1人1台タブレット端末の効果的な活用も踏まえた実践
2. 教職員研修
・プログラム未実施の学校での校内研修等の実施
3. 推進モデル校
4. 運動習慣形成に向けた取組との連携



■「幼児期運動指針」に沿った幼児期の身体を使った遊びの実施、

「運動遊びプログラム」の活用等、就学前の取組との連携

事業概要

国がR2年9月にとりまとめた「『学校と地域が協働・融合』した部活動の具体的な実現方策とスケジュール」（「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」）に沿って、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校における働き方改革の両立を実現するための取組を推進する。

〔方策〕・休日の部活動の段階的な地域移行（学校部活動から地域部活動への転換）、合理的で効率的な部活動の推進（合同部活動の推進）

現状・課題

- 「高知県部活動ガイドライン」に基づく部活動が進められているが、部活動に係る教員負担は依然大きい。
- 国は「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、R5年度以降に休日の部活動を段階的に地域移行することを示した。
- 少子化等の影響により、学校単位での部活動が成り立たない状況となってきた。
- 全市町村へのアンケート調査（「これからの運動部活動の在り方について」）において、他校と合同チームを作り、運動部活動に取り組みたいと考えている市町村の割合は県全体で97%となっている。
- 合同チームの取組を推進していくためには、現行の中学校体育連盟の合同チーム編成規程では対応できない状況が生じ始めている。
 - ・新入部員が入り、人数が揃えば合同チームは組めない。
 - ・原則、地区（県内5地区）をまたぐ合同チームの編成は認められない。
 - ・大会出場は原則学校単位であるため、地域単位のチーム編成では大会に出場できない。
- 市町村単位だけではなく、近隣市町村との連携を含め、合同チーム編成での課題を明らかにし、解決を図ることが必要である。



実施内容

■ 地域部活動への移行（令和5年度以降）

- ① 合同部活動の実践も踏まえつつ、中学校における地域部活動の在り方について県教育委員会と各市町村教育委員会において検討
 - ・R3年度から地域部活動の実践研究（スポーツ庁委託「地域部活動推進事業」）の実施
 - ・県スポーツ課、スポーツ協会と連携して、総合型地域スポーツクラブ等、地域スポーツ団体との取組を推進
- ② 県教育委員会と市町村教育委員会連合会で協議を行い、制度設計実施
- ③ R5年度以降に、各地域の実態に応じて段階的に休日の部活動を学校部活動から地域部活動へ移行

■ 中学校の合同部活動（運動部）の推進

- ① 課題解決に向けて、学校及び市町村の意向を集約して協議
 - ・各学校、市町村の意向を集約し、各地区の市町村教育委員会連合会で協議
- ↓
- ・市町村教育委員会連合会役員会で集約
- ↓
- ・「これからの部活動の在り方検討委員会」（大学教授、総合型地域スポーツクラブ関係者ほか）にて協議
- ② 中学校体育連盟との協議、編成規程の改正
- ③ 該当市町村が連携した部活動の運営



高知県総務部政策企画課

〒780-8570 高知市丸ノ内 1 丁目 2-20

TEL : 088 - 823 - 9563

FAX : 088 - 823 - 9267

E-mail : 111601@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県教育委員会事務局教育政策課

〒780-0850 高知市丸ノ内 1 丁目 7-52

TEL : 088 - 821 - 4731

FAX : 088 - 821 - 4558

E-mail : 310101@ken.pref.kochi.lg.jp

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**



高知県は持続可能な開発目標（SDGs）に向けて取り組んでいます。